



播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた古代地域社会像の提示と方法論の構築

坂江, 渉

(Citation)

科研報告書, 22520669

(Issue Date)

2013-03

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005381>



播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた 古代地域社会像の提示と方法論の構築

(課題番号 22520669)

2010（平成 22）年度～2012（平成 24）年度
科学研究費補助金・基盤研究（C）研究成果報告書

平成 25 年 3 月

研究代表者 坂江 渉
神戸大学大学院人文学研究科

2010（平成22）年度～2012（平成24）年度科学研究費補助金・基盤研究（C）
播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた古代地域社会像の提示と方法論の構築

一目 次一

第1部 研究概要

1、研究の目的と課題	1
2、研究組織と研究協力者	3
3、交付配分額	4
4、年度別の研究成果の概要	4
5、五つの研究成果	9
6、発表した研究成果	10

第2部 論考

風土記の地方神話と祭祀儀礼	坂江 渉	13
倭王権の支配構造とその展開	古市 晃	37
古代のミヤケの立地と瀬戸内海	高橋 明裕	59
揖保郡里比定試論	岸本 道昭	63
「住吉大社神代記」にみる古代の山の支配 ～播磨国賀茂郡椅鹿山を中心に～	印藤 昭一	73

第3部 『播磨国風土記』註論 83

(1) 揖保郡越部里櫛坐山条	坂江 渉	83
(2) 揖保郡上岡里殿岡条	高橋 明裕	85
(3) 揖保郡林田里稻種山条	高橋 明裕・坂江 渉	86
(4) 讀容郡邑宝里条	坂江 渉・藤木 透	88
(5) 讀容郡柏原里条	高橋 明裕	92
(6) 宍禾郡安師里条	高橋 明裕	93
(7) 神前郡条（冒頭）	坂江 渉	96
(8) 神前郡高岡里条	高橋 明裕	101
(9) 神前郡多駄里条（冒頭部～邑日野）	井上 勝博	104
(10) 神前郡多駄里八千軍野条	坂江 渉	108

第4部 調査報告 111

神戸市神出窯跡群III「神出鴨谷2号窯」出土の ヘラ書き文字資料のある須恵器甕の調査報告	坂江 渉・古市 晃	111
---	-----------	-----

第1部 研究概要

「播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた古代地域社会像の提示と方法論の構築」

1、研究の目的と課題

本書は、平成 22 年～ 24 年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた古代地域社会像の提示と方法論の構築」の研究成果報告書である。これは平成 19 年～ 21 年度の科学研究費補助金・基盤研究(C)「播磨国風土記を通してみる古代地域社会の復元的研究」(研究代表者・坂江渉)の研究成果を発展させたものである(以下、前研究と略す。なおこの研究の成果報告書は、神戸大学学術成果レポジトリ Kernel <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/kaken/00056457.pdf> でみることができる)。

前研究では、坂江のほか合わせて 5 人の研究分担者を配した。それに対して本研究では、坂江渉(神戸大学大学院人文学研究科特命准教授)を研究代表者とし、古市晃(神戸大学大学院人文学研究科准教授)と高橋明裕(立命館大学文学部非常勤講師)の 2 名を研究分担者とした。以下、第 1 部では、科研申請時書類に書いた本研究の目的、学術的背景、設定した課題などのほか、研究成果の概要や公表などについて記す。第 2 部では、本研究にもとづく成果論文を、第 3 部では、現地調査にもとづく『播磨国風土記』の揖保・讚容・宍禾・神前 4 郡の各条註論を載せた(播磨国内各郡の表記はさまざまあるが、基本的に風土記での記載にしたがった)。第 4 部では、関連する兵庫県内の古代資料の調査結果を記した。

研究の目的 本研究は、『播磨国風土記』の史料校訂を踏まえた徹底的な現地調査をおこなうことにより、古代地域社会像の実態解明とその方法論の構築をめざす。

研究の学術的背景 1990 年代以降、停滞的になっていた古代社会論や家族・村落史(共同体)研究は近年ようやく活性化してきた。南部昇氏や杉本一樹氏らの基礎的な籍帳研究にもとづき、コンピューターの統計処理学的手法に依拠した今津勝紀氏の研究が登場し、飢饉と疫病の蔓延を繰り返す自然環境下における地域生活や世帯構成の実相がみえるようになってきた(今津勝紀「古代の災害と地域社会」『歴史科学』196、2009 年)。また考古学による集落遺跡研究は一段の発展をみせ、とくに 6 世紀代の大規模火砕流で埋没した群馬県の黒井峯・西組、中筋遺跡等の発掘以来、古代集落や居住空間の復元をめぐり活発な議論が積み重ねられつつある。最近ではこれら研究成果と籍帳や国史記事などの史料とを接合する文献史研究もあらわれ、史料上の「家一区」の広さや建物構成、一村の人口規模など、古代の村落景観を具体的に復元する成果なども生まれている(山尾幸久『日本古代国家と土地所有』吉川弘文館、2003 年)。

風土記研究めぐる課題 これら一連の基礎的な復元研究を通じて、大きな課題として浮かび上がってきた点は、『播磨国風土記』には、古代村落論や共同体研究をより具体的に展開できる情報が内包されているにもかかわらず、それが歴史学の立場から十分に活かされていないという事実である。

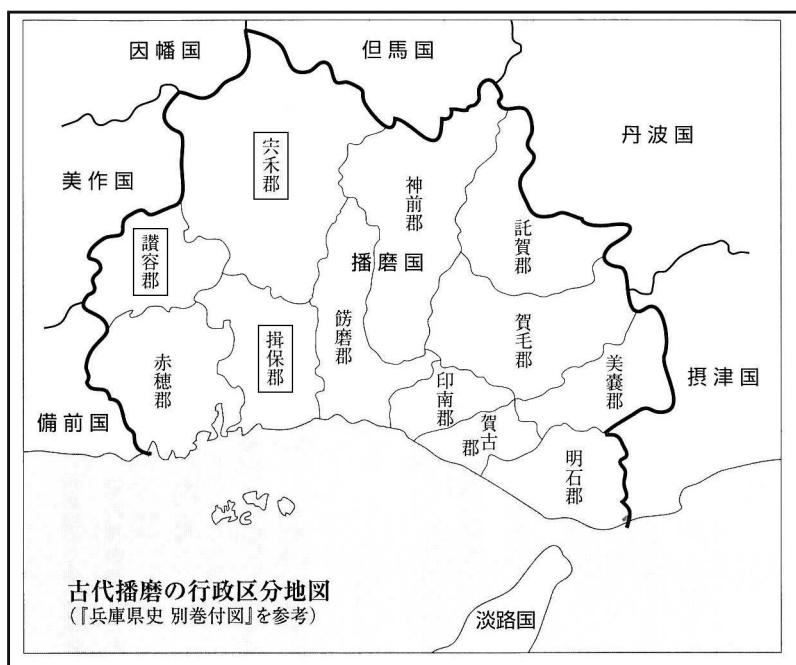
たとえば『出雲国風土記』については、島根県立古代文化センターとそれと共にした関和彦氏らによる現地調査と説話分析が系統的・持続的にすすめられている。その結果、百姓の「家」の配置論や在家共同体論などの理論的成果、あるいは綿密な現地比定とそれに

もちづく史料注釈研究が蓄積されている（古代文化センター編『古代文化研究』1～12号、関和彦『出雲国風土記註論』明石書店、2006年など）。しかし『播磨国風土記』の場合、国文学の立場からの史料論的研究や個別研究はある程度みられるものの、古代の村落や地域社会の実態究明をめざす歴史学的研究は、未だおこなわれていないのが現状である。

研究の目的と方法 そこで本研究では、これまで地元自治体関係者との協力を得てすすめてきた『播磨国風土記』条文の史料校訂と現地調査研究を引き続きおこなって基礎的データの集積につとめるとともに、地名説話の中に含まれる断片的、部分的な神話・伝承の復元、およびその背景にある儀礼・祭祀や共同体的諸関係の中身の提示とその方法論の構築をめざす。

すでに神話学や祭祀史料論などで説かれているとおり、古代の神話・伝承は、単なる机上の創作物や読み物でなかった。それらの多くは実践（儀礼・祭祀）との関わりをもち、神聖な場所と時に語られるべきものであった。したがってその中身の解明は、当時の地方祭祀や儀礼の実態分析に接近できる可能性をもつ。本研究ではこのような見通しにたち、上記の課題解明に迫り、近年盛んになりつつある地域社会論や村落史研究の進展に資するよう努力する。

期間内の研究対象 『播磨国風土記』の地名所載数は、合わせて10郡分（明石・赤穂郡を欠く）、約360件以上に及んでいる。これは完本である『出雲国風土記』の所載数（900件以上）に次いで多い数である。こうした膨大な史料をかかえる『播磨国風土記』のうち、研究グループでは、すでに科研研究や自治体史研究などを通じ、北播地域の賀茂郡、中播地域の神崎郡・飾磨郡、西播地域の揖保郡・宍粟（宍粟）郡などの現地調査研究を試みてきた。本研究ではこれらの実績を踏まえながら、そのうちさらに『播磨国風土記』の揖保・宍粟・讚容（佐用）の西播3郡の地域史料を重点的な研究対象とし、現地調査と遺跡分布調査等を踏まえた地名起源説話分析に着手する。



なぜなら第1に、これら3郡は山陽道・美作道（出雲往還）・因幡道が通る交通の要衝地に位置し、それに起因すると思われる日本海側各地（出雲・伯耆・因幡・但馬等）からの人や神の移住譚、およびそれらと地元勢力との軋轢・紛争をめぐる神話・伝承（=天日槍命や葦原志許乎の戦い・神いくさ、荒ぶる神の交通妨害説話）が風土記条文にたくさん見られる地域であるからである（約15

例）。これらの神話や伝承が何を意味するかについて、現地調査と景観分析をともなった研究をすすめれば、今までなかった交通論や他者の移住論の問題とも関連付けた地域社会像

や新たな方法を構築できる可能性がある。

第2に、これは第1点目と密接に関連するが、揖保・宍粟・讚岐3郡の風土記条文には、神の食膳・杖刺し・井泉掘削・動物関連の話など、合わせて10件以上の神々による「国占め」の地名説話が集中している。この「国占め」の説話は、かつて王権への服属儀礼論の素材として扱われたことがあった。

しかし第1の交通の要衝地での説話であることを重んずれば、地域支配や族長層の土地「領有」の呪術・祭儀に関わる史料としてみることも可能である。関連する現地を実際に歩き、考古学的成果も交えた景観分析をすれば、古代における「国」(クニ)の空間的領域認識、さらには交通論とも結んだ村落論の具体化にもアプローチすることができる。

研究の特色と独創性 ①これまで構築してきた地元自治体関係者との信頼関係をもとにし、さらに計画的・綿密な共同の現地調査体制による研究を試みる点で、今までの『播磨国風土記』研究にはなかった、地域連携を重んじた新たな分析手法と評価できる点、②地域調査に際して、現地における「内側」からの視点だけでなく、他者との交流や交通の視点も重視し、そのため日本海側地域、とくに出雲国の古代史研究を専門とする研究者（森田喜久男氏）を研究協力者として招き、共同研究を試みようとする点、③地元の協力を仰ぐことにより、各地域内の遺跡（官道遺構も含む）や民俗事例情報、さらには中、近世の文献史料情報を積極的に取り込んだ研究になりうる点。

予想される結果と意義 ①今まで十分に活用されなかつた『播磨国風土記』の歴史資料論的な価値を高め、これをめぐる研究そのものの活性化をもたらすこと、②風土記の地名起源説話の中身に踏み込んだ分析を試みることにより、近年の古代村落論に対し新たな研究視角と方法を提供し、研究史全体におけるより豊かな地域生活史像の共有につながる可能性が高いこと、などの意義を有する。

2. 研究組織と研究協力者

本研究では、上記の目的と課題を遂行するため、平成14年(2002)前後から、『加西市史』や『播磨新宮町史』など、兵庫県内各地の自治体史(古代史編)の編纂・執筆、また平成19年(2007)3月刊の『風土記からみる古代の播磨』(坂江涉編著、神戸新聞総合出版センター)の執筆に関与し、さらに平成19年～21年度の科学研究費補助金・基盤研究(C)を遂行した3人の研究者が従事する。また神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターを拠点的な研究施設とする。

本研究に従事する研究者の役割分担は、以下のとおりである。

■研究代表者：坂江 涉（神戸大学大学院人文学研究科特命准教授）

「研究総括、神話・伝承研究」

■研究分担者：古市 晃（神戸大学大学院人文学研究科准教授）

「風土記の史料校訂、寺院・古墳研究」

■研究分担者：高橋 明裕（立命館大学文学部非常勤講師）

「祭祀研究、官道研究」

また『播磨国風土記』の故地のフィールド・ワーク、および他地域との交流の問題と分析にあたっては、地元研究者との連携なしに研究はあり得ない。そこでたつの市教育委員会の岸本道昭氏（旧揖保郡地域）、宍粟市教育委員会の田路正幸氏（旧宍粟郡地域）・佐

用町教育委員会の藤木透氏（旧讃容郡地域）、また出雲との交流分析に関連して、島根県教育庁・文化財課古代文化センターの森田喜久男氏の4氏を「研究協力者」とする。実際、3年間にわたった研究と巡見調査は、こうした地元研究者等との共同調査という形で実施でき、いくつかの点で問題意識や課題点の共有をはかることができた。また前研究以来の共同研究仲間の井上勝博氏にも、註論作成（神前郡多駄里条）の協力を得た。

これらのうちとくに、たつの市教育委員会の岸本氏、および三田市まちづくり部図書館の印藤昭一氏には多大な援助を賜り、本書の論考編にも、共同調査で得られた知見やそれぞれの研究成果の一端を投稿していただいた。岸本氏・印藤氏をはじめとして、本研究に協力していただいた多くの方々に、この場をかりて厚く御礼申し上げたい。

3、交付配分額

	直接経費	間接経費	合計
平成22年度	1,100,000円	330,000円	1,430,000円
平成23年度	700,000円	210,000円	910,000円
平成24年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
計	2,700,000円	810,000円	3,510,000円

4、年度別研究成果の概要

■平成22年（2010）度

- ①主たる現地調査を3回実施し（2010年6月12日、10月9日、2011年3月26日）、『播磨国風土記』の讃容郡邑宝里室原山条（石灰を出すとの記事）、宍粟郡柏野里敷草村条（鉄を出すとの記事）、揖保郡林田里稻種山条の内容についての知見を深めた。とくに稻種山比定地の峰相山系のとんがり山については、地元研究者の協力（たつの市教育委員会の義則敏彦氏、佐用町教育委員会の藤木透氏）を得て、頂上近くに2つの磐座があることが判明し、この山が現在も信仰の対象になっている事実を確認することができた。
- ②現地調査を踏まえた研究分担者会議を3回催し、とくに6月と10月の会議では、播磨・出雲間の交通・交流に関する集中討議をおこなった。その成果を研究代表者である坂江が、風土記研究会（2010年9月）、日本考古学協会2010年兵庫大会（2010年10月）、条里制・古代都市研究会（2011年3月）などの学会において発表した。これにより播磨国風土記研究の現状と課題について、歴史学関係者のみならず、国文学研究者、考古学研究者、地理学研究者らとともに共有することができた。
- ③播磨国と但馬国との交流の問題については、研究分担者の古市が研究をすすめ、その成果の一端を「文献からみた古代の但馬と朝来」と題して報告した（朝来市講演会、2011年1月）。
- ④平成19年～21年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「播磨国風土記を通してみる古代地域社会の復元的研究」の成果報告書の改訂版を2010年8月に刊行した。これを兵庫県内の古代史関係者等に配付して中身について意見等を聞くことにより、本研究の課題や問題点を洗いだすことができた。
- ⑤合わせて3回おこなった現地調査と研究会（分担者会議）の内容は、以下のとおり。

第1回研究会

□ 2010年6月12日（土）

- ・午後1時、たつの市立埋蔵文化財センターに集まり、藤木透氏（佐用町教育委員会）の案内と現地説明を受けながら、讚容郡内の風土記比定地、主要遺跡を巡見した（鹿庭山比定地近くの本位田製鉄遺跡、「室原山」比定地近くの「石灰」関連遺構など）。
- ・坂江と高橋のほか、森田喜久男氏、石野博信氏（兵庫県立考古博物館長）が参加した。

□ 6月13日（日）：たつの市立埋蔵文化財センター学習室にて研究会

- ・坂江涉「風土記科研の目的と課題」
- ・坂江涉「文献史料からみた古代の呪術・祭祀 一播磨国風土記を中心にして一」
- ・高橋明裕「播磨国風土記・揖保郡条の構成からみた内外交通」
- ・森田喜久男氏「山陰地方からみた古代の播磨と出雲の交流」
- ・魚津知克氏（大手前大学）「龍子三ツ塚古墳の調査成果からみた播磨と山陰の交流」
- ・岸本道昭氏（たつの市教育委員会）「揖保郡一八里の実態について」
- ・大平茂氏（兵庫県立考古博物館）「播磨国風土記からみた交通路の祭祀」
- ・討論参加者は、義則敏彦氏（たつの市教育委員会）、藤木透氏（佐用町教育委員会）、田路正幸氏（宍粟市教育委員会）、垣内章氏（宍粟市教育委員会）、田畠基氏（朝来市教育委員会）、石野博信氏。

第2回研究会

□ 2010年10月9日（土）

- ・播磨国風土記の揖保、宍粟両郡に關連遺構、史跡等の巡見調査（宍粟市・千種町など）
- ・坂江、高橋、古市、井上勝博氏（大阪外国语大学）、関和彦氏、飯泉健司氏が参加

□ 2010年10月10日（日）：たつの市立埋蔵文化財センター学習室にて研究会

- ・坂江涉「文献史料からみた古代の呪術・祭祀 一播磨国風土記を中心にして一」
- ・関和彦氏（共立女子学園第2中学高等学校）「勝部と大田の地 一出雲から播磨へ一」
- ・飯泉健司氏（埼玉大学）「播磨国風土記の可能性 一文学研究の観点から一」
- ・井上勝博氏「各報告を聞いてのコメント」

第3回研究会

□ 2011年3月26日（土）

- ・姫路市の峰相山、とんがり山（風土記の稻積山比定地）等を巡見調査。
- ・坂江・高橋・古市・井上・田中禎昭氏、藤木透氏、義則敏彦氏が参加（義則氏の案内による）。

□ 3月27日（日）：たつの市立埋蔵文化財センター学習室にて研究会

- ・坂江涉「科研調査の進捗度合いについて」
- ・古市晃「栗賀大神元記と栗賀大明神元記の書誌的検討」
- ・高橋明裕「『播磨国風土記』にみる物産・開発記事と内外交通」
- ・田中禎昭氏（東京都墨田区立すみだ郷土文化資料館）「古代における『老』と共同体」
- ・中林隆之氏（新潟大学）「東アジア<政治—宗教>世界と日本古代国家」
- ・井上勝博氏「各報告を聞いてのコメント」

■平成23年（2011）度

- ①主たる現地調査を7回、研究分担者会議を2回実施した（研究会はすべて古市晃研究代表・科学研究費補助金・基盤研究（C）「5・6世紀における王宮の存在形態と変遷過程の研究」の研究会と合同開催した。平成24年度も同じ）。本年度は当初の予定とおり、風土記にみえる他国との交流、および中央政治勢力と播磨国との「交通」「交流」に関する共同調査研究をすすめ、とくに播磨一出雲間の交通実態の解明、播磨一摂津間の交通をめぐる基礎的分析などをおこなった。その成果の一部を研究代表者の坂江が、島根県古代文化センター刊『古代出雲の多面的交流の研究』において、「播磨国風土記からみる出雲・播磨間の交通と出雲認識」と題する論文として公表した。
- ②本研究の成果と課題に関する「中間総括」を坂江がおこない、国立歴史民俗博物館共同研究「新しい古代国家像のための基礎的研究会」において、「播磨国風土記からみた古代の西播磨～揖保郡を中心に～」と題する報告をおこなった。また坂江が、『風土記研究』35号において、「歴史学研究からみた『播磨国風土記』研究の可能性」と題する論考を発表した。
- ③『播磨国風土記』の讃容郡条および神前郡条の「国占め」神に関する地名説話の分析をすすめ、現地比定調査を実施した。それとともに、播磨国における最高の地方神「伊和大神」の歴史的位置づけに関する研究をおこなった。このうち現地比定の研究成果の一部については、坂江・古市・高橋が、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『ふくさき再発見』において、「『播磨国風土記』の世界をたずねて～『播磨国風土記』神前郡条の研究～」として発表した。
- ④古代の播磨国に関する出土文字資料に関する須恵器調査（神戸市神出鴨谷2号窯出土のヘラ書き文字資料）を兵庫県立考古博物館の学芸員とともにおこない、播磨国における「王」姓文字資料をめぐる新たな知見を得た。所見については本書第4部を参照。
- ⑤合わせて2回おこなった研究会（分担者会議）と現地調査（7回）の内容は以下のとおり。

第4回研究会

□ 2011年8月19日

- ・「播磨・摂津国境と播磨・丹波国境と交通路について考える」をメインテーマとして、応安4年（1371）『祇園社家記録』祇園執行顕詮の旅日記を踏まえて、つぎのような巡回調査をおこなった（三田市まちづくり部生涯学習課市史編さん担当学芸員の印藤昭一氏の案内による）。
- ・宝塚～生瀬～蓬莱峠～船坂～湯山～湯泉神社～山口庄～畠庄～道場河原～（松山城を右にみる）～家原～牛頭天王社～かうつはた～アミノ山～（播磨国境）人カミ松～（播磨国）ヨコフ～東条ノ八日市。三田市内の羽束山、香下寺付近を通過して、篠山市の「ささやま荘」入り。
- ・参加者は坂江・古市・高橋のほか印藤氏。

□ 8月20日：ささやま荘にて研究会

- ・坂江涉「科研調査の進捗度合いについて」
- ・印藤昭一氏（三田市史編さん担当学芸員）
「摂津国有馬郡の羽束郷をめぐって～有馬温泉と羽束の月～」

- ・『日本史研究』587号（2011年7月）所載の古市晃「五・六世紀における王宮の存在形態」の論文趣旨の説明と内容検討会。
- ・研究会終了後、篠山市内の波々伯部神社、櫛岩窓神社、車塚古墳、篠山市日置～曾地奥～後川上を巡見し、JR宝塚駅にて解散。

第5回研究会

□ 2012年2月18日(土)

- ・1200にJR播磨新宮駅に集合。
- ・その後、佐用町教育委員会教育課企画総務室室長補佐の藤木透氏の案内により、旧讃容郡内の「播磨国風土記」の故地を巡見調査。佐用町東徳久の天一神社（作金神）～東徳久高下の丸山（柏原里笠戸条の「鳴村の岡」＝環流丘陵）～早瀬廃寺～白山神社～太田八幡社～櫛田廃寺（櫛田神社）等をめぐる。坂江・古市・高橋・森田・藤木が参加。

□ 2月19日(日)：国民宿舎「志んぐ荘」会議室にて研究会

- ・坂江涉「『播磨国風土記』にみえる国占め神話について」
- ・高橋明裕「『播磨国風土記』高岡里条からみる神前郡」
- ・古市晃「倭王権の編成形態とその形成過程」
- ・コメント（森田喜久男氏、中林隆之氏、藤木透氏）

個別の現地調査

□ 2011年7月30～31日(高橋明裕)：

- ・古代の播磨一出雲間交通を調査する一環として、第22回出雲古代史研究会（島根県埋蔵文化財調査センターにて）に参加。翌日、奥出雲における吉備地方の影響の痕跡について巡見調査／栗谷神社～飯石神社～神代神社（島根県雲南市三刀屋）～求院八幡神社～鳥屋神社～原鹿神社～沖洲天満宮（島根県斐川町）～若宮神社（出雲市西代町）。

□ 2011年9月11～12日(高橋明裕)：

- ・姫路市埋蔵文化財センターの平成23年度特別展示の見学。その後、姫路市内の船場川、大井川、水尾川流域の遺跡等の立地情況調査を実施／兵庫県姫路市埋蔵文化財センター～土山・土山八幡宮～岡田・八反長遺跡～玉手・仮称大井川区整地内遺跡～飯田・長越遺跡～仮称船場川東区整遺跡～飾磨区加茂・加茂遺跡～加茂神社など。

□ 2011年11月3～4日(高橋明裕)：

- ・姫路市埋蔵文化財センターにて平成23年度秋季特別展示の見学。その後、『播磨国風土記』「船引原」の遺称地確認の目的で、曇川流域（河口域）の地形状況を調査／姫路市埋蔵文化財センター～兵庫県加古川市日岡山・日岡神社～曇川河口水門～神野町神野集落・二塚古墳～八幡町西条城山・八幡宮～加古川大堰・草谷川河口～八幡町中西条宮山遺跡～草谷地区～神戸市西区神出町手中池。

□ 2011年12月28～29日(高橋明裕)：

- ・『播磨国風土記』神前郡高岡里の故地周辺の踏査、また同書の「船引原」遺称地確認の目的で天満大池周辺の地形・水利情況調査／兵庫県神河町役場～福崎町高岡～兵庫県稻美町天満大池～国安天満神社・同お旅所～岡地区～川向地区～百丁場地区。

□ 2012年2月7日(坂江涉・古市晃)：

- ・兵庫県立考古博物館で展示される「神戸市神出鴨谷2号窯出土のヘラ書き文字資料のある須恵器窯」について調査。同館の岡崎正雄氏と森内秀造氏の案内。

■平成24年（2012）度

- ①主たる現地調査を2回実施し(2012年7月1日と2013年3月17日)、また神戸大と福崎町の連携事業としておこなわれた神前郡の風土記故地(多駄里の邑日野、八千軍野)の巡見調査と聞き取り調査にも協力した(2012年8月29日～30日。坂江・高橋のほか井上勝博氏が参加した)。これらを通じて、揖保郡香山里の大鳥山、宍粟郡比治里の宇波良邑・比良美村・川音村、安師里の「安師比売神」伝承地、および神前郡多田里の八千軍野の現地比定地をめぐる最新情報を得ることができた。
- ②昨年度までの研究蓄積を踏まえ、『播磨国風土記』に10例みえる「国占め」神話に関する分析を集中的にすすめ、その成果を坂江渉が「「国占め」神話の歴史的前提－古代の食膳と勧農儀礼－」と題する論考として、『国立歴史民俗博物館研究報告』179集(2013年11月頃刊行)に発表する予定である。これを通じて、古代地域社会像や村落祭祀研究の方法論に対して、一石を投ずることができた。
- ③研究分担者の古市晃が、『播磨国風土記』を素材にした政治史的分析を加え、大化前代の倭王権による地域支配の具体相とその変遷を明確にした。その成果は、2012年度日本史研究会大会・古代史部会共同研究報告で発表されるとともに、『日本史研究』606号(2013年2月)に「倭王権の支配構造とその展開」として刊行された。
- ④合わせて2回おこなった現地調査と研究会(分担者会議)の内容は、以下のとおり。

第6回研究会

- 2012年6月30日(土)：たつの市立埋蔵文化財センターにて研究会
- ・坂江渉「古代の村とサトの地名－『播磨国風土記』を中心にして－」
 - ・高橋明裕「古代のミヤケの立地と瀬戸内海－播磨と吉備のミナケ－」
 - ・古市晃「5・6世紀における倭王権の支配構造」
 - ・コメンテーター：今津勝紀氏(岡山大学)・中林隆之氏(新潟大学)・仁藤敦史(国立歴史民俗博物館)・荒井秀規氏(藤沢市教育委員会)・井上勝博氏(武庫川女子大学)。そのほか岸本道昭氏、田路正幸氏、義則敏彦氏、垣内章氏、片山悠太氏(宍粟市教育委員会)、清水一文氏(高砂市教育委員会)が討論に参加。
- 7月1日(日)
- ・午前9時にたつの市立埋蔵文化財センターに集合して、田路正幸氏(宍粟市教育委員会)の案内で、『播磨国風土記』揖保郡～宍粟郡条の故地を巡見(途中から梅雨の大雨となる)／山崎町金谷山部古墳～川音村遺称地(現在の川戸地区)～宇波良村遺称地(現在の宇原地区)～宇原古墳群～比良美村遺称地(現在の新宮町平見地区)～安富町安志姫神社～「安師比売神」の川塞ぎ伝承地(姫路市安富町皆河の皆河矢倉神社付近、林田川流域)。
 - ・参加者は坂江・古市・高橋のほか荒井氏。

第7回研究会

- 3月16日(土)：たつの市立埋蔵文化財センター学習室にて研究会(午後1時から)
- ・坂江渉「3ヶ年の研究の成果と課題」
 - ・高橋明裕「武庫川・加古川水系分水嶺域からみた東播古代史の展開」
 - ・古市晃「ホムツワケ伝承と葛城氏」
 - ・平石充氏(島根県立古代出雲歴史博物館)「古代地域史断章2題　出雲国のサト・村、史料からみた出雲大社の起源」

- ・井上勝博氏（武庫川女子大学）「『東宮』の出現について」
- ・中林隆之氏（新潟大学）「仏教公伝とその前提」
- ・田中禎昭氏（東京都墨田区立すみだ郷土文化資料館）がコメント。そのほか、義則敏彦
・藤木透・垣内章氏が討論に参加。

□ 3月 17日(日)

- ・たつの市教育委員会の義則敏彦氏のご案内のものと、たつの市内の風土記の関連地、とくに祇園嶽（340m）、亀岩、亀の池（水争い遺称地）等を巡見。

5. 五つの研究成果

3年間の研究期間を通じて、おおむねつぎの5つの研究成果を得ることができた。

①『播磨国風土記』の地名の新しい現地比定

『播磨国風土記』には合わせて360以上の地名が載せられている。このうち前研究で揖保郡を中心とする現地調査をすすめ、そのうち10の条文の史料校訂と注釈をおこなった。本研究ではそれを踏まえ、揖保郡の条文のほか、讚容・宍禾・神前3郡の各条の現地調査も試みた。これにもとづき各地の現地比定をめぐり、従来の通説的理解（日本古典文学大系『風土記』、新編日本古典文学全集『風土記』など）とは異なる新知見を獲得できた。これについては、それぞれの比定地の現地調査を科研チーム単独ではなく、地元市町の文化財担当職員や地域史研究家の協力のもとに実施できたことが大きい。その成果については、本書第2部の岸本道昭「揖保郡里比定試論」、第3部の「播磨国風土記註論」の各項を参照していただきたい。

②地域史研究や村落祭祀論をめぐる新たな方法論の構築

神話学や祭祀史料研究などで説かれているとおり、古代の神話・伝承は、单なる机上の創作物や読み物でない。それらの多くは実践的な儀礼や祭祀との関わりをもち、神聖な場所と時に語られるべきものであった。したがってその中身の解明は、それが実際に語られる場である、当時の地方祭祀のあり方や儀礼の実態分析に接近できうる可能性をもつ。本研究ではこのような見通しのもと、『播磨国風土記』に10例以上の断片史料のみえる「国占め」神話に分析を加えた。それが村落レベルの族長層による食膳と勧農儀礼などの地域支配の中身と密接に関連している事実を指摘した。このような神話の中に含まれる階層性や階級性の問題を重んじる視点をとることにより、民間の神話断片を古代村落祭祀論や地域史研究に利用する事実を提起することができた。その成果については、坂江渉「『国占め』神話の歴史的前提 -古代の食膳と勧農儀礼-」として、『国立歴史民俗博物館研究報告』179集に発表するとともに、その一端を本書第2部の坂江論文にも書いた。

③地名起源説話にもとづく王権論と播磨政治史へのアプローチ

研究を通じて、『播磨国風土記』の地名起源説話の中に数多くみえる王族伝承、吉備・葛城・火明命系などの各氏族伝承などが、大化前代の古代播磨の政治構造や、倭王権による地域支配の構造やその変遷を解明する素材となり得ることが明らかになった。このような方法にもとづく研究成果の一端が、本書第2部の古市晃「倭王権の支配構造とその展開」である。

④播磨国と他国との交流と交通路の解明

播磨国は、律令制下の「山陽道」「美作道」「因幡道」の存在から判明するとおり、交

通の要衝地に位置している。それに応じる形で、『播磨国風土記』の地名起源説話の中にも、たくさんの人や神の移住譚、およびそれらと地元勢力との接触や軋轢・紛争を語る伝承や神話が含まれている。本研究では、このうち出雲地域を中心とする地名起源説話の分析を加え、古代地域社会における出雲認識や、播磨国内における「官道」とは異なる交通路の発見と、その一部復元を試みることができた。その成果については、坂江渉「『播磨国風土記』からみた地域間交通と道 -出雲国との関連で-」（『条里制・古代都市研究』27号、2012年）に発表した。また東播磨地域の内陸部における「摂津一播磨間」の交通路の解明にむけて、古代～中世の交通関連や山林領有关連史料の基礎的分析にも着手した。これについては、本書第2部の印藤昭一論文を参照していただきたい。

⑤播磨国をめぐる地域間交流におけるミヤケの立地と交通関係の解明

『播磨国風土記』に記載されるミヤケの実態解明の一環として、他のミヤケ関連史料との関わりで播磨のミヤケを位置づけた。風土記に記される鯱磨ミヤケは海洋祭祀の要素と立地条件により港湾施設である点、地名起源伝承より美作道と山陽道の分岐点に立地する陸上交通の機能、周辺諸郡に設置されたミヤケ付属水田の存在などの機能と実態が指摘できる。播磨と美作道、瀬戸内海上交通で結ばれる吉備の児嶋ミヤケについて検討したところ、港湾施設、陸上交通、「吉備五郡」と呼ばれる広域支配の機能を有することなど播磨の鯱磨ミヤケと極めて類似していることがわかった。播磨のミヤケ経営に関与する佐伯直は吉備における吉備海部直と対応する役割を果たしていたこともうかがえる。播磨と吉備のミヤケを比較検討することにより瀬戸内海の海上・沿岸の交通システムの実態がみえてきた。以上の研究成果を、研究分担者の高橋明裕が、岡山大学で開催された第19回総合学術研究集会特設分科会「古代吉備の環境と歴史」で報告した（2012年9月）。これについては、本書第2部の「古代のミヤケの立地と瀬戸内海」を参照していただきたい。

6. 発表した研究成果（学会誌への投稿、口頭発表等）

本研究にもとづき、研究代表者と分担者が公表した研究成果は、以下のとおりである。

▼坂江渉（研究代表者）

《論考》

- ①坂江渉「美女伝承にみる古代の婚姻像」『歴史読本』856号、2010年、218-223頁。
- ②坂江渉「『播磨国風土記』からみる出雲・播磨間の交通と出雲認識」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011年、17-31頁。
- ③坂江渉編『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞総合出版センター、2011年、全307頁。
- ④坂江渉「尼崎の砂州地形と呪術・祭祀～津波と大阪湾の潮の流れとの関わりで～」『兵庫神祇』589号、2011年、13-20頁。
- ⑤坂江渉「古代の大坂湾～明石海峡にやって来ていたもの -ウミガメの上陸・産卵-」『兵庫神祇』591号、2011年、22-31頁。
- ⑥坂江渉「歴史学研究からみた『播磨国風土記』の可能性」『風土記研究』31号、2012年、1-17頁。
- ⑦坂江渉「『播磨国風土記』からみた地域間交通と道 -出雲国との関連で-」『条里制・古代都市研究』27号、2012年、77-92頁。
- ⑧坂江渉・古市晃・松下正和・高橋明裕「播磨国風土記の世界をたずねて -『播磨国風

土記』神前郡条の研究-」神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『ふくさき再発見 -歴史をたずねて-』同刊、2012年、1-38頁。本書については、神戸大学学術成果リポジトリ Kernel <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81003852.pdf>でみることができる。

⑨坂江渉「根日女伝承からみる古代の婚姻像 -口承としての歌-」『兵庫神祇』592号、2012年、11-22頁。

⑩坂江渉「ミナトの自然環境と神祭り」三宅和朗編『環境の日本史 2 古代の暮らしと祈り』吉川弘文館、2013年、220-243頁。

⑪坂江渉「『国占め』神話の歴史的前提 -古代の食膳と勧農儀礼-」『国立歴史民俗博物館研究報告』179集、2013年11月頃刊行予定。

《口頭発表》

①坂江渉「歴史学からみた『播磨国風土記』の可能性」、風土記研究会第8回研究発表会、2010年9月11日、姫路市民会館第1教室

②坂江渉「文献史料からみた古代の呪術・祭祀 —『播磨国風土記』を中心にして—」、日本考古学協会2010年度兵庫大会、2010年10月16日、明石市生涯学習センター9階ホール

③坂江渉「播磨国風土記へのいざない ~地名・神話・伝承~」、たつの市立埋蔵文化財センター特別展『播磨国風土記の世界 ~揖保川流域を中心として~』関連講演会、2010年10月30日、たつの市立埋蔵文化財センター講座体験学習室

④坂江渉「播磨国風土記の神話・伝承 一粒丘と神島一」、2010年姫路文学館友の会「研修講座」第4回講演、2010年11月21日、姫路文学館

⑤坂江渉「風土記からみる古代の西播磨」、平成22年度西播磨高齢者文化大学・第21回講座、2011年1月14日、西播磨県民局ホール

⑥坂江渉「『播磨国風土記』からみた地域間交流と道 一出雲国との関連でー」、第27回条里制・古代都市研究会大会報告、2011年3月6日、奈良文化財研究所

⑦坂江渉「ダイコクさんのもう一つのふるさと、播磨 -『播磨国風土記』からみた出雲認識-」、2011年島根県立古代出雲歴史博物館企画展「古代出雲の壮大なる交流」関連講座、2011年3月19日、島根県立古代出雲歴史博物館大ホール

⑧坂江渉「『播磨国風土記』からみた古代の西播磨 -揖保郡を中心に-」、平成23年度国立歴史民俗博物館共同研究発表会、2011年12月23日、兵庫県たつの市志んぐ荘

⑨坂江渉「播磨国風土記の世界」、2012年ひょうご講座「兵庫・神戸を中心とした古代・中世史」、2012年9月14日、兵庫県神戸市県民会館

⑩坂江渉「神話・伝承からみた地域祭祀の諸相」、続日本紀研究会報告、2013年5月10日、アヴィーナ大阪(大阪市)

▼古市晃(研究分担者)

《論考》

①古市晃「山口県山口市出土の古代石文 一いわゆる秦益人刻書石についてー」『LINK』(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センタ一年報)2号、2010年、129-132頁

②古市晃「約半世紀ぶりにみつかった古代石文」『木簡研究』32号、2010年、132-132頁

③古市晃・坂江渉・松下正和・高橋明裕「播磨国風土記の世界をたずねて -『播磨国風土記』神前郡条の研究-」神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『ふくさき再発見 -歴史をたずねて-』同刊、2012年、1-38頁。

④古市晃「倭王権の支配構造とその展開」『日本史研究』606号、2013年、4-28頁。

《口頭発表》

①古市晃「播磨・揖保川流域の開発と渡来人～新発見の古代石文から～」たつの市立埋蔵文化財センター特別展「播磨国風土記の世界～揖保川流域を中心として～」、2010年11月13日、たつの市立埋蔵文化財センター講座体験学習室

②古市晃「文献からみた古代の但馬と朝来」、朝来市主催「平成22年度企画展『但馬の王墓を巡る旅』講演会」、2010年1月15日、朝来市あさご・ささゆりホール

③古市晃「倭王権の支配構造とその展開」、日本史研究会大会報告、2012年10月7日、京都市

▼高橋明裕(研究分担者)

《論考》

①高橋明裕「『播磨国風土記』にみる揖保郡 一柏の葉の信仰ー」『たつの市立埋蔵文化財センター図録』、2010年、57-57頁

②高橋明裕・坂江渉・古市晃・松下正和「播磨国風土記の世界をたずねて -『播磨国風土記』神前郡条の研究-」神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『ふくさき再発見 -歴史をたずねて-』同センター刊、2012年、1-38頁。

《口頭発表》

①高橋明裕「風土記を通してみる揖保川流域の自然環境～鹿と柏と鉄～」、たつの市埋蔵文化財センター特別展「播磨国風土記の世界」連続講座、2010年10月30日、兵庫県たつの市

②高橋明裕「播磨国風土記にみえる動植物祭祀」、宮水学園古社寺会・講座「古代・中世の神祇祭祀と仏教を考える」、2011年1月25日、兵庫県西宮市西福公民館

③高橋明裕「古代ミヤケの立地と瀬戸内海」、科学者会議第19回総合学術研究集会特設分科会、2012年9月15日、岡山大学文学部

(文責・坂江渉)

第2部 論考

風土記の地方神話と祭祀儀礼

坂江 渉（研究代表者・神戸大学大学院人文学研究科特命准教授）

はじめに

小稿は、『播磨国風土記』にみえる地名起源説話のうち、とくに神の「国占め」に関する史料群に光りをあて、その前提にある地域社会における儀礼構造の解明にアプローチすることを目的とする⁽¹⁾。

現存する『播磨国風土記』（以下、単に風土記と記す場合がある）は、和銅六年（七一三）の撰上命令を受け、七一六年頃まで書き上げられ、その後、未完成の草稿本として国衛保管されていたテキストを祖本にするといわれる。『出雲国風土記』のような完本ではなく、文字表記や配列の点で不十分な箇所がある。しかも播磨国管轄下の全一二郡のうち、冒頭の国総記～明石郡、赤穂郡の条文を欠いている。現存本で確認できる地名とその起源説話は三六〇件程度で、所載地名数は『出雲国風土記』の約三分の一にすぎない。



ただし地名起源説話の全体をながめると、興味深い二つの点を指摘できる。一つは、短文だが素朴で定型化されていない説話が多く含まれている点である。地名の由来を最終的に「語呂合わせ」で説明しようとする話がほとんどだが、その際、地方色豊かな神々の話が断片的に引用されている。しかも注目されるのは、播磨国の場合、里名の由来のみなら

ず、村名・山名・川名など、小地名の由来を語る神話断片も収められている点である。もう一つは、地名の由来を外来者の移住・開発や、他所の神の到来などに結びつけた話が多い点がある。その数は全体の三分の一近くに及んでいる（一〇〇件以上）。これらは完本である『出雲国風土記』と比べての大きな特徴の一つである。

このように魅力的な史料群があるにもかかわらず、この間、『播磨国風土記』に対する関心は全体として低かった。一方で飯泉健司氏による国文学的研究⁽²⁾、地元自治体史における新たな地名比定考証がすすんだほか⁽³⁾、さらに二〇〇五年には、唯一の伝本である三条西家本テキストの記述内容を尊重した山川出版社版の『播磨国風土記』（沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著）が刊行された。しかし一部の著名な史料をのぞき、地名起源説話に引用される神話や伝承そのものを本格的に分析しようとする歴史学的考察はほとんどみられなかった。これにはさまざまな要因があるが、そもそも研究者の間で、風土記の説話研究をめぐる方法基盤やその方向性が十分に固まっていないと認識してきた点が大きいのではなかろうか。

しかしこの点については、最近の関和彦氏による一連の研究のほか⁽⁴⁾、すでに石母田正氏による先駆的な研究方法の提示と問題提起があることを忘れてはならない⁽⁵⁾。早く一九五〇年代の石母田氏は、古代日本の地方社会において叙事文学的なもの、物語的なものの成立過程の分析、およびその歴史的意味を問おうとした。その際用いられた分析素材が、『出雲国風土記』意宇郡条の「国引き」神話であった。

この「国引き」の神話は、ヤツカミヅオミヅヌノ命が「國來」「國來」と呼びかけながら、さまざまな「國」（土地）を引き寄せ、まだ「稚なく」小さかった出雲国を「作り縫っていく」という、口承の名残りも含む長文の国作りの物語である。氏はこの神話にもとづく地名起源説話が、もともと宮廷神話（記紀神話）とはレベルを異にする、土地に根を張った民俗的な伝承を基盤にしていたと指摘する。しかしそれは民衆的世界の産物そのものではなかった⁽⁶⁾。氏によると、この詞章は基本的に「出雲の支配層の文化」の所産であり⁽⁷⁾、出雲国のデスボットである国造家の権威と関係するという。そして結局、これが国造一族による支配儀礼や祭祀の中で語られていた口承の一部をなし、最終的に文字化され、『出雲国風土記』意宇郡条の冒頭箇所に収められたと理解する。またその一方、ヤツカミヅオミヅヌノ命の神格については、共同体や民衆の世界から分離・独立をはたそうとする「族長神」的な姿を読み取れる点などを指摘した。

上の石母田説においては、神話と地域祭祀儀礼の不可分の結びつき、すなわち古代の神話が、それ自身、独立した文学作品（読み物）として創作されるのではなく、神祭りの儀式で実践的に語られるもの（口承）であったこと、場合によってそこには、族長層の地域支配のあり方と結びつく儀式内容やその起源（縁起）譚なども含まれていること、また風土記の中にはそういう口承内容が全面的ではなく、断片的に取り込まれている点などが明らかにされている。戦後間もない一九五〇年代に発表された所説であるが、今なお各国風土記の神話分析に際しても、有効な視角と方法を備えた研究と評価できよう。

ところがこれまでの研究史を振り返ってみても、こうした方法は、古代地域社会研究において十分に活かされていない感が強い。かつて一九九〇年頃まで、儀制令春時祭田条集解などの史料にもとづき⁽⁸⁾、村落祭祀研究が盛んな時期があった。しかしその際、またそれ以降の研究において、より具体的で豊かなイメージを提供すると思われる風土記の神話

史料に対しては、ほとんど関心が寄せられて来なかつた。村落史研究と神話祭祀研究の成果が、お互いに交わり、活かされる機会はほとんどなかつた。

そこで筆者としては、石母田氏の方法を積極的に取り入れ、今いちど古代地域社会論や村落史研究にアプローチしたいと考える。ただし素材とすべき『播磨国風土記』に引用される地方神話は、『出雲国風土記』の「国引き」神話のような長文のものはない。短文で体系性のないものがほとんどである。したがつて史料の読み込み作業はそう簡単ではない。

しかしそういう中にあって、比較的長めの説話を含み、ある程度のまとまった考察をできる史料が、「国占め」（占レ国）という言葉をともなう神話群である。『播磨国風土記』には、神の「国占め」を語る話（一〇例）と、事実上それに相当する説話（二例）の、合わせて一二例を確認できる⁽⁹⁾。

これについてはすでに先行研究があり、「国占め」とは事実上、神に体現された政治主体が、一定領域の「クニ」＝土地を占有・領有することを示すと指摘されている⁽¹⁰⁾。まさに古代族長層による地域支配の実像解明に迫りうる用語だといえる。しかし従来の研究では、前述の出雲国の「国引き」神話や、宮中の「ヲスクニ＝新嘗」儀礼分析と結びつけた研究など、それぞれの問題関心に引きつけた個別分散的な考察が少なくない。

そこで小稿では、これを総体として取り上げ、まずは史料の全体的特徴、とくに「国占め」の「国」の範囲の問題など、これがどのような内容を語り得る史料であるかを考えてみたい。その上で、個々の「国占め」神話からうかがえる祭祀儀礼の中身を探りだし、これらを通じて古代の地域社会の実像解明に近づきたいと思う。

一、「国占め」神話の全体的特徴

『播磨国風土記』において合計一二例みえる「国占め」関連史料を一覧化したものが表である（35 頁参照）。まずはこれを参照にしつつ、史料の全体的特徴や、上の神話群が従来の研究との関連で何を語り得る史料であるかを考えてみよう。

（1）西播地域へのかたより

第一に、史料そのものは播磨国全体に広がりをみせているわけではなく、揖保・讃岐・宍粟（宍粟）⁽¹¹⁾という西播三郡地域に集中している事実を確認できる。そもそも「国占め」という言葉は、播磨国以外の現存する四ヶ国の風土記（常陸・出雲・豊後・肥前）において、ほとんど見出すことができない用語である⁽¹²⁾。また表から明らかなように、播磨国内でも東播・中播諸郡の風土記の条文に一切あらわれていない。さらに「地を占める」などの関連史料（表-⑤）も讃岐郡条のものであり、それ以外の郡に見いだすことはできない。こうした事実は、「国占め」という語句が、古代の播磨国内のうち、とくに西播地域を取り巻く歴史的環境と関わっていることを暗示するであろう。

（2）在来神による「国占め」

つぎに「国占め」の主体として描かれる神は、いずれも播磨国内の在来神であることを指摘できる。その内訳は、伊和大神（ないしは大神）が五例、アシハラシコヲノ命が三例、「玉津日女命」「広比売命」「弥麻都比古命」「占国之神」が各一例である。

このうち「玉津日女命」「広比売命」「弥麻都比古命」などは、他の古代史料にあらわれない神名であり⁽¹³⁾、各地の小地域の人々に信仰された土地神であると思われる。また「占レ国之神」についても具体的な神名は記されないが、これもおそらく小地域のローカル神であろう。

つぎにもっとも類例の多い伊和大神は、宍禾郡の石作里伊和村に本拠をおく伊和君氏らが奉斎したと考えられる、播磨固有のローカル神である。記紀神話では一切その神名は登場しない。しかし『播磨国風土記』では、唯一「大神」と称される神であり、これをまつる宍禾郡内の式内社、「伊和坐大名持御魂神社」は、後世、「播磨国一宮」に位置づけられていた⁽¹⁴⁾。

『播磨国風土記』では、この伊和大神に関連する神話の断片を、合わせて二六例数えることができる。そのうち神自らが各地を巡行して「国作り」「国占め」「合戦」「求婚」等をおこなう話が一七例、各地で大神の「子」「妻」「妹」などとされる神の説話が九例にのぼる。これを郡別にみると、宍禾・揖保・讚容郡のほか、鯛磨・神前・託賀の計六郡にも及ぶ。その信仰圏が西播のみならず、中播・北播地域にまで広がっていることがわかる。まさに播磨最高の土地神といえるだろう⁽¹⁵⁾。

こうした伊和大神および伊和系の神々の説話のうち、神自らが「国占め」に関与したと明記する話が三例ある（表-①②⑪）。また風土記で単に「大神」（表-④⑦⑪）と書かれるのも「伊和大神」に含めると、その数は合わせて六例となる。さらに妹神とされる贊用都比売命による「国占め」神話が一例ある（表-④）。

つまり「国占め」に関与する神話の半数は伊和大神系ということになる。この事実は、宍禾郡内のほか、揖保・讚容の二郡の各地においても、伊和大神を「祭神」とする何らかの儀礼が、それぞれの地域勢力の手によっておこなわれていたことを示すであろう。

ただしそうした儀礼をおこなう勢力が、完全に伊和勢力の直接支配下に入っていたとは思われない。一定の独立性を保持したまま、伊和勢力との政治的な同盟関係を築いていたというのが実相であろう。この点については、伊和大神の「国占め」の話が、常に成功譚にはならず、神がそこから「後退」する話など（表-④⑦⑪）、「神威の弱さ」とも読み取れる話が含まれていることからも確認できる（なお後述）。

一方、「国占め」神話中に三例登場する「アシハラシコヲノ命」（表-③⑧⑨）は、『古事記』上巻において「大国主神」の別名と書かれるように、一般的に出雲系とされる他国神である。しかし『出雲国風土記』をみる限り、この神の名は一例も出てこず、何ら事蹟は語られていない。これからわかる通り、この神を出雲系とするのは、あくまで記紀神話における観念上の操作の結果とみるべきである。

とすれば『播磨国風土記』での位置づけが問題となるが、この神が風土記では、むしろ他国から侵入してきた外来神（とくにアメノヒボコ）と対峙して、「鬪う神」として描かれている点が注目される（表-③⑨のほか宍禾郡比治里奪谷条、同郡御方里条など）。つまり播磨を外側から侵略する神ではなく、その逆に播磨各地を守る神という位置づけが、風土記におけるアシハラシコヲノ命の特徴の一つである。

この点に関連して神話学者の青木紀元氏は、『播磨国風土記』の世界では、他国・異郷から侵入する外来神のうち、西播地域への外来神をとくに「アメノヒボコ」で代表させ、それに対抗する地元神は、「アシハラシコヲノ命」＝葦原の國の「醜男」（強い男）とし

て物語る傾向があると指摘する⁽¹⁶⁾。基本的にしたがうべき見解と思われ、結局これらによると、「国占め」の神としてあらわれるアシハラシコヲノ命についても、播磨国 の在来神としてみることができよう⁽¹⁷⁾。

以上のように、『播磨国風土記』における「国占め」の主体として語られる神は、基本的に播磨在来の神々であること、しかもその多くは伊和大神につながる伝承をもつ点を指摘できる。

(3) 「国占め」の前提としての「神戦さ」

三つ目の特徴として、上の二点目とも関わるが、在来の神が「国占め」の行為に至る時、その前提として他神との「競争」や「先後争い」など、神が相互に争う話が挿入されているケースが少なくない点がある。

「はじめに」で述べたように、『播磨国風土記』には他所の神が移動・到来してくる話がきわめて多い（四〇例以上）。このうち到来した神と地元神との関係について、畿内の中央部や、より遠方地域からの神の到来譚では、両者が「衝突」したり「相争う」話はほとんどみられない。ところが隣国（とりわけ日本海諸国）や播磨国内の神々の移動の場合には、「戦い」や「競争」になる説話がたくさん含まれる傾向がある⁽¹⁸⁾。

その中で「国占め」関連の神話においては、「神戦さ」史料を合わせて四例見いだせる（表-③④⑨⑫）。そのほとんどは隣国の但馬国を代表する「アメノヒボコ」に関連する神話である。これらの事実は、後述のように、古代の播磨国の交通関係の実相の一端を語っている可能性が高いといえるだろう。

(4) 「国占め」神話の「クニ」をめぐって

第四に、「国占め」神話の多くでは伊和大神との結びつきが語られているものの、その対象となる「クニ」の範囲は、広大な領域をさすとは思われない点がある。

一般に風土記における「国占め」というと、どうしても前掲の出雲国造家の「国引き」神話での「国」のような広大なものをイメージしがちである。しかし表にみえる通り、『播磨国風土記』の「国占め」の神話は、「里」「村」「川」「岡（阜）」など、小地名の起源説話に掛けて語られている。ここでいう「国」は農民たちの生活に密接する小規模領域をさす可能性が高い。

鎌田元一氏の研究によると、古代日本における「国」という用語は、かなり重層的なものであった。その範囲は、上は「倭国」の「国」のような政治的な単位となるものから、下は農民たちの属する「故郷」としてのクニまで、多様な中身から成り立っていた。つまり現在でも自分の出身地のことを「クニ」と呼ぶような用法も含まれている点に注意しなければならない。そして鎌田氏は、当時の「クニ」が、単に自然物としての大地を意味するのではなく、本来、人間集団の存在を前提とすること、そして第一義的には、「人間の営為」や「生活するところの一地域」と結びついた概念だと指摘している⁽¹⁹⁾。これによると古代のクニがもともと人間との関わりをもち、それを「占める」ことも、人々の生活の場の支配、さらにはそこに住まう人々への支配関係の形成につながることを示唆するであろう⁽²⁰⁾。

これを踏まえていま一度「国占め」神話の中身を見直すと、里（四例）、川（三例）、

村（二例）、岡（二例）、野（一例）など、その対象となる地域が、すべて人々の直接的な共同生活の場といえる小地名と結び付けられているのがわかる。そしてその中には、村の名に結びつけた「国占め」の神話が二例も含まれている事実が注目される（表-⑧⑫）。

これをみると『播磨国風土記』の「国占め」の神話は、事実上「村占め」神話、あるいは村を中心とする生活の場としての「クニ」、そうした「クニ」を、神が「占める」話と言い換えて理解することも可能であろう⁽²¹⁾。

もっとも上の小地名のうち、「里」（サト）が五十戸一里制にもとづく、人為的な行政組織であることはいうまでもない。筆者は「里」を当時の直接的な地域生活単位であるとみるわけではない。しかし『播磨国風土記』を含む多くの古代史料が語るように、「里」という行政組織は、通常、自然村落である「村」が二、三村集まって構成されていた⁽²²⁾。

このうち『播磨国風土記』では、合わせて八〇例近くの「村」関連史料がみえるが、その中の三〇例はすべて固有の名称（地名）をもって登場している。これは村が現実に一つの生活体として機能していたことをあらわすであろう。そして重要なことは、律令制下では、里長をだす「村」が代わると、それにしたがい、それまでの「里」の名称が代わる場合があった事実が指摘されている点である⁽²³⁾。

たとえば『播磨国風土記』の中にも、従来の揖保郡の「漢部里」が、庚寅年（六九〇年）、里長の交代により、「少宅里」に変更された例が収められている。これは里長（=五十戸長）を出すムラが、「漢部」から「少宅」に代わり、それにともないサトの名も「少宅里」に代えられていた可能性を示すのである。

したがって「里」という行政組織名に冠せられる地名の起源説話の多くは、もともとは里制（五十戸制）成立の前から存在する何らかの地名、その中でもとくに可能性が高いのは、自然村落の「村」の地名の起源説話と解しうる余地がある。そうすると「里」の地名の「国占め」神話は、律令制下で里を構成する、特定の「村」をめぐる「クニ占め」神話である場合が少なくなかつたと理解されるのではなかろうか⁽²⁴⁾。

以上のように、『播磨国風土記』の「国占め」神話を、全体としてながめてみると、これは『出雲国風土記』の「国引き」神話のような広大な領域の土地を対象とする神話ではなかった。史料の残り方に地域的かたよりがあるものの、もっと農民たちの身近な場所との結びつき、すなわち村を中心とする生活の場としての「クニ」を領有し、支配することに関連する神話であることが明らかになった。

前述のように、かつて古代の共同体論の一環として、村落祭祀研究が盛んにおこなわれた時代があった。小稿のこれまでの考察にもとづくと、『播磨国風土記』の「国占め」神話も、こうした村落レベルの祭祀・儀礼研究に資する史料である事実がみえてきた。

とすれば、これらの史料からどのような祭祀の構造と支配関係を読み取れることができるのであろうか。

（5）杖立て神事と「国占め」神話の多様性

これについて、従来の研究で一つ明らかにされていることは、春先の稻作の予祝行事の一環として、首長による「杖立て」の儀があったとされる点である。その専論的な分析を加えた菊地照夫氏は、まず古代の「杖」が呪術的性格をもっていたことを強調する。その上で各地の首長たちは春の初め頃、近くの高地に登り、「国見」をおこなう。それとともに

そこで杖を大地に衝きたてる所作をおこなう。それによりその土地に対する新たな支配秩序を、可視的に創出・確認する「国占め」儀式を展開していたと説く。そして『出雲国風土記』の「国引き」神話の中で、ヤツカミヅヲミヅヌノ命が、国引きを終えた後、意宇社に帰り、そこに「御杖」を衝き、「おゑ」といったと語られるのも、もともとはこの「国占め」儀式に根源をもち、それを背景に成立した神話だと指摘している⁽²⁵⁾。

「国」の範囲の捉え方、儀礼に対する農民の関与の問題など、気にかかる点は少しあるが、関連史料を博搜した菊地氏の研究は説得力がある。当時の「国占め」の儀式の中に、「国見」にも連動した杖立ての神事があったことは確実であろう。

播磨国の関連史料に眼を転じても、たとえば粒丘という高台に上がって「国占め」の食事をしようとしたアシハラシコヲノ命は、「杖を以て地に刺し」、そこからは「寒泉」が湧き出したと書かれている（表-③）。これなどは「杖立て」の神事が、支配権の可視的確認という目的のみならず、農民の稻作用の水源地の確保という、勧農の問題と重なり合って実施されていたことを示唆するであろう。

また揖保郡の談奈志里（林田里）の説話によると、伊和大神は「国占め」の時、「御志」^{みしるし}を当地に植えた。するとそこから榆の木が生えたとみえる（表-②）。ここに登場する「御志」も、国占めの可視的標識としての「杖」をさすと思われる。さらに風土記の宍禾郡御形里条では、（伊和）大神の「形見」である「^{まき}楨の御杖」がこの村にあり、だから御形里と呼ぶのだという説が紹介されている。この話も「国占め」の儀礼に関わるもので、大神の「形見」というのは、神がここでその占有標識（=形見）として「杖」を衝き刺したこと、さらにその遺物と伝えられる何らかのモノ（楨などの巨樹）が、当地に現存していたことを語っているのであろう⁽²⁶⁾。

もっとも「杖」を刺した所から泉が湧出したり、植物が生えることは実際にそう簡単にあり得ることではない。これらの話の実相は、もともとそれぞれの村里近くの湧水地（井泉）の前や、高台などのひときわ目立つ樹の下などを祭場として、神に扮した各族長が「杖立て」の「国占め」儀礼をおこなっていたこと、そしてその際、その儀式の由来を語る話（起源譚）と、その「始め神」の功績を示す神話が語られていたのだと思われる。

このようにみると「国占め」のための杖立ての儀式が、春先（旧暦の正月～三月頃）の稻作の予祝行事の一環として、各地でおこなわれていたと理解する菊地説は首肯されるべきである。ただし菊地説に付け加えるならば、一つに、「国占め」の「クニ」の内実を前記のようにみると、この儀式は各地の村の族長層によっておこなわれていたと理解できよう。もう一つは、「寒泉」の湧出伝承などに留意すると、杖立ての「国占め」の儀は、「クニ」内部の人々（農民たち）の再生産保障の問題、すなわち彼らに対する春の勧農行使の可視的確認という側面をもっていた点を見逃せないであろう。

これらが先行研究の成果から確認できる「国占め」儀式の内容の一つである。そのほかの史料をみる限り、「国占め」の話は多様で、かつ季節的にも散らばりがあるようと思われる。儀礼のあり方は単に杖立て神事だけに尽きるものではなかったようである。

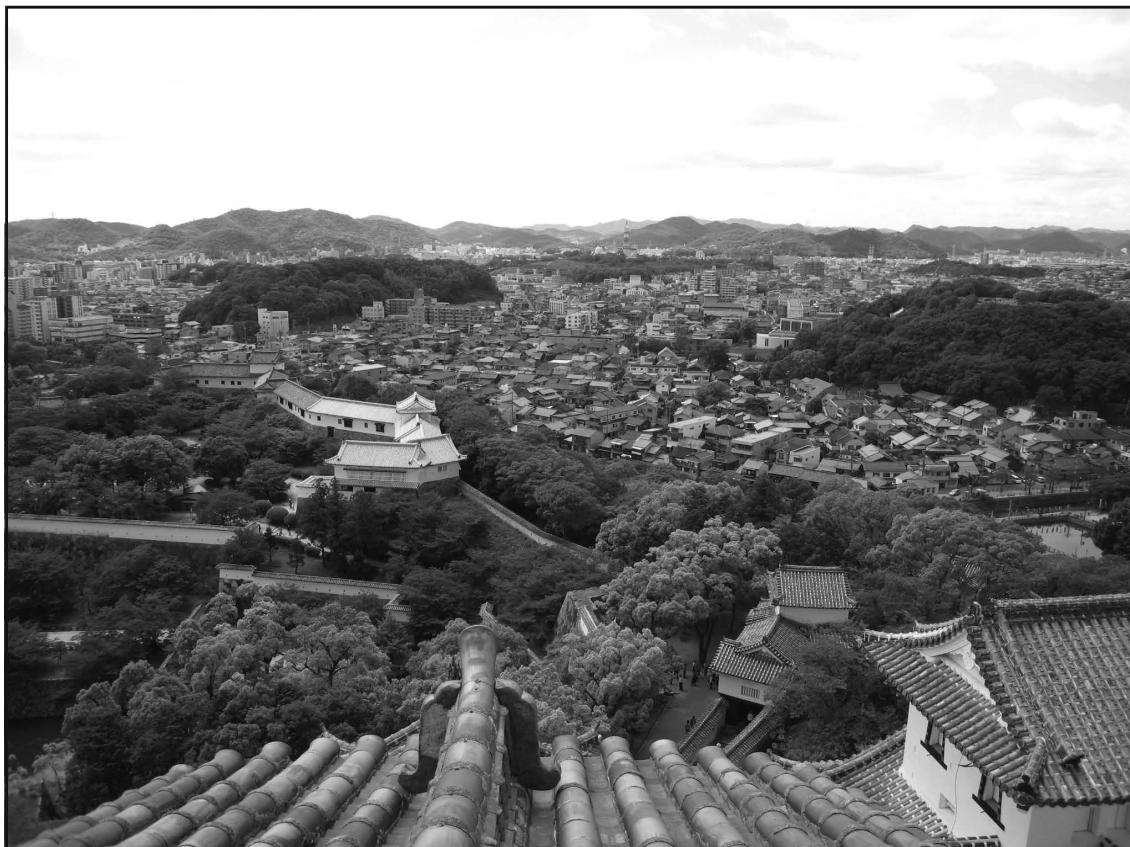
その一つ一つの内容をすべて明らかにすることは難しいが、残る史料をごく大ざっぱに整理すれば、一つは食や食膳に関わる史料群（表-③⑥⑦⑩）、および「鹿」「馬」「鳥賊」など、動物が登場する史料群（表-①④⑦⑨⑪）とに分類できる。これらの史料の中身を詳しくみれば、さらなる儀式内容を復元できる可能性がある。そこで以下、まず前者の史

料群にスポットをあて、具体的に考えてみよう。

二、「国占め」の食膳儀礼

(1) 山上の食事をめぐる神話

『播磨国風土記』は、現存する各國風土記の中で、丘や山上での神の食事や食膳準備に関する説話がとくに多い点を特徴の一つとする。これは播磨国の平野部では、低山であってもひときわ目立つ丘陵がたくさんあり、それらが山麓の農民により稻作の実り（＝食）をもたらす水源地として信仰・崇拜されていたこと、また山上で「食」をともなう祭祀が実際におこなわれていたことの証しであろう。



▲姫路城の西方に広がる丘陵群（右手前は男山、左手前は景福寺山）

そのうち「国占め」関連の史料でも、アシハラシコヲノ命が「粒丘」で「粒」（飯穂）を食べようとした話（表-③）、弥麻都比古命が「井を治り、糧を食した」話（表-⑥）、「国占めの神」が飯戸阜で炊飯をしたという話（表-⑩）など、「食」関連の説話がある。これらをみると、上に述べた、山（水源地）に対する近隣農民の信仰を前提にしつつ、「国占め」の行事として、山上などで食事をとる儀式があったことが明白であろう。問題はその具体的な中身と、またそこで食される食べ物（飯）の調達のされ方である。これらを見る際の一つの手かがりとして注目したいのが、当時の宮中における大王（天皇）の食膳儀礼についてである。

(2) 神がかりによる食膳儀礼と飯の供進

岡田精司氏の研究によると⁽²⁷⁾、古代の宮中祭祀では、大王ないしは天皇が、神座に着いて「神の依り代」となり、神として「神饌」や「神酒」を飲食する行事があったという。氏はその具体例として、毎冬一月の新嘗(神嘉殿)の夜の神事と、毎年六月と一二月の月次祭の「神今食」の行事をあげる⁽²⁸⁾。これらは基本的に天皇の即位儀礼の一つ、大嘗祭の卯日の神事内容と一致する。それぞれの神饌類は、「官田」(宮内省)の民や、あらかじめ「悠紀國」「主基國」に指定された地方の民によって献上されるのが決まりだったと述べている。

これによると、山上での儀礼というわけではないが、その当時、天皇自らが「神がかり」の状態をつくりあげ、神と一体化する形で、地方の民などが供進する「食事」をとる宮中行事があったこと、しかもそれが王権や天皇に対する服属儀礼(食国—新嘗)の一環をなしていたことがみえてくる。

そして注目されるのは、岡田氏がこうした儀礼の起源を、当時の地域社会での祭祀の中身に求め、「神がかり」の祭事は、宮中だけではなく、地方の村落レベルでもおこなわれていたと推定する点である。氏によると、宮中での天皇の「食事」の祭祀儀礼は、早くから象徴的な模倣儀礼になっていく。ところが民間の秋の収穫祭などでの族長層の「食事」の儀礼は、永らく実質的意味合いをもって存続したと指摘している⁽²⁹⁾。

岡田氏のこの見方を参考すると、上にあげた「国占め」神話の背景にある儀式においても、その「国主」である族長自らが、秋の収穫期の神事の時だけ「神」として振る舞い、しかもその神事には地域住民も参加していたこと、そしてその上で「クニ」内部の農民たちが自ら収穫した「飯」(初穂)を捧げ、国主がそれを食する儀礼をおこなっていたといえるのではなかろうか⁽³⁰⁾。

(3) 「飯」を盛る話と粒丘で「粒」(飯穂)を食べる話

このうち族長による「神がかり」について、風土記の史料から直接その状況を読み取ることは難しい。だが農民が山上に「飯」を持ち込み、神々に捧げまつる風があったことは、近年までの各地の民俗行事の多くが語るところである⁽³¹⁾。

また『播磨国風土記』でも、たとえば賀毛郡飯盛嵩条では、「飯盛嵩。右、然号くるは、大汝命の御飯をこの嵩に盛りき。故に飯盛嵩と曰ふ」とある。きわめて短文の神話だが、その前提には「飯」の共食をともなう山上祭祀があったこと、その際、大汝命への飯を盛った主体は、当然、この山の近くに住まう農民たちだったとみるべきであろう。

というのも、これに関連して民俗学の柳田国男が、説話の中の「盛る」という言葉について興味深いことを述べているからである。柳田によると「もる」という和語には、二つの意味があるという。一つは文字通り、ものを積み上げる、一杯にするの意である。もう一つは神や貴人に酒食等を差し出し、「もてなす」「歓待する」の意味である。このうち後者の用法は、今日も「酒盛り」「お盛る」(おごる)などの語句として使われていると説いている⁽³²⁾。

つまり飯盛山という山名には、飯を盛ったような形の山の意味のほか、来臨した神をもてなすために、農民たちが「飯」を差し出す山という意味も込められていた。これは山上祭祀における「飯盛り」や「酒盛り」などの物的基盤が、基本的に農民たちの供出物にも

とづいていることを示唆するであろう。そしてこれを傍証材料として認めるならば、「国占め」の神、すなわち神がかりした族長が山上等で食べたという「飯」も、本来、その近くに住む農民たちが捧げ出したものとみるべきではなかろうか。

表-③に掲げた「粒丘」の説話では、外部から来た「客神」の勢いに畏れをなした「国主」の神のアシハラシコヲノ命は、急いで粒丘に登り食事をしたと記されている。これも単に机上で作られた話ではなく、粒丘という山が、この山麓に広がる「クニ」内部の農民たちが、秋の収穫後、定期的に「飯」を差し出し、それを「国主」である族長が食するという、そのクニの支配権を可視的に確認する儀礼の場所であったことによると推定される。そして「国主」は「客神」に対して普段やっていることをいち早くおこない、自らの土地への「占有」権を主張する点に話の眼目があつたとみるべきではないか。



▲粒丘の比定地の一つ「半田山」（揖保川の右岸。たつの市揖保川町）

先の宮中祭祀をめぐる岡田説も参照して儀礼内容を復元すると、おそらく何日もかけて神がかりの状態をつくった族長は⁽³³⁾、粒丘の山上にのぼり、クニ内部の農民が差し出し新米（初穂）を、自ら神の資格で（神と一体化した形で）食する行為をおこなう⁽³⁴⁾。後述のように、この時の新米の元手である種糀^{はつは}（もとでたねもみ）の一部は、族長の行使する初夏の勧農行事において給付されたものであった。そして族長はこのように呪術的で可視的な行為を、集まってきた農民たちの前で毎年繰り返していた。このことを通じ、この地域の「国占め」の確認、すなわち土地に住もう人に対する支配権を社会的に誇示・更新していたのではないだろうか⁽³⁵⁾。風土記の粒丘の地名起源説話に引用される神話は、この儀式の開始由来を、外来神との「争い」という話を持ち込んで語ろうとする儀礼の起源譚ということになるだろう。

以上のように、風土記の粒丘の神話など「食」に関する史料からは、当時の地域社会における族長層と農民たちとの間の支配・服属の社会関係を凝縮させた、「国占め」の食膳儀礼があることが明らかになった。これを確認した上で、つぎにもう一つの残存史料群に眼を向けてみよう。

三、「国占め」のための勧農行事

(1) 「五月夜」の地名起源説話

前節では、古代の「国占め」の儀礼として、まず春の初め頃、稻作の予祝の一環をなす杖立て神事が、また秋の収穫期には、「クニ」内部の農民との支配・服属関係を可視的に確認する、族長による「飯」を食する行事があることを述べた。しかし「国占め」の儀礼は、これのみで完結しなかった。いわば上にみた「飯」を食する秋の儀式の前提として、もう一つ、「クニ」内部の民の農耕に関わる初夏の儀式があったようである。それが動物、とくにシカに関連する行事である。

その主たる素材となる史料は、表-④の『播磨国風土記』の「五月夜」（讃容）の地名起源説話である。その内容を以下に概略すると、まず兄神の「(伊和) 大神」と妹神の「玉津日女命」の二神が、「讃容」の地で「国占め」争いをおこなった。すると妹の玉津日女命が、シカを生き捕りにして腹を割き、その生血がついた土地に稻種（種糲）をまいた。すると一夜のうちに苗が育ち、それを取り上げて田に植えつけることに成功した。それを見た大神は、「あなたは五月夜に植えたんだな」と言って、他所に去って行った。だから郡名を「サヨ」といい、その神の名を「サヨツヒメ」と名づけた。また今も「讃容の町田」という田んぼがあり、鹿を放した山を「鹿庭山」と呼んだと書かれている。

ここでは「サヨ」の地名起源のほか、郡内の式内社の「佐用都比売神社」の鎮座由来、さらに「讃容の町田」「鹿庭山」などの地名の起源が、国占め争いに勝利した女神の、シカをめぐる呪術的な行為と結びつけて語られている。先の「イヒボ」（粒・飯穂）の地名の場合と違い、説話の中に「サヨ」という地名の、眞の起源を明かす記述は見いだせない。しかし確かなことは、式内社の佐用都比売神社の境域内の祭場＝「讃容の町田」において、毎年旧暦の五月、「国占め」のため、シカの生血を用いた稻作儀礼、——おそらく田植にも連動した「種下ろし」の儀礼がおこなわれていたことであろう⁽³⁶⁾。それを投影させた神話の一部が、上の地名説話の中に引用されていると推定される⁽³⁷⁾。とすれば究明すべきは、神話の背景にある儀礼の実像、とくに稻種にシカの血を浸す意味と、「種下ろし」の具体的中身についてである。

(2) 聖獸としてのシカ

このうちまず前者の点に関していうと、古代におけるシカ（ニホンジカ）は、農作物を食い荒らす「害獸」視される一方（『豊後国風土記』速見郡柚富郷頸峰条）、特別の呪力をもつ「聖獸」として見なされていた点に注意しなければならない。たとえば記紀伝承では、とくに白鹿が山の神の化身と考えられていたことを示す史料がある（『古事記』景行天皇段など）。また宮中祭祀では、「鹿角」「鹿皮」などが、神々をまつる「料物」として用いられ、さらに稻の豊作を期する「タマ振り」儀礼の一種として、大王によるシカの「鳴

き声」を聴く行事が存在したと指摘されている⁽³⁸⁾。

このようにシカは単なる自然の生き物ではなく、稻作の豊饒の祈りと結びついた聖なる動物とも見なされていた痕跡がある⁽³⁹⁾。これはシカがかなり大型の陸上生物であること、牡鹿には毎年角が生え変わること、さらには体毛の色合いや模様が、農耕のリズムに合わせて季節的に変化するという特徴をもっていたことが大きかったらしい⁽⁴⁰⁾。

こうしたシカの腹を割き、その生血を育苗・播種に用いるというのは、一見すると残酷で、シカを聖獣視する考え方と矛盾するようにみえる。しかし古代の人々は、シカを絶対不可侵のものとして崇めていたのではなかった。一方で一定の狩猟の手続きや独特の作法などを経て、それを捕らえ、その「膾」(=肉の細切り)状にした肉片を生け贋などとして神に捧げ、さらに共同飲食の場に供することがあった点に注目すべきである⁽⁴¹⁾ (『播磨国風土記』讃容郡条冒頭、讃容郡笠戸条、宍禾郡条冒頭、神前郡勢賀川条、託賀郡阿富汗条、賀毛郡雲潤里条など)。そしてそれは特別な日、すなわち各地の地域社会の神祭りの時などに実施されていたのであろう。

おそらく祭りの場において、聖獣であるシカの肉は、一定の「生命力」「靈力」を得られる肉として食べられ、人々の貴重な蛋白源になったのでなかろうか。またとくにシカによる農作物被害の多い地方では、シカの狩猟と肉の共同飲食が、一定の間引き (=害獣の部分的駆除) の役割をはたしたと推定されよう⁽⁴²⁾。

(3) シカの血の靈力

これらの点を踏まえた上で、いまいちど「五月夜」(讃容) の地名説話に戻ってみると、当時、シカ肉の神饌献上や共食の儀礼とも関わって、シカの「血の靈力」に期待をかけた、種下ろしの行事もおこなわれていたとみても不思議はないのではないか。平安期以降、極度に肥大化する血に対する「穢れ」意識は、いまだ風土記の時代の地方社会では浸透していないかったといわれる⁽⁴³⁾。

むしろ『播磨国風土記』賀毛郡雲潤里条などでは、川の水を流そうとした丹津日子という神の申し出に対して、この村の太水神という神は、「吾は宍の血を以て佃る。故に河水を欲せず」と答えたという伝承が載っている。ここにみえる「宍」とは、シカないしはイノシシであると考えられ、古代におけるシカなどの血は、忌み嫌われるどころか、逆に田植え等の農村神事において積極的に使用されるのが普通だったことを示すのであろう。シカの血は、その肉片の場合と同様、特別な靈力を帯びたものと考えられ、それに種糲を浸すこととは、その靈力や生命力を種子の中に移し入れることを意味したのであろう⁽⁴⁴⁾。

もともと古代の農民たちの間には、穀物である稻自体の中に神靈の存在を認め、それを重んじ崇拝することが、稻作の豊穣をもたらすと信じる穀靈信仰があった。上のシカの血の呪術は、まさにこのような農民たちの稻魂への信仰を土台とし、稻そのものに対しさらなる聖性を付する行為だったと考えられる。

つまり「五月夜」(讃容) の地名説話からは、その実効性の問題は別にして、シカの血によって稻の成長を早め、その強化と豊穣をはかるとする呪術的な考えにもとづく、「種糲」下ろしの行事が実施されていたと推定できる。このような種下ろしが実施された場所は、前述のように、佐用都比売神社の境域内の「町田」であった⁽⁴⁵⁾。それを毎年五月頃に主宰していたのは、「サヨツヒメ」の神を守護神として奉じ、しかもシカの狩猟行事の実

施主体でもある、この地域の族長であったことであろう。

このようにシカに関わる「国占め」神事のあり方をおさえた上で、さらにその「種下ろし」の内実、すなわち上の町田において、聖なる種糲は実際どのように下ろされたかを考えてみよう。

(4) 勸農としての聖なる種糲の分与・下行

先に掲げた「五月夜」の地名説話では、女神がシカの血を用いた播種を、兄の神に先んじて（一夜のうちで）おこなうことにより、相手はその敗北を認め、他所に移って行ったと伝えられている。これからみて話のパターンは、前節でみた粒丘の「国占め」神話と同一である。この場合、「国占め」にとって決定的に重要とされているのは、その土地で誰よりも先に、いちはやく「種下ろし」をおこなうことである。

ただしそれは単に「讃容の町田」の土地に、種糲が播種・投下されるだけではなかったのではないか。「国占め」の「クニ」という言葉が、本来、生活する人間との結びつきをもつ以上、ここでもそれはその土地に住まう人との関係、すなわちこの儀式には、その「クニ」の農民たちも参加し、実際には一旦播種された聖なる種糲の一部が、彼ら自身に分け与えられたとみるべきではないか。

風土記の本文の中には、農民への分与を語る直接の文言は見当たらない。しかし該当箇所の史料をよくながめると（表-④参照）、玉津日女命が、「一夜之間生レ苗、即令_二取殖_一」（一夜の間に苗生ふれば、即ち取りて殖ゑしめる）と書かれている。

ここでは聖なる種糲の播種について「使役」の助動詞が用いられている。これは説話の前提において、この儀式への第三者の関与、すなわち農民に対する種糲の分与という事実があったことを示唆するのではないかろうか。私見によれば、このような分与・給付の儀式があったからこそ、それが「国占め」の正統化につながるという、「五月夜」の神話が形成されたのだと考えたい。

すでに荒木敏夫氏が明らかにしている通り、古代の耕地占有の帰属を決める上で重要なものは、一般に春における稻種の分与であった⁽⁴⁶⁾。これは荒木氏も指摘する、古代における「加功主義」の原理にもとづく慣習である。またかつて筆者もこの問題に関連して、東大寺の越前国の初期荘園「桑原荘」関連の文書を取り上げ⁽⁴⁷⁾、寄進直後のいわば「端境期」の荘園「地子」の收取権の帰属をめぐり、荘民（寄進前の農民）に対する苗代用の「種子」の下行の有無が、決定的に重要なことを指摘したことがある⁽⁴⁸⁾。

その時、述べたように、ここでいう「種子」の分与・下行は、中世史でいう在地領主による春の「勧農」行事の一つ、すなわち農料の下行に相当するものと思われる。すなわち文書の中で、東大寺領の桑原荘の「荘官」的地位について坂井郡司品治部広耳は、寄進（=天平宝字元年<七五七>四月）直前の春先、すでに「當田貴賤」の者たちに「苗子」を「下し畢えた」事実があったという。それゆえ彼は、当年の地子進上に堪えない旨、すなわち天平宝字元年分の地子の獲得権は、新しい領主の東大寺ではなく、自分自身にある旨を奏上した。それに対して東大寺は、「申すところ理に合ふ」と答え、広耳の申し出をそのまま許可する処置を下している。

あくまでこれは初期荘園の「賃租」経営に関する史料だが、ここからは古代の土地領有や収穫後の「地子」收取に際しては、一般に地域の支配者の側が、種糲（種子）を単に

土地に投下するのではなく、それを実際の耕作者である農民に対して分与・給付することがことが大事だったこと、つまり勧農の実施が、地域支配の正統性の確保（＝「理に合ふ」）につながっていた事実がみえてくる。

これを踏まえて前述の種下ろしの行事を振り返ってみると、それが「国占め」という地域支配の問題に結びついた儀礼である以上、「讚容の町田」の祭場において、これに参加した「クニ」内部の個々の農民たちに対し、種糲の分与・給付という勧農がおこなわれていたこと、しかもそれは聖獸（シカ）の血のついた「斎種」^{ゆだね}の下付という形でおこなわれたとみるべきであろう。

サヨツヒメの神を奉ずる一族の族長は、農民たちの間に存在した稻に対する穀靈信仰を前提としつつ、稻作の豊饒をもたらすと信じられていたシカの血を付した「聖なる稻種」を与えることを通じ、「クニ」内部の農民が「農」につくことを広めるとともに、合わせて彼ら自身の農耕・生産を宗教的・呪術的に支配し、まさにその稻の収穫物（の一部）の獲得を可能にしていたことになる。

古代の「国占め」は、秋の収穫後、そのクニ内部の農民たちが差し出す「食」を摂ることにより一応完了することになる。しかしその前提として農民たちに対し、族長が春～初夏にかけて、前述の「杖立て」行事にもとづき水源地の確保を強調するほか、このような宗教的・呪術的な勧農行為をおこなうことも決定的に重要であった。当時の地域族長による土地領有や農民支配の実現にあたっては、きわめて呪術的な儀礼の形であるにせよ、このような稻作をめぐる共同体的機能、すなわち農民の再生産を保障することも大きな意味をもっていたのである。

おわりに -西播地域の歴史的環境と「国占め」神話-

以上、石母田氏の所説を手がかりとして、『播磨国風土記』の「国占め」神話にスポットをあてた考察をおこなってきた。その結果を示せば、つきの通りである。

まず「国占め」神話は、『出雲国風土記』の「国引き」神話のような広大な領域の支配に関わる神話ではなく、事実上、村の「土地占め」神話と理解される。それは古代の族長層が、その土地（クニ）内部に住まう人（農民）たちを支配するためおこなっていた定期的な祭祀儀礼の中身を反映したものであった。

史料から読み取れるその具体的儀礼の中身としては、一つに、春先の稻作の予祝行事の一環として族長がその土地に杖を衝き立て、支配権と勧農権の可視的確認をおこなうセレモニーがあった。また五月の初夏の頃、「クニ」内部の農民たちを祭場に集め、彼らに対して、シカの血を付した「斎種」を分与、下行する勧農行事があった。さらに三つ目として、前二者の行事を前提として、秋の収穫期になると、見晴らしのよい高台などにおいて、神がかりした族長がその「クニ」の農民たちが作り、差し出した「飯」を食し、それを通じて人々に対する支配権を社会的に誇示・確認する行事があった。

「はじめに」で述べたように、旧来の古代村落論では、村ごとの祭りのあり方をめぐり、儀制令春時祭田条などの史料にもとづき、「村 首」^{むらのおびと}や「社 首」^{やしろのおびと}などによる族長層の祭り（季節的には春の祭り）の準備過程における経済的収取活動、あるいは祭礼の共同飲食の場への参加などの問題に关心が寄せられてきた。しかし風土記の「国占め」神話群に眼

を向けてみると、支配や領有関係を可視的に確認・強化させる目的の農耕祭祀儀礼そのもの、しかもそれが複数存在していたことが浮かび上がってきた。

日本の古代社会は、基本的に稻作を生業とする社会であった。そこで当時の地域社会の支配者たちは、稻作をめぐる農民たちの種々の信仰、すなわち稻作にとって不可欠な水の水源地である井泉や山への信仰、あるいは稻魂（穀靈）信仰などを土台にしていた。上のような農耕・稻作に関わる儀式をおこなっていた。このことを通じ、自己の現実的な支配・領有関係を視覚的に確認し安定化させる作業を続けていたわけである。従来の研究では、このような農民の信仰の問題、さらにはその前提にある再生産保障の問題にまで踏み込んだ考察はなかったのではなかろうか。

筆者はこのような「国占め」神話の前提となる村落支配に関わる儀礼が、多少の異同はあるものの、基本的に列島上の各地で実施されていたと考える。だとすれば、「国占め」関連の神話史料は、なぜ『播磨国風土記』においてのみ、これだけ顕著にあらわれ出しているのであろうか。

この点については、現存する各国風土記の編集方針や、テキストの完本や省略本による違いの問題を含め、いくつかの要因がからんでいたと思われる。その中で筆者がとくに重んじたい理由は、当時の播磨国、とりわけ「国占め」の神話が集中的にのこる、西播地域を取り巻く歴史的環境についてである。

この西播地域は、後世の「山陽道」、「出雲街道（雲州街道）」やそれにつながる「美作道」、「智頭往来」や「因幡往来」などと呼ばれる官道や幹線道路が通ることからわかるように⁽⁴⁹⁾、播磨国の中でもっとも人の往来が激しく、それにともなう外来者の移住・開発・侵入等が顕著なところであった。風土記の地名説話によると、当地における外部からの移住・開発等のあり方は、主に二つの動向をともなっていたようである。

一つは、五世紀末の雄略朝以降の歴史過程、とくに六世紀半ば頃の「餽磨御宅」の設置を画期とする、畿内の古代王権による計画的・政治的な移住・開発策である。もう一つは、おそらくこれと並行してすすみ（途中からは前者と密接に連動しながらすすんだ）と思われる、主に日本海側地域（但馬・出雲国など）からの、人間や小集団による主体的な移住・侵入の動きである。

このうち後者の動きについては、しばしば西播各地の「クニ」＝村のあり方やその国主の支配に対し、さまざまな軋轢や衝突などの影響を与えたようである。たとえば35頁に掲げた表-③によると、アシハラシコヲの神が、この土地の「国主」であったにもかかわらず、「客神」のアメノヒボコに先んじて国占め食事をおこなったという話がみられた。これはかつてアメノヒボコの神を奉じる但馬国の地域集団の侵入が実際にあり⁽⁵⁰⁾、揖保里の地名の母体となった揖保（飯穂）村における旧来のクニ支配を危うくさせる事態があつたことを反映する伝承であったのであるまいか。

また第一節の（3）で述べた、「国占め」の前提として、神同士の「先後争い」や「競い合い」の話が語られているのも（表-⑨⑩など）、各村の在来集団と外来勢力との間の争いの反映だとも理解されよう。さらに『播磨国風土記』の地名説話の中には、一般的に隣国の神々と播磨国内の神との「境争い」の話（託賀郡都麻里条、同郡法太里条など）、あるいは国内神同士の争いの神話が少なくない。こうした事実もこの地における小勢力の移動・到来の頻度の高さをあらわすのであろう。

一方、六世紀以降の畿内勢力の播磨国への計画的な移住・開発は、とくに宍禾郡に本拠を置き、播磨国最高神である伊和大神を奉ずる伊和君の政治的支配のあり方に少なからぬ影響を与えたようである。山尾幸久氏によると、五世紀末の雄略朝～六世紀前半の継体朝頃の播磨（針間）では、それまでの吉備勢力（上道氏系）の政治的影響力が基本的に駆逐され、王権による「準直轄領化」がすすみだしていた⁽⁵¹⁾。そして六世紀半ば頃、播磨国のはば中央部の餽磨地域の沿岸部において、朝鮮半島情勢の緊迫化に対応するための、軍事要衝拠点的ミヤケの一つ、「餽磨御宅」⁽⁵²⁾が設置されるに至る。

これらの一連の過程を通じて、播磨国内各地には、継体勢力系の中央氏族や渡来系氏族の播磨進出、および周辺地域の統合策が本格化したと考えられる。その中で、従来ほぼ播磨全域に勢力を保っていた伊和君一族の支配もかなり動搖することになったのではないか。

この問題に関連して中林隆之氏は、王権への石棺の造成・調達に関与し、播磨国内に居住を確認できる石作連氏の氏族系譜が、継体天皇を擁立・支持した尾張系氏族と同一の、「火明命」を始祖と仰ぐ系譜を有している点に注目する。その上で中林氏は、『播磨国風土記』の中にこの石作氏の勢力が、伊和君の一族が居住する地域に進出したことを窺わせる説話がみられること（宍禾郡石作里条、餽磨郡馬墓池伝承など）、また両氏の奉ずる神同士の勢力交代を暗示させるような神話がみられること（餽磨郡伊和里十四丘伝承）などにより、六世紀の半ば頃までに、それまでの播磨の政治構造が変容し、伊和君の一族の支配力が大きく押さえ込まれたと指摘する⁽⁵³⁾。

風土記の地名説話や神話の中身を、中央政治史の変動の問題とも結びつけて論じた中林氏の解釈はたいへん興味深い。たしかにこの過程を通じて、従来、播磨国最高神である「伊和大神」を奉じてきた伊和君の一族は、政治的な勢いを失い、「後退」することになった可能性は高い。そして代わって王権の側についた播磨直氏が、これ以降、播磨国内においてその勢力を拡大していったとみられる⁽⁵⁴⁾。

つまり六世紀代の播磨国西部地域では、交通の要衝に位置することにも起因して、小集団の頻繁な移住・侵入がつづくとともに、中央政治の変動に連動した畿内勢力の計画的・政治的な進出が始まった。また王権による周辺地域（とくに日本海側地域）の統合策の進展により、前者の動きは新たな局面を迎える、人の出入りはより激しくなったと考えられる。このような一連の事態の進行が、『播磨国風土記』の西播（揖保・讚容・宍禾郡）地域の地名起源説話にたくさんみられる、地元神による「国占め」の起源を語る話やその支配の正当性を語ろうとする神話、あるいは播磨の最高神である伊和大神の「神威」の不完全さを語る神話の形成につながったのであろう。『播磨国風土記』の中に、「国占め」神話が多く残っている大きな理由としては、このような六世紀以降の播磨国の他地域との交通関係と人の動きの進展、および畿内勢力との政治的な交流の変動が横たわっていると考えられる。

-
- (1) 小稿で用いる風土記のテキストについては、すべて山川出版社刊の各国風土記（沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著）を参考にした。
- (2) 飯泉「播磨国風土記・粒丘伝承考 -<国占め>伝承の基盤と展開-」（『上代文学』六三、一九八九年）、同「播磨国風土記・佐比岡伝承考」（『古代文学』三三、一九九四年）、同「三山相關（上・下）」（『國學院雑誌』一〇〇一八、九、一九九九年）、同「風土記（在地伝承作成者）の視点」（『埼玉大学紀要教育学部〔人文・社会科学Ⅱ〕』四八一一、一九九九）、同「播磨国風土記」（植垣節也・橋下雅之『風土記を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇一年）、同「仏像に似る神—播磨国風土記神嶋条の表現性—」（『国語と国文学』八一一一、二〇〇四年）、同「播磨国風土記 -『素朴』に隠された編纂者の知恵」（『国文学 解釈と鑑賞』七六-五、二〇一一年）など。
- (3) 『加古川市史』第一巻（兵庫県加古川市、一九八九年）、『福崎町史』第一巻（兵庫県福崎町、一九九四年）、『太子町史』第一巻（太子町、一九九六年）、『御津町史』第一巻（御津町、二〇〇一年）、『小野市史』第一巻（小野市、二〇〇一年）、『播磨新宮町史』史料編 I（兵庫県新宮町、二〇〇五年）、『揖保川町史』第一巻（揖保川町、二〇〇五年）、『加西市史』第一巻（加西市、二〇〇八年）、『香寺町史 村の歴史』通史編（姫路市、二〇一一年）、『高砂市史』第一巻（高砂市、二〇一二年）など。また揖保郡の里の新たな比定地考証については、本報告書第2部の岸本道昭論文、宍粟郡の里については、田路正幸「宍粟郡の成り立ちとアメノヒボコ伝承」（『いひほ学研究』2、2010年）を参照のこと。
- (4) 関『風土記と古代社会』（塙書房、一九八四年）、同『日本古代社会生活史の研究』（校倉書房、一九九四年）、同『古代出雲世界の思想と実像』（大社文化事業団、一九九七年）、同『新・古代出雲史』（藤原書店、二〇〇一年）、同『古代出雲への旅』（中公新書、二〇〇五年）、『出雲国風土記註論』（明石書店、二〇〇六年）、同『古代に行った男ありけり』（今井出版、二〇一二年）など。
- (5) 石母田「古代文学成立の一過程 —『出雲国風土記』所収「国引き」の詞章の分析—」（同『神話と文学』岩波書店、二〇〇〇年。初出は一九五七年）。
- (6) 石母田前掲書、一六八頁、一八〇頁など。
- (7) 石母田前掲書、一五九頁。
- (8) 新訂増補国史大系『令集解』儀制令春時祭田条。
- (9) 近年筆者は、『播磨国風土記』についてさまざまな角度から共同研究をすすめている。その成果としては、坂江涉編『風土記からみる古代の播磨』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年）、坂江涉編『平成一九年度～二一年度科学研究費補助金・基盤研究(C) 播磨国風土記を通してみる古代地域社会の復元的研究【改訂版】』（神戸大学大学院人文学研究科、二〇一〇年。本報告書は神戸大学学術成果リポジトリで公開中）などがある。

- (10) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗 一食国（ヲスクニ）の背景一」（同『古代王權の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年。初出は一九六二年）、小松和彦「日本神話における占有儀礼 一風土記を中心に一」（『講座日本の神話 7』〈日本神話と祭祀〉有精堂出版、一九七七年）、飯泉前掲論文「播磨國風土記・粒丘伝承考 一〈国占め〉伝承の基盤と展開一」など。
- (11) 播磨国内の郡名表記はさまざまあるが、小稿では原則として風土記の記述にしたがう。
- (12) 『出雲國風土記』の仁多郡三処郷条には、「大穴持命、『此の地、田好し。故に吾が御地として古より経める』と詔る。故に三処と云ふ」とある。この史料は事実上、『出雲國風土記』にみえる「国占め」神話の一つといえるだろう。
- (13) 讀容郡の邑宝（大）村を「占めた」という「弥麻都比古命」（表-⑥）については、これを天皇名（ミマツヒコカエシネ=孝昭天皇）と考える見解がある。しかしその蓋然性はきわめて低い。むしろ古代史料の中に、「皇孫」「天孫」の言葉があるように、「弥麻」 = 「孫」ではなかろうか。つまり某神の「孫の彦神（男神）」というのがその神名の意味である。『延喜式』の神名帳によると、阿波国名方郡に「御間都比古神社」という式内社があり、これも同種の神名だと思われる。とすれば播磨国での「弥麻都比古命」が何神の孫神であるかが問題になるが、今後の課題とする。なお風土記の餽磨郡条冒頭にみえる「大三間津日子命」についても、ひとまず上と同様に捉えておきたい。
- (14) 中世諸国一宮制研究会（代表：井上寛司）編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇〇年）。
- (15) 「延喜神名帳」によると、東播の明石郡と西播の赤穂郡において、それぞれ「伊和都比売神社」を名乗る式内社がある。これを伊和大神に関連する社名とみると、伊和大神の信仰圏は、ほぼ播磨一国に及んでいたと理解できる。
- (16) 青木『日本神話の基礎的研究』（風間書房、一九七〇年）、第一編第一章「風土記の神」。
- (17) なお青木氏は、アシハラシコヲノ命の「鬪う神」としての性格は、伊和大神とも通ずる点であると指摘する（表-④⑫のほか『播磨國風土記』神前郡多駄里梗岡条など）。ところが氏によると、アシハラシコヲノ命という神の名は、地元民の信仰に根ざした神名ではなかった。そこで西播地域では、結果として、この神と「伊和大神」とが相重なる傾向を生じたと説いている。ただしその一方で青木氏は、両者を最初から同一の神とみるのは間違いで、別々の根拠の上に存在する神であることも強調している（青木前掲書、七五頁）。
- (18) 拙稿「『播磨國風土記』からみる出雲・播磨間の交通と出雲認識」（『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、二〇一一年）。
- (19) 鎌田「日本古代の『クニ』」（同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年。初出は一九八八年）。
- (20) これに関連して古代の土地所有をめぐり、すでに興味深い論点を示しているのは菊地康明氏である。菊地氏は、広く前近代社会の土地所有の解明にあたっては、人と物との物権的視角ではなく、物（大地としての土地を含む）をめぐる人と人との社会的関係の解明こそが重要だと説いている（同『日本古代土地所有の研究』〈東京大学出版会、

一九六九年)、二七五～二七八頁)。基本的に継承すべき見方と考えられ、これにしたがって「国占め」の説話を見直してみると、従来とは異なる形の歴史像を得られるように思われる。

- (21) 古く神話学者の松村武雄氏は、『播磨国風土記』にみえる「国占め」神話について、それが、「原初文化史的に観すれば『村占め』に他ならぬ」と指摘している(同『日本神話の研究』第一巻<培風館、一九五四年>、二八八頁)。
- (22) 鬼頭清明「郷・村・集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二、一九八九年)。
- (23) 山尾幸久『日本古代国家と土地所有』(塙書房、二〇〇三年)、三一四頁。
- (24) なお「里」の名が、既存の「村」名ではなく、里内のそれ以外の小地名(自然地名)や、新たに創出されるケースがあったことは否定できない。これらの問題全体については別稿を用意している。
- (25) 菊地「国引き神話と杖」(『出雲古代史研究』一、一九九一年)。
- (26) なお『播磨国風土記』揖保郡枚方里の大見山条では、品太天皇(応神天皇)がこの山の嶺で国見したから「大見山」と呼んだとみえている。それにつづく条文では、「御立ちする処に盤石あり。高さ三尺ばかり、長さ三丈ばかり、広さ二丈ばかり。その石の面には、往々に壅める跡あり」とある。そしてこれを名付けて、「御沓と御杖の処と曰ふ」と記されている。これをみると、本史料は品太天皇を主人公とした地名起源説話となっているが、もともとは、国見行事と連動した、地元神を主人公とする「国占め」神話をオリジナルにしていた可能性が高いといえるだろう。
- (27) 岡田「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」(同『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年)。
- (28) このうち毎冬一一月の卯の日の新嘗の夜の神事では、天皇は自ら「高皇產靈尊」となり、「嚴瓮之糧」を「嘗」める神事をおこなう。その内容は、『日本書紀』の神武即位前紀の、神武天皇による「顕斎」の神話と表現されているという(岡田前掲論文「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」、一〇〇～一〇一頁)。
- (29) 岡田氏は、当番神主(一年神主)が祭儀の期間だけ神として振る舞い、供物などを口にする民俗事例をいくつか紹介し、今日、全国的に有名な神がかりの神事として、出雲国の美保神社の「蒼柴垣神事」をあげている(岡田前掲論文「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」、一〇一頁)。蒼柴垣神事については、和歌森太郎『美保神社の研究』(国書刊行会、一九七五年。初出は一九五五年)、島根県古代文化センター編『島根半島の祭祀と祭祀組織』(島根県古代文化センター、一九九七年)を参照のこと。
- (30) ただし岡田氏は、宮中の「新嘗」「神今食」の儀に関わる説話群には、「食」の要素とともに、「性」の要素も濃厚に入っていると指摘している。氏によると、かつてこれらの儀式には、「神がかり」した大王と、貢上してきた地方豪族の子女(采女)による「聖婚儀礼」も実施されていたという(岡田前掲論文「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」、一〇二～一〇六頁)。しかし『播磨国風土記』をみる限り、祭祀時の「性」の要素は、歌垣に関連する史料以外に感じ取れない。
- (31) たとえば播磨国の揖保郡の故地の一つ新宮町(現在はたつの市新宮町)でも、一九六〇年代の半ば頃まで、毎年卯月八日(四月八日)には、弁当を持参して山に登り、海を眺めたり、豊作祈願をしたりする風習があったという(『播磨新宮町史』編纂委員会

古代史部会が二〇〇三年七月一五日を開催した歴史講座参加者におこなった聞き取り調査による)。

- (32) 柳田『食物と心臓』(ちくま文庫版全集一七、初出は一九四〇年)「酒もり塩もり」。
- (33) 山城賀茂社のタマヨリヒメ、三輪の大物主神の妻となったイクタマヨリヒメの話など、一般に古代では、神のタマ(魂・玉)を依り憑かせるのは、女性(巫女)の役割というイメージが強い。しかし六国史には、男性が「神がかり」した話も載せられている。たとえば、壬申の乱の最中、大和国高市郡の大領高市県主許梅は、「にわかに口閉びて言ふこと能はず。三日の後に、方に神着りて言はく、吾は高市社に居る、名は事代主神なり。また身狭社に居る、名は生靈神なり」といったという(『日本書紀』天武天皇元年<六七二>七月条)。また貞觀七年(八六五)、甲斐国八代郡の擬大領無位の伴直真貞は、浅間明神(富士山)の託宣を下したといい、『日本三代実録』ではそれについて、「真貞の体、或は伸びて八尺ばかり、或いは屈みて二尺ばかり、身を変えて長短をなし、件等の詞を吐く。国司之を卜筮に求めるに、告ぐる所、託宣と同じ」と書かれている(同書、貞觀七年一二月九日丙辰条)。ただしこのうち前者の史料にみえる大領高市県主許梅は、女性である可能性も否定できない。
- (34) 前述のように、毎冬一一月の卯の日の新嘗の夜におこなわれる宮中神事では、天皇は自ら「高皇產靈尊」となり、「嚴瓮之糧」を「嘗」める行為をおこなったといわれる(岡田前掲論文「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」)。これによると新嘗の神事で天皇が憑依させる神靈は、天皇家の「祖靈」ということになろう。しかし古代の民間レベルの神祭りの世界において、「祖靈」信仰が芽生え出すのは、平安時代以降のことだと思われる。風土記の時代においては、族長層が自らに憑依させるものは「祖靈」ではなく、自然物そのものを体現させた地域の「守護靈」とみるべきである。
- (35) ただし説話によると、食事の際、神はご飯粒をこぼしたと書かれている。こういう記述になったのは、よほど神が慌てていたという、やや滑稽なニュアンスが込められていると思われる。それとともにこの儀式が、限られた人間だけが参列する「秘儀」であったのではなく、一定の公開性をもっていたことをあらわすであろう。
- (36) 『三国志』卷三〇の魏書東夷伝の韓条には、三世紀代の韓人の習俗として、「常に五月を以て種を下ろし、訖って鬼神を祭り、群聚して歌舞し、飲酒して昼夜休むことなし。その舞ふや數十人、俱に起きて相隨ひて地を踏み、手足を低く昂くして相応じ、節奏は鐸舞に似たるあり。十月の農功おわれば、またかくの如し」(中華書局版『三国志』三<魏書三>、八五二頁。原漢文)と記されている。
- これはあくまで朝鮮半島の「韓人」の稻作の祭りに関する情報であるが、風土記の時代の播磨国の讚容郡地域でも、毎年これと同様、陰暦の五月頃、田植えと連動する「種下ろし」に関わる祭祀・儀礼があったと想定しておきたい。なお各地の農耕祭祀の民俗や田遊び(芸能)の研究をおこなった新井恒易氏によると、列島上の農耕祭祀儀礼において、伝統的に盛大な規模の行事は、旧暦五月の「種下ろし」と一〇月の「收穫」の、二つの祭りであるという(同『農と田遊びの研究 下巻』<明治書院、一九八一年>、同『日本の祭りと芸能』<ぎょうせい、一九九〇年>)。
- (37) 横田健一氏もこの史料の中身について、動物犠牲をともなった「祭儀神話」の断片とみている(横田『日本古代の精神 一神々の発展と没落一』講談社、一九六九年)。

- (38) 岡田精司「古代伝承の鹿」(同『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年。初出は一九八八年)。辰巳和弘『風土記の考古学 一古代人の自然観』(白水社、一九九九年)第七章「獸」、一六六頁など。
- (39) 弥生時代の農耕祭祀道具といわれる各地の銅鐸には、さまざまな動物が描かれている。その数がもっとも多いのがシカである。全体の六割以上を占め、ついでサギ・魚・イノシシの順だという(国立歴史民俗博物館編『歴博フォーラム 銅鐸の絵を読み解く』(小学館、一九九七年)、一四一頁)。なお考古学者の小林行雄氏は、すでに早く一九五九年の段階で、古代のシカが「土地の精靈」と見なされていたことを強調している(同『古墳の話』岩波新書、一九五九年)。
- (40) この点に関連して考古学者の春成秀爾氏は、「鹿の角は稻とともに成長し、稻が稔る秋には完成して成長してとまる。毎年、夏から秋にかけて例外なく見事に成長する鹿の角は、稻の成長を誘導する特別な靈力をもつものとして、稻作民の眼に映るようになったのではないだろうか」と述べている(国立歴史民俗博物館編前掲書、一四四頁)。
- (41) 海の生物であるウミガメも、古代以来、今日に至るまで、各地で聖獸視される動物である。ただしそれは絶対的な崇敬をうけていたわけではなかった。祭りなどの特別の日、産卵のために上陸したウミガメの一部は、「聖界」から「俗界」入りの可視的確認など、特別の作法を経て捕らえられ、共同飲食に付されるような習俗があったようである(拙稿「神戸・阪神間の浜辺にやって来ていたもの 一ウミガメの上陸・産卵をめぐる文化史」(拙編著『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞総合出版センター、二〇一一年))。
- (42) なお『播磨国風土記』の「五月夜」の地名起源説話の末尾には、わざわざ「即ち鹿を放ちし山を鹿庭山と号く」とあることからみて、供犠用に捕らえられたシカのうち、共同飲食や血の呪術用に供される以外のシカはみな放獣されたとみられる。
- (43) 大山喬平「中世の身分制と国家」(同『日本中世農村史の研究』(岩波書店、一九七八年)。初出は一九七六年)、三九九頁。
- (44) 祭祀と供犠の関係を分析した中村生雄氏によると、殺生禁断の仏教思想や血の「穢れ」意識が蔓延する以前の地域社会では、「生きものの血の中」に、「いのちのエネルギーの源」をみとめる観念が存在したと推定する(同『祭祀と供犠 一日本人の自然観・動物観一』(法藏館、二〇〇一年)、四頁)。また民俗学者の野本寛一氏は、古代において稻に活力を与えると考えられたものは、五月頃にちょうど出産期を迎える牝鹿の「腹の血」ではなかつたかと指摘する(同『共生のフォークロア 一民俗の環境思想一』(青土社、一九九四年))。
- (45) 横田健一氏は、「讚容の町田」について、佐用都比売神社の「マチ田」、すなわち「祭り田」「神田」であり、それが風土記編纂の当時まで存在していたのだと指摘する(横田前掲書、一二六頁)。
- (46) 荒木「8・9世紀の在地社会の構造と人民 一律令制下の土地占有の具体化によせて」(『歴史学研究』別冊特集、一九七四年)。
- (47) 天平宝字二年(七五八)正月十二日「越前国坂井郡司解」(『大日本古文書』東南院文書之二、一六〇頁)。
- (48) 拙稿「土地所有と律令国家」(『日本史研究』三三一、一九九〇年)。

- (49) 兵庫県教育委員会編『歴史の道調査報告書第二集 山陽道（西国街道）』（兵庫県教育委員会、一九九二年）、岡山県教育委員会編『岡山県歴史の道調査報告書第四集 出雲往来』（岡山県教育委員会、一九九三年）、兵庫県教育委員会編『歴史の道調査報告書第四集 美作道』（兵庫県教育委員会、一九九四年）、鳥取県教育委員会文化課編『鳥取県歴史の道調査報告書第一集 智頭往来』（鳥取県教育委員会、一九八九年）、岡山県教育委員会編『岡山県歴史の道調査報告書第五集 因幡往来・因幡道・倉吉往来』（岡山県教育委員会、一九九三年）など。
- (50) 『播磨国風土記』にみえるアメノヒボコ=「天日梓（槍）命」については、これまで日本海ルートからの新羅系の渡来集団の象徴的存在として捉えられてきた。しかし小稿ではこれを朝鮮から渡来してきたと伝え、さらに出石郡の伊豆志神社の「八種の宝」=「珠二貫・振浪比礼・切浪比礼・振風比礼・切風比礼・奥津鏡・辺津鏡」（『古事記』中巻、応神天皇段）を将来したという伝承をもつ、但馬国を代表する神格であると理解している。
- (51) 山尾『日本古代王権形成史論』（岩波書店、一九八三年）。
- (52) 『播磨国風土記』飫磨郡条の末尾には、飫磨御宅が「大雀天皇の御世」=仁徳朝に設置されたと書かれる。しかしこれは「聖王」「聖帝」とされた仁徳天皇=「仁政」観にもとづく潤色と考えられる（仁藤敦史『古代王権と支配構造』第二編第二章〈吉川弘文館、二〇一二年〉参照）。飫磨御宅も含めた瀬戸内海沿岸部のミヤケの設置は、実際には、六世紀半ば前後の時期の朝鮮半島情勢の緊迫化に対応した、王権による軍事的拠点の整備・拡充策と密接に関連していると考えられる。
- (53) 中林「石作氏の配置とその前提」『日本歴史』七五一、二〇一〇年。
- (54) なお直木孝次郎氏は、伊和君をめぐる勢力交代時期について、同氏はおそらく五世紀代に朝廷勢力によって圧倒されたと指摘する。そして伊和君氏に代わって播磨中央部に勢力を持ち出したのが佐伯直氏で、やがて同氏は播磨国造に任命されたと説く（『兵庫県史』一〈兵庫県、一九七四年〉、三八八頁）。

表『播磨国風土記』の「国占め」神話の関連史料一覧

○郡名・地名	登場する神名	国占め神話（地名起源説話）の中身
①揖保・香山里	伊和大神	香山里。（本名、鹿来墓）。土下上。所以号鹿来墓者、伊和大神、占レ国之時、鹿来立於山岑一。山岑、是亦似レ墓。故、号三鹿来墓一。後、至三道守臣為宰之時一、乃改レ名為三香山一。
②揖保・林田里	伊和大神	林田里。（本名、談奈志）。土中下。所以称淡奈志者。伊和大神、占レ国之時、御志植于此處一、遂生榆樹一。故、詳名淡奈志一。
③揖保・揖保里粒丘	葦原志挙乎命 (vs天日槍命)	揖保里。（土中中）。所以粒者、此里依於粒山一。故、因レ山為レ名。粒丘。所以号二粒丘一。天日槍命、從二韓國一度來、到於宇頭川底一而、乞宿於葦原志挙乎命一曰、汝為二國主一。欲レ得吾所レ宿之處一。志挙、即許海中一。爾時、客神、以レ劍攬海水而宿之。主神、即畏客神之盛行一而、先欲レ占レ國巡上、到於粒丘一而食之、於レ此、自レ口落レ粒。故、号二粒丘一。其丘小石。比能似レ粒。又、以レ杖刺レ地。即、從二杖處寒泉涌出、遂通南北一。々寒南溫。（生二白朮一）。
④讚容・讚容郡	玉津日女命（贊用都比売） (vs大神)	讚容郡。所以云讚容者、大神妹妹二柱、各競占レ國之時、妹玉津日女命、捕臥生鹿一、割其腹一而、種稻其血一。仍一夜之間生レ苗、即令取殖一。爾、大神勅云、汝妹者五月夜殖哉、即去二他處一、号二五月夜郡一。神名贊用都比売命。今有二讚容町田一也。即鹿放山、号二鹿庭山一。山四面有二十二谷一。皆生レ鉄也。
⑤讚容・速湍里凍野	広比売命	速湍里。広比売命、占此土之時、凍冰。故、曰二凍野・凍谷一。
⑥讚容・邑宝里	弥麻都比古命	邑宝里。（土中上）。弥麻都比古命、治レ井食レ糧、即云、吾占多國一。故、曰二大村一。治レ井處、号二御井村一。
⑦讚容・柏原里笠戸	大神	笠戸。大神、從二出雲國一來時、以二島村岡一為二吳床一坐而、笠置於此川一。故、号二笠戸一也。不レ入レ魚而入レ鹿。此取作レ鱈、食不レ入レ口而落於地一。故、去此處遷レ他。
⑧宍禾・比治里宇波良村	葦原志許乎命	宇波良村。葦原志許乎命、占レ國之時、勒此地小狭如二室戸一。故、曰二表戸一。
⑨宍禾・柏野里伊奈加川	葦原志許乎命 (vs天日槍命)	伊奈加川。葦原志許乎命与三天日槍命一占レ國之時、有二嘶馬一遇於此川一。故、曰二伊奈加川一。
⑩宍禾・柏野里飯戸阜	占国之神	飯戸阜。占レ國之神。炊於此處一。故、曰二飯戸阜一。々形亦似檜箕竈等一。
⑪宍禾・伊和里伊加麻川	大神	伊加麻川。大神占レ國之時、烏賊在於此川一。故、曰二烏賊間川一。
⑫宍禾・雲箇里波加村	伊和大神 (vs天日槍命)	波加村。占レ國之時、天日槍命先到處、伊和大神後到。於是、大神大怪之云、非レ度先到之乎。故、曰二波加村一。到此處者、不レ洗手足一、必雨。

▼史料⑤と⑦には「占レ国」の文字はみえないが、関連史料として掲載した。
風土記の本文については、山川出版社版の『播磨国風土記』を参考にした。

古代のミヤケの立地と瀬戸内海

高橋 明裕（研究分担者・立命館大学非常勤講師）

1. はじめに

ミヤケ（史料上は「屯倉」「三宅」「御宅」などと表記される）とは律令制以前の段階の倭王権の地方支配の根幹に関わる存在である。その性格・機能をめぐっては倭王権の直轄領的支配領域としての農業経営の拠点、水田開発地などの経済的経営体とする理解と、ヤケ一般が一定の区画された土地・建物であるところからミヤケとは広義の政治的・軍事的拠点としての官衙や港湾など、王権の拠点的施設一般とみる理解との2つがある。

両方の見方は従来の研究において対立的に捉えられてきているが、個別ミヤケの実態の検証とともに地域的な立地の状況を考察することによって、その性格・機能をより明らかにしていくものと思われる。しかもミヤケ設置の一括史料として知られる『日本書紀』安閑天皇2年5月条（以下、安閑紀2年5月条と記す）に見える26箇所のミヤケのうち、12のミヤケは播磨、備後、嫗娜国（後述）、阿波、紀伊の瀬戸内海から紀伊水道沿岸諸国に分布している。豊後水道と玄海灘沿岸を含めればさらにミヤケ分布の比重は高まる。このようにみるとミヤケの立地と機能を考えるうえで瀬戸内海の地形及び歴史的環境に着目することは極めて有益であることが予想される。また瀬戸内地域のミヤケを復元的に研究することによって古代吉備地域の歴史的環境を考える素材を提供できるものと考える。

2. 吉備の児島・白猪ミヤケ

古代吉備地域のミヤケとしては、その人身把握の先進性をめぐって注目されてきたのが児島ミヤケ（欽明17年7月）と白猪ミヤケ（欽明16年7月、30年1月・4月、敏達3年10月・4年2月条）である。両ミヤケについては両者を別個のものとみる見解と、両者を同体ないし一方をその付属的ミヤケとみる見解とに分かれている。児島は児島湾ならびに後の児島郡を指すであろう。白猪の氏族名・部名が美作大庭郡に由来すること、白猪の氏族名・部名が備前邑久・児島・哲多郡に分布するところから、児島=白猪ミヤケを港湾地域ー内陸部の関係とみるか、あるいは児島=白猪ミヤケを同体ないし一方に付属するものとみる場合には「吉備五郡」ないし吉備6氏の下道・上道・香屋・三野・笠・苑氏の勢力範囲である備前・備中地域あるいは吉備広域地域のミヤケ支配を想定することになる。

吉備地域の港湾については、児島以外にも前掲安閑紀2年5月条の「嫗娜国」にも注目する必要がある。「嫗娜国」は後の備後国安那郡・深津郡の芦田川河口の港湾部が想定され、吉備穴海に相当すると考えられる。景行紀27年12月条において、瀬戸内海上交通の障害となっていた荒ぶる神をヤマトタケルが鎮圧したとされる吉備穴海ー難波・柏済という両海域の組み合わせは、仁徳記紀の磐之媛の嫉妬譚に登場する海域と似通っている。この嫉妬譚は大阪湾から淀川を溯上する水上交通を素地とした説話と理解されるが、仁徳記では吉備の児島郡の仕丁が難波と吉備の海路を往来しているという設定になっている。これをふまえれば安閑紀の嫗娜国の贍殖ミヤケ・贍年部ミヤケなど備中から備後にかけて所在する諸ミヤケについても児島ミヤケの港湾との関係で捉える視点が必要になってくるであろう。そのためには古代の児島湾、穴海の環境復元が港湾と諸ミヤケの立地と機能を

明らかにする上で有益となろう。

仁徳記の磐之媛の嫉妬譚では仁徳天皇が召した女性は吉備海部直の女とされており、雄略紀・敏達紀などにおいて対外関係・海上交通に従事している吉備海部直に注目する必要がある。吉備海部直は百済の日羅を引率して吉備児嶋ミヤケに迎賓している。さらに安那郡・深津郡の隣郡の品治郡は吉備品治部集団の本拠地だったと考えられ、仁徳紀 40 年 2 月条では播磨の佐伯直阿俄能胡と並んでみえている。この記事は雌鳥皇女と隼別皇子の謀叛譚と佐伯阿俄能胡の贖罪譚をつなぎ合わせたものと考えられるが、佐伯阿俄能胡は播磨国神前郡を拠点とした佐伯部集団の統率者である。神前郡を流れる市川河口域の飾磨郡には瀬戸内海の吉備の児島ミヤケとならぶ播磨の飾磨ミヤケ（『播磨国風土記』では飫磨郡と表記するが、以下、飫磨と表記）が存在し、吉備海部直一播磨・佐伯直と吉備・児嶋ミヤケー播磨・飫磨ミヤケは対応関係にあると見られる。これらの吉備・播磨の集団と諸ミヤケは、瀬戸内海の海陸交通の掌握に関与したとみることができる。

3. 播磨の飾磨ミヤケの実態

播磨の飾磨ミヤケは記紀には登場しないが『播磨国風土記』の記事によってその実態をかなり復元できる。『風土記』飫磨郡条の構成そのものが飾磨ミヤケの実態を文学的・神話的・地理的に表現しているとみることができる。その要点は、① 14 丘伝承は航海神・海洋神祭祀を反映し港湾としての飾磨ミヤケを神話的に表現している。②「眞塩」＝ミカシホ地名起源譚は河口に形成されたラグーンが湾入した渡河点を表しており、山陽道と水上交通が交わる交通の要衝であることを示している。③「相野」地名起源譚は美作道と山陽道の分岐・合流を表現しており、②と併せて飾磨ミヤケは山陽道・美作道（山陰地方との連絡）及び瀬戸内海交通の要衝であることを示している。④隱岐・出雲・伯岐・因幡・但馬の 5 国造による開墾・営田譚はミヤケの維持・経営のために付属させられている水田とその耕作労働力の起源譚であり、飾磨ミヤケは港湾・交通の拠点であるとともに農業経営をともなう経営体であることを示すものである。なお、労働力の供給は国造により徭役労働ではなく、『播磨国風土記』に数多くみえる移住村落のように移住によるミヤケ付属の耕作民を創出したものであると思われる。飾磨ミヤケの設置は港湾・交通拠点における国家的水田開発による稻穀集積・物資輸送体制のシステム化であるとみる。

隱岐田・出雲田・伯岐田・因幡田・但馬田は飾磨ミヤケの諸施設周辺の、後の飫磨郡内の可耕地に開田されたものと想定され、耕作民の集落が分布したと思われる。但馬往来が通る市川河岸段丘面の神前郡域に小字「但馬田」が伝えられることを評価できるならば、飫磨ミヤケ周辺の山陰諸国方面の往来筋にミヤケ付属の水田が開かれた可能性がある。これは吉備の児嶋ミヤケと吉備 5 郡との関係、つまり児嶋湾の港湾施設と周辺の諸郡との関係に類似するとみられる。但馬往来は佐伯阿俄能胡が拠点とした神前郡内を流れる市川筋にあたる。これに関連するのが欽明紀 17 年 1 月条で、筑紫の軍船を率いて百済に派遣されたのが阿倍臣・佐伯連・播磨直であったことが注目される。佐伯連は中央豪族の佐伯氏であろうが、その配下につく播磨直は飫磨ミヤケの管理にあたったものと思われる。佐伯氏配下の播磨直の前身が佐伯阿俄能胡であろう。これは吉備児嶋ミヤケを拠点に対外関係・海上交通に従事した吉備海部直、吉備品治部に相当する。

阿倍臣が筑紫の軍船を率いた点から想起されるのが那津官家へのミヤケの稻穀の運搬体

制である（宣化紀 1 年 5 月条）。阿蘇君が河内国茨田郡のミヤケの稻穀を、蘇我稻目の指揮下で尾張連が尾張国のミヤケの稻穀を、物部龜鹿火の指揮下で新家連が伊勢国的新家ミヤケの稻穀を、阿倍臣指揮下で伊賀臣が伊賀国のミヤケの稻穀を筑紫に運搬した。ここでは阿倍臣は伊賀から筑紫までの運搬を指揮していることから、伊賀一紀伊半島—瀬戸内海—筑紫の海上交通を差配したものとみられ、飾磨ミヤケもそうした瀬戸内海上交通システムを構成していたものにほかならない。安閑・宣化紀におけるミヤケ記事の集中は編者の加工を受けているとはいえ、継体の時代の軍事的対外的緊張を背景にして、北九州の諸ミヤケに物資・人員を集積する体制の構築が反映されたものとみてよかろう。ミヤケによる瀬戸内海の海上交通のシステム化は欽明の段階に構築をみたものであろう。

4. 終わりに—安閑紀のミヤケと瀬戸内海—

安閑紀の一括ミヤケ記事 26 箇所のうちに吉備児嶋ミヤケ、播磨飾磨ミヤケ、筑紫の那津ミヤケは含まれていない。難波津—飾磨—児嶋—那津は瀬戸内海交通の基幹ルートだった。一括記事は那津ミヤケ周辺の筑紫・豊・肥の諸ミヤケ、吉備児嶋ミヤケ周辺の備後、姫路国・淡路国・但馬国・丹波国・近江国・滋賀県の諸ミヤケ、播磨飾磨ミヤケ周辺の播磨の諸ミヤケを、そして阿波、紀伊の瀬戸内海から紀伊水道、尾張・駿河をつなぐルートを示したものではなかろうか。各地から那津ミヤケへの稻穀の運搬体制は、瀬戸内海周辺に立地する諸ミヤケによる海上交通システムとして構築されたものであることを安閑紀・宣化紀の記事は表しているものとみられる。

参考文献

- ・狩野久「白猪屯倉と蘇我氏」（『古代を考える 吉備』吉川弘文館、2005 年）
- ・栄原永遠男「白猪・児嶋屯倉に関する史料的検討」（『日本史研究』160 号、1975 年）
- ・仁藤敦史「古代王権と「後期ミヤケ」」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第 152 集、2009 年）
- ・湊哲夫「白猪屯倉論の現状と課題」（『吉備地方文化研究』第 19 号、2009 年）

揖保郡里比定試論

岸本 道昭(研究協力者・たつの市教育委員会教育事業部文化財課課長補佐)

1 郡里領域の検討

7・8世紀の地域社会を描写する地誌『播磨国風土記』は、世に出た江戸時代末期から解説（井上 1931、秋本 1958、植垣 1997 など）が重ねられ、研究書、論文、自治体史に至るまで、多くの書籍が刊行されてきた。『播磨国風土記』の特徴は、地名説話にかなりの重点がおかれており、編纂の官命に忠実な執筆態度をうかがうことができる。また、「郷」を使わず「里」表記が貫徹されているため、当初の形態をとどめる記述とされている。まさに、7世紀から8世紀初頭の地域社会を探る研究素材として、申し分のない史料である。

『播磨国風土記』のうち、豊かな自然と歴史的環境が残る揖保郡域では、変化に富む地形環境が明瞭である。山に囲まれ、川が流れ、一定の平野部が広がっている。また、風土記に記載された地名の由来はともかく、古代からの遺称地名が残っており、地図上に里の範囲すら描き込むことが可能な地域である。

具体的に読み下した自治体史（石田 1978、福島 1996、2005、坂江ほか 2005 など）においても、地名や場所の比定が示されている。小稿では、もう少し詳しく里領域についての比定をおこない、郡里領域研究の一里塚としたい。

そもそも、前代の古墳時代においては、考古学の立場から古墳の大小や分布を読み取り、被葬者たる首長層の支配領域などが検討されてはきたが、それは具体的なものではなく、抽象的な推論にすぎなかつた。首長の代替わりでその政治地図は大きく変わる。はたしてこれが固定的な領域と呼べるであろうか。対して風土記に記す郡里の実態は、一定の境界線が引ける。そして後の郡郷にも継承されているため、ある程度は固定的な領域なのである。

古墳時代と7・8世紀を対比し、そこに生じている連続と不連続は人の問題と土地をめぐる歴史的問題である。その変革過程の史的解明が待たれている。

2 揖保郡18里の比定

揖保郡は18里からなる大郡である。中国山地の奥深く、兵庫県最高峰である氷ノ山に端を発した揖保川の下流域を包括し、現在の行政区域ではたつの市のほぼ全体と重なっている。また揖保郡太子町、加えて相生市と姫路市的一部分を含んでいる。もっとも、揖保郡は宍禾郡（7里）を分割したとされるので、もともとは揖保川流域全体を指して南北に長く、東を流れる中小の河川、林田川と大津茂川流域をも含む広大な郡であった。なお、瀬戸内海の家島群島も揖保郡下に風土記は記しており、播磨灘においても広大な海域を領有している。

『播磨国風土記』揖保郡条では、18里について北から時計回りにやや蛇行しつつ記述しており、その記載順にしたがって里を巡り、比定地を定めながら当時の人々が視認していた範囲を推測してみる。風土記の解説は、山川出版社版（沖森・佐藤・矢嶋 2005）を使用し、里に関しては筆者が検討した成果（いひほ学研究会 2009）をもとに新たな見解

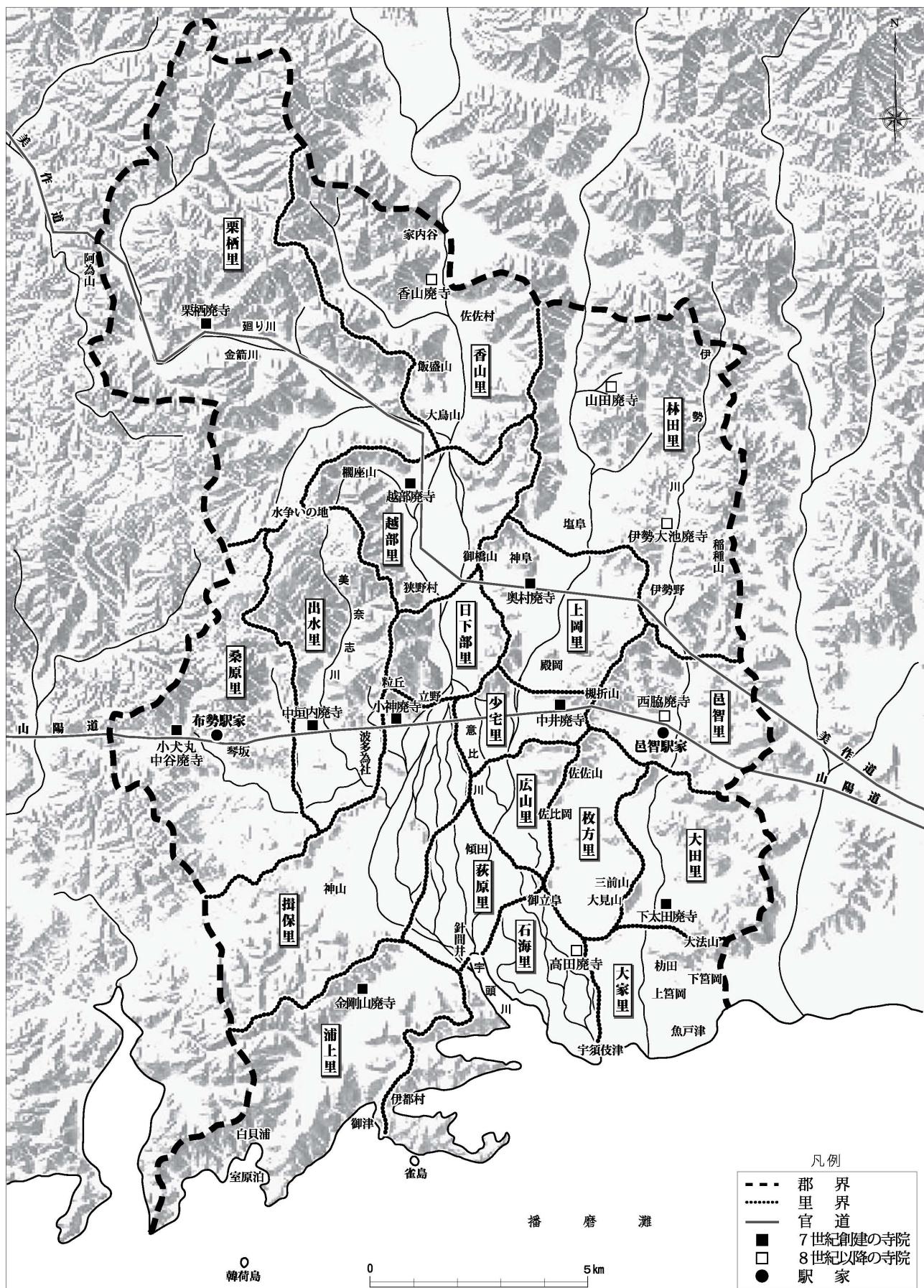


図1 風土記時代の揖保郡里

を加えた図1を参照いただきたい。

なお、小稿では『播磨国風土記』は略して風土記とも記し、特に断らない限り記述の内容は風土記の記載を指している。

香山里

香山里は揖保郡北端の里で、明治時代の香島村を中心とする。現在のたつの市新宮町の北部にあたり、中央を揖保川が南流している。記された地名とその遺称地の対比として、「香山」は香山、「家内谷」は家氏、「佐佐村」は上笠と下笠、「飯盛山」は天神山、「大鳥山」は大鳥山に比定する。「阿竺村」については諸説あるが遺称地がない。以上のように、おむね複数の風土記地名と現在の地名が合致する。

里の北限として、宍粟郡比治里にみえる「宇波良村」と「比良美村」は、山崎町宇原と新宮町平見に比定し、宍粟郡との郡界はその付近に設けることが可能である。東は山の尾根を境界とし、西は篠首の谷奥に至る。南は越部里比定地までは下らないため、大鳥山の南を栗栖川が東流する付近を南限にしておく。

栗栖里

栗栖里は揖保郡北西端の里である。明治時代の東栗栖村と西栗栖村であり、現在も東栗栖・西栗栖などと呼び習わされる。たつの市新宮町の北西部、栗栖川一帯の地域で、栗栖川は曲がりくねり、「廻り川」と記される理由がよくわかる。山は深く谷は狭いため、平地に乏しいが広大な領域を擁している。「廻り川」または「金箭川」は栗栖川の姿形をよく表し、鍛冶屋や金井地名も残っている。鍛冶屋には矢原垣内という小字も残る。「阿為山」は相坂峠に比定する。

里の範囲として、北西部は香山里との境界および牧・奥小屋までを含み、相坂までであり、その西側は讚容郡に属するものと考えている。南は田幸山の稜線を通って善定の南、後述する出水里との境界までであろう。東は越部里との境界と目される栗栖川が南折する付近までと考えている。

越部里

越部里は揖保郡北部域の中心的な里である。明治時代には越部村であった。たつの市新宮町の中央、南よりに展開する里で、栗栖川が南流している。広い意味では揖保川の氾濫源で、やや広い沖積平野を擁する。

北は香山里と栗栖里の境界までとし、西は「櫛坐山」とされる祇園嶽とその一帯の城山（亀山）の尾根、南は「狭野村」の遺称地、佐野までである。東は「御橋山」の記事中「山の石、橋に似たり」が屏風岩を指すことは疑いなく、この「御橋山」は鶴嘴山に比定され、これが東限になる。なお「鶴住山」は明確ではない。

上岡里

上岡里は揖保郡の北東部、越部里の南東に位置し、明治時代の神岡村である。たつの市神岡町を遺称地とする。なお、風土記の記述は本条に関してやや乱れており、一般的には越部里条の後半部、狭野村の直後からを上岡里条へ編入させて読んでいる。里名の起源となった「神阜」は、美作道沿いの愛宕山を有力候補とみる。「殿岡」は、里の南端付近に今も殿岡と呼ばれる小字と独立丘陵がある。なお、「菅生」地名は明確な遺称地がない。

里の範囲として、北部は現在の林田町との境界付近を考える。風土記は、林田里から上岡里を分割したことを記している。また、出雲国の阿菩大神が大和三山の争いを諫めん

と上って来たとき、と記していることから、日本海側へも通じる美作道は上岡里を通過すると考えられ、道路が想定される上岡里の北限でもある。東限は追分の丘陵で、林田里下伊勢との境界、西は沢田の丘陵尾根を境界としたい。北西部の越部里との区分がはっきりしないが、揖保川の渡し付近、越部里条に記された「狭野」や「御橋山」付近あるいはそれ以東に想定できる。

日下部里

日下部里は揖保郡条の中でも、不明瞭な里である。遺称地がなく、里名の由来が土地ではなく人の姓に因っているためであろう。『和名抄』ではすでに郷名に残っていない。ただ、「日下部野」内部の「立野」の由来において、土師弩美宿禰（野見宿禰）が出雲往来の途中で病死し、墓を造った時に人々が立ち連なり、川礫を運び伝え上げたことから立野と呼ぶ、という記述がある。そこで現在の龍野町、龍野城下町付近を含むことに異論はない。

以前から日下部里は、龍野町およびその南の日山、揖西町小神あたりまでを含めて考えられていた。これは野見宿禰の造墓伝承が影響し、有力古墳である狐塚古墳や西宮山古墳を考慮したためである。しかし私見では、古墳と野見宿禰とを結びつける根拠がない以上、日下部里はむしろ反対に龍野町の北部を比定すべきと考える。風土記の記載順では越部里→上岡里の次に日下部里があるため南に偏りにくいこと、日山と小神は揖保里に属するとして考定していること（後述）、野見宿禰の記述が美作道と関係が深いとみるからである。したがって、北は現在の北龍野および島田あたりを含み、越部里の「狭野」と上岡里に接する付近が北辺であったと考えられる。

林田里

林田里は揖保郡の北東端に位置する里である。現在の姫路市林田町が遺称地で、明治時代の林田村と伊勢村の一帯を指す。この里は林田川と大津茂川という二つの中小河川を含み、上岡里を分割するまでは広い範囲を里としていたようである。

遺称地としては、「松尾阜」は松山、「塩阜」は塩の池、「伊勢」は上伊勢と下伊勢に比定できる。「伊勢川」は伊勢村を南流する大津茂川、「稻種山」は伊勢の東部に位置する峰相山系と思われる。特に稻種山は、「山の形、亦、稲積に似たり」とあり、南から見て三角形を呈する通称トンガリ山に比定される。さらに、社を山本に立てて山の岑に在す神を祭った、とある記述は、多賀八幡神社または柳神社を指している可能性がある。

里の範囲として、林田川流域の北辺は宍粟郡安師里比定地手前の松山・山田あたりまで、南は東西往来の美作道までであろう。伊勢村の大津茂川流域では、北端を大堤付近とし、南は邑智駅家（邑智里）の北、石倉を限りとすべきであろう。東西に関しては二つの河川流域の両岸、山の稜線を境界とみなせる。

邑智駅家（邑智里）

風土記は本里を、里ではなく邑智駅家（以下、邑智里）と記し、大路古代山陽道の敷設と駅家設置という背景を有する。揖保郡の中央部東端の里で、明治時代は太市村であった。

邑智駅家は、『延喜式』では「大市駅家」である。駅家比定地は太市中遺跡で、馬屋田や前田など駅家関連地名に加え、古瓦の散布が知られている。「邑智」は「大内」であると風土記は記す。「楓折山」は西隣の少宅里との境にある楓坂峠が遺称地で、「冰山」「蒲

阜」については遺称地がなく不明である。ただ、「蒲阜」項に記載される「石の穴」は、当里破磐神社の名祖となっている割れた巨石、大磐石と考えるなら、「楓折山」の南にあるという記述に結びつく可能性がある。

里の範囲として、北辺は石倉の谷奥あたり、西は楓坂峠まで、南は枚方里と抵触しない太子町広坂付近、馬山あたりまでと考えたい。

広山里

広山里は揖保郡の中央やや東寄りに位置する。明治時代の誉田村であり、たつの市誉田町広山を遺称地とする。この付近は、里の境界を判断することが難しい。本里に記される「麻打里」は、麻打山の誤記と解釈され、文意が通らない部分があるほか、枚方里との内容と重複するなど、記述に乱れが多い里である。

「意比川」は一般的に林田川に比定されるが、遺称はない。東縁の丘陵も、枚方里との里界を推定させるが、両里で記述が重複するため、境界線の判断が困難である。西方の出水里（後述）から放った矢が飛来し、突き刺さったという記述も、揖保川と揖保里を間に置くため、本里の西限を曖昧にしている。

いずれにしても、北は少宅里に届かない内山付近、東は「佐佐山」の遺称地とされる楽々山（笛山）と「佐比岡」に比定される坊主山までであろう。南は荻原里に及ばない誉田町井上や太子町鶴あたりまでとするほかない。西限は林田川と揖保川の流路が簾状に南流する平野部のうち、せいぜい誉田町上沖・下沖付近が限界ではないかと思われる。

枚方里

枚方里は揖保郡中央、やや南東部の里である。明治時代の龍田村、斑鳩村の一部を含む位置にあり、現在の揖保郡太子町北部である。遺称地として「枚方」は平方、「佐比岡」は佐用岡の地名を残しており、周囲の地形や山名などから、ある程度の範囲を推定できる。なお、枚方里名は、河内国茨田郡枚方里の漢人がこの地に来たことにちなむと記している。

「佐比岡」と「神尾山」の比定地は新しい見解（飯泉 1994）を採用し、広山里の坊主山と明神山に比定する。楽々山（笛山）には、本条の「比古神」と「比売神」に対応させる二つの巨石が現存しており、男明神と女明神と呼ばれている。「佐岡」については「佐比岡」と似ているが比定地は不詳である。「大見山」は応神天皇が山から四方を望覧し、立った処に大磐があるという。この記述に相応しい山が望見に適した檀特山であり、山頂の奇岩の存在も整合する。山の前、三つありという「三前山」の記述は、同じく檀特山の北西部に突出する3尾根を有する点で、景観が合致している。「御立阜」は立岡地名と独立丘陵の立岡山に遺称地を残す。

里の範囲は、北は邑智里の南限となる広坂付近まで、西は広山里手前の楽々山や坊主山あたりまで、東は後述する大田里にまでの範囲、南は檀特山と立岡山までと、一定の領域推定が可能である。

大家里

大家里は揖保郡南東端の里で、瀬戸内海に面する。現在の姫路市勝原区と大津区一帯であるが、明治時代は勝原村、大津村、旭陽村であった。当時の海岸線は現在よりも内陸に入り込む。本里では「大宮里」「大宅里」と二回の改称が記される。

大宮は品太天皇が宮をこの村に創ったためであり、遺称地が宮田、宮内地名に残るほか、その大宮とは魚吹八幡神社を指すと思われる。私見では、「勝部岡」と号す「大法山」

を勝原東方の京見山に比定している。「上管岡」と「下管岡」は京見山の南裾にあった小山と箱山と呼ばれる二つの小丘（消滅）であり、「杣田」は箱山付近の小字に、「与富等」は丁（よろ）地名に残されている。

里の範囲としては、北は檀特山から京見山北辺まで、西は大津茂川の流れる魚吹八幡神社付近まで、東は飾磨郡と揖保郡の郡境表示が残る熊見・小阪あたりを限りとしよう。

大田里

大田里は揖保郡南半部の東端、大津茂川が内部を南流する。明治時代の太田村であり、太田、上太田、下太田などの地名が残る。風土記の記載順にしたがう位置関係からすれば枚方里の次に記されるべき里であるが、一旦南の大家里に下ってから大田里へ返っている。現在では一部姫路市を含むが、揖保郡太子町太田一帯を指す。「言舉阜」「鼓山」とともに遺称地は不明であるが、鼓ヶ原という地名が残っている。

里の範囲としては、大津茂川に沿う形で南北に長い地理的まとまりがある。北は太子町上太田付近まで、西は枚方里と抵触しない範囲で檀特山まで、南は大家里の「大法山」に比定する京見山まで、東は太田原および山田峠までと、ほぼ領域の推定が可能である。

石海里

石海里は瀬戸内海に面する揖保郡南端の里である。明治時代の旭陽村、石海村、余部村、御津村である。現在のたつの市御津町、姫路市網干区・余部区、揖保郡太子町南部一帯、揖保川河口部の海浜地帯を含んでいる。海岸線は現在よりかなり内陸まで入り込んでいるため、可能な生活圏は意外と狭い里ではないかと思われる。御津町には中島、碇岩、伊津など海と関係する地名が残り、姫路市にも津市場、魚吹、太子町では船代、沖代などの地名が残る。遺称地としては石海村、岩見、岩見構などがある。

風土記は、里名の由来に石海の人夫を使って土地を開墾した伝承を記す。また、「宇須伎津」は魚吹（うすき）八幡神社、「伊都村」は御津町伊津、「雀島」は綾部山の海中にある四十四島を雀島とも伝え、それぞれ比定できる。

里の範囲としては、北部を枚方里と荻原里、東を大家里に囲まれているため、それらの里と境界的整合性を保つことで範囲が見えてくる。明治時代の石海村を中心として、北部は林田川と揖保川の合流地点付近から立岡山までを限りとし、東は檀特山付近までを範囲とした。南部は御津町のほぼ全域を含み、浦上里との丘陵稜線が境界となろう。

浦上里

浦上里は揖保郡南西部の細長い谷地形を指し、明治時代は河内村であった。里の南端に位置する室津及び家島諸島を含み、海上を含めると非常に大きくなる里である。風土記は飾磨郡でも家島諸島を記述しており、海上での郡界は明瞭ではなかった。本里はたつの市揖保川町南部、海浜部は同市御津町であり、家島諸島は姫路市家島町である。

浦上里名の由来として、阿曇連百足が難波の浦上からやって来たからと記され、遺称地は揖保川町浦部である。他の遺称地として、「御津」は現在の御津町岩見・伊津を指し、「室原泊」は室津、「白貝浦」は大浦である。「韓荷島」は室津沖に沖ノ唐荷、中ノ唐荷、地ノ唐荷の3島がある。家島は家島諸島であるが、「神島」は上島に比定すれば、浦上里から見て瀬戸内海のはるか南東、飾磨郡の沖、むしろ印南郡に近い。上島には風土記記載のとおり、「石神=形仏像」に似た巨石がある。「高島」は家島諸島の西島と考えられ、島の南には「韓浜」と呼ぶ渡来人の墓地があることを記す。呼応するように西島の南浜に

はマルトバ古墳群があり、積石塚の形態を採る。

里の範囲として、陸上は揖保川町河内谷と呼ばれる地区である。海上の家島諸島を浦上里で詳しく記していることに意味があると考えるべきで、天然の良港である室津が交通結節点として当時から当里に意識されていたことを示唆する。

荻原里

荻原里は揖保郡南部の中央付近に位置し、明治時代の揖保村の一部、現在の揖保町萩原を遺称地とする。荻原里については、ほとんどの文献が「荻原里」としているが、原典にしたがって正しく荻原里と判断する。風土記における荻原の由来を記した伝承も、萩より荻のほうが整合的（岸本 2011）である。萩原には萩原神社があり、本里にあったという「針間井」伝承地としての井戸を現在も祀る。神功皇后の寄港地と風土記は記すが、当時の海がこのあたりまで入り込んでいた証左であろう。「荻原」以外の地名、「韓清水」「酒田」「陰絶田」「鈴喫岡」などははつきりしない。ただ、「傾田」に関しては、誉田町片吹に比定できよう。

里の範囲としては、林田川と揖保川の合流点から北、広山里付近までの細長い形状の里と思われる。一帯が揖保川の氾濫原として沖積平野であるため、幾筋もの流路が複雑に南流したようだ。その間を縫うように自然堤防が南北に長く形成され、そこに村が形成されているのだろう。

少宅里

少宅里は揖保郡中央部、やや東寄りに位置する。たつの市龍野町のうち小宅地区を遺称地とし、明治時代は小宅村であった。もとは漢部里と称したが、里名は少宅秦公という人の名にちなむもので、智麻呂という人物が里長となった庚寅（690）年に少宅里へ改称したと記す。川の名として「細螺川」が記されるが、里を南流する林田川が比定されている。

里の範囲としては、北は上岡里の「殿岡」以南まで、東は邑智里との境界である楓坂まで、南は広山里との境界付近にある少宅神社を限りとしたい。西については明確ではないが、当時の揖保川が数条の流路からなっていたとしても、日下部里南限付近の本流あたりまでと推測しておこう。

揖保里

揖保里は揖保郡の中心部、南西よりに位置する里である。揖保里の遺称は揖保川町、揖保町に残り、明治時代は揖保村、半田村、神部村であった。本里は、揖保郡という郡名を背負う中心里である。本里の比定地として揖保村に矮小化せず、かなり大きな領域と機能を与える（岸本 2009）。

揖保地名の由来となった「粒丘」「粒山」に関しては、定説化していた揖保村の中臣山ではなく、龍野町西部の白鷺山または台山に比定し、『延喜式』神名帳の揖保郡明神大社である粒坐神社の故地との整合性、有力な考古学的事実の存在も追究した。「神山」に関しても神戸北山説があるが、中臣印達神社が位置する中臣山を考慮できる可能性も出てきた。

里の範囲としては、たつの市揖保川町の北部一帯と相生市東端の一部、さらに揖保町の大半、龍野町の南端部までである。北は日下部里の関係で、龍野町の白鷺山を越えることはなく、揖西町東端部の小神までと推定する。北東部は少宅里や広山里の西限に抵触し

ない範囲で、揖保川の本流まで。南東部は旧揖保村を二分して荻原里を残した西半までとなる。南西部は旧神部村全体を含み、西限は赤穂郡坂越郷との境界、つまり現在の相生市境付近までとしたい。北西部は出水里と桑原里が控えているので、旧神部村と半田村の北西部に横たわる養久山丘陵が境界として相応しい。

出水里

出水里は揖保郡中央部やや西に位置する里で、南北に細長い。遺称地としてたつの市揖西町清水があり、明治時代の平井村である。「美奈志川」の記述において、越部里との水争いが詳しく紹介されており、そのとおりの塞き止め堤防が城山（亀山）尾根に残されている。おそらく亀池の水を争った伝承であり、出水里の北端がここまで意識されていたことを物語る。なお、広山里条で「泉里の波多為社」と記された社は、本里の祝田神社に違いない。

里の範囲として、北は「美奈志川」＝中垣内川をさかのぼる城山尾根まで、東は揖保里に比定した揖保川町半田および揖西町小神の手前までであろう。南は揖保里との境界である養久山丘陵、西は桑原里との境である揖西町新宮・竹万・北山付近までと推定する。

桑原里

桑原里は揖保郡中央部における西端の里、揖保郡条で最後に記される里である。明治時代は桑原村と布施村と呼ばれ、たつの市揖西町西部を比定できる。桑原里は旧称「倉見里」であった。楓折山（邑智里）で品太天皇が本里までを見通して倉が見えたから、という地名由来を風土記は記している。いま一つの伝承として、讚容郡の鞍（鞍）を桑原村主が盗み、持ち主がこの村で見つけたから「鞍見」、とも記している。ちなみに、里の北端山塊を大蔵山と呼ぶ。

「琴坂」は構と小犬丸の境にあって、遺称地は琴坂である。名の由来は、出雲人が琴を弾いたと記している。桑原里は後に「桑原」と「布勢」の2郷に分離しており、布勢駅家の成立との関係が考えられる。「琴坂」では、双六のサイコロに似た銅牙石があると記され、これに該当する正六面体の黄鉄鉱結晶が琴坂南方で確認されている。

里の範囲としては、北は大蔵山、南は揖保里との境界である養久山丘陵と土師、南山あたりまで、西は赤穂郡界となる光明山尾根をたどりたいと考えている。

3 郡里領域研究の課題

風土記における揖保郡の里は、まず土地の地味を最初に記し、里内の山、谷、川、地名由来などの風景を記している。風土記にいたって領域の意識は高いとみなすべきである。古墳時代はおそらく首長層の族制的領域支配であって、首長の代替わりごとの変化や中央との政治関係によって流動的とさえ言える。人の持つ縄張り意識のようなものであったのだろう。こうした編成下では、固定的な自然条件である領域をこれほど意識する必要はない

古墳時代が終末を迎える7世紀にあって、墓という人身を介した政治的秩序の代わりに用意されたのは、制度的な政治秩序である。その場合、古墳を造ってきた地方首長層と新たな制度的身分である郡司層や里長との具体的な関係はどう継承され、切断されたのであるか。そしてその支配領域との関係である。終末期古墳の指摘によって、郡司層や里長層

に比定する指摘もないわけではない。しかしながら首長という人身権力と郡郷里制度という土地制度を切り結ぶには、まだまだ研究の方法論もさることながら、時代の転換点における史的認識を深める必要を感じる。

さまざまに比定されてきた揖保郡里の範囲について、新たな視点で再検討をおこない、いくつかの新しい指摘を試みた。これを基礎に、多様な研究が展開できるよう模索していくところである。

小稿は本科学研究費共同研究の機会に揖保郡里を再検討した結果である。この着想を発展させ、領域面積の分析、後期古墳や古代寺院の数や分布を調べあげ、より詳細な史的考察を試みた別稿が国立歴史民俗博物館研究報告 179 号（2013 年近刊）に掲載される予定である。参照いただければ幸いである。

図 1 は別稿とは重複使用しているが、本図は岩井顕彦氏に協力いただいたものであり、記して感謝申し上げる。

引用・参考文献

- 秋本吉郎 1958 『風土記』 日本古典文学大系 2 岩波書店
飯泉健司 1994 「播磨国風土記・佐比岡伝承考」『古代文学』33 号 古代文学会
石田善人 1978 「「風土記」の世界」『龍野市史』第 1 卷 龍野市
井上通泰 1931 『播磨国風土記新考』大岡山書店
いひほ学研究会 2009 『いひほのこおり十八里－播磨国風土記マップ』
植垣節也 1997 『風土記』新編日本古典文学全集 5 小学館
沖森卓也・佐藤 信・矢嶋 泉 2005 『播磨国風土記』山川出版社
岸本道昭 2010 「粒丘と揖保里の再検討」『播磨国風土記を通してみる古代地域社会の復元的研究』（平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書）
坂江 渉・神戸大学大学院人文学研究科
岸本道昭 2011 「萩になった萩」『いひほ研究』第 3 号 いひほ学研究会
坂江 渉ほか 2005 「風土記の世界」『播磨新宮町史』史料編 I 新宮町
福島好和 1996 「古代国家と地方開発」『太子町史』第 1 卷 太子町
福島好和 2005 「記紀伝承と風土記の世界」『揖保川町史』第 1 卷 本文編 I 揖保川町
福島好和 2005 「記紀伝承と風土記の世界」『御津町史』第 1 卷 御津町

「住吉大社神代記」にみる古代の山の支配－播磨国賀茂郡椅鹿山を中心に－

印藤 昭一(研究協力者・三田市まちづくり部図書館副主幹<市史担当>)

はじめに

現・大阪市住吉区の住吉大社に神宝として伝えられ、「住吉大社神代記」(以下、「神代記」)として知られる住吉社司解は、古代住吉社の縁起としてのみならず、古代の所領特に山河の支配や令制以前の氏族に関わる研究など、多方面に涉る貴重な情報を提供してくれる極めて貴重な古代の歴史資料である。一方でその原本の閲覧が困難なこともあります、作成の経緯や現存本の成立時期を含めて課題の多い史料でもある。現存本の成立時期については、本稿ではとりあえず、原本を閲覧された上で導き出された田中卓氏による、天平3年(731)撰進原本の書写本の延暦8年(789)8月頃の再書写本とする見解⁽¹⁾に依拠する。その上で神代記にその縁起(史料上の表記では「本記」もしくは「本縁」)が記される摂津・播磨両国の榎山等のうち、特に播磨国賀茂郡椅鹿山を素材にしながら、古代における山の支配のあり方についての私見を提示し、諸兄のご教示を仰ぎたい。

1 摂津国・播磨国所在の住吉社領榎山等

「神代記」によれば、摂津国北西部から播磨国東部にかけて4カ所の住吉社神領としての山・河が所在したことがわかる。以下、これら神領の四至に着目しながらその概要を掲げる。なお本稿での神代記の引用は、田中卓『住吉大社神代記の研究』(同氏著作集7)の写真版を参照しながら、沖森卓也ほか編著『古代氏文集』所収の読み下し文によった(一部私案により読点類を加えた箇所がある)。

(1) 摂津国豊島郡城辺山

四至は「東は能勢国の公田を限る。南は我孫并せて公田を限る。西は為奈河・公田を限る。北は河辺郡の公田を限る。」と記され、本文では「榎山河」と表現される所領である。本文によればこの山は「豊島郡と能勢国との中間」とされ、山中には「塩川」とよばれる川や丹波国に通ずる「直道」および百姓がひらき「田田邑」と号した村落が所在したという。

(2) 摂津国川辺郡為奈山

四至は「東は為奈川并せて公田を限る。南は公田を限る。西は御子代国の堺の山を限る。北を公田并せて羽束国の堺を限る。」と記されている。したがって東西方向については、為奈川をはさんで実質的に前出の城辺山と連続していたことがわかる。そのことは「河辺・豊島両郡の内の山は、惣て為奈山と号く」とあることからもうかがわれ、実質的には一体の所領が、為奈川ないしは郡域に対応して2カ所の所領として掲げられたと考えられる。この所領も本文では「榎山河」と表現される。

この為奈山の四至は、為奈川のほかは公田や御子代・羽束の「国の堺」⁽²⁾という人為的な領域との境界とされている。このような四至のあり方は前出の城辺山とも共通しており、両者共にほとんどの境界が公田との境となっている。すなわち城辺山と為奈山を合わ

せた本来の為奈山は、郡域をまたがる広大な「杣山河」から公田部分が除外された構造となっている。このことから本来は一連の領域でありながら、為奈川流域に公田が存在した結果、少なくとも「神代記」の撰進時点では東西に分割されて、城辺山・為奈山という二つの「杣山河」として位置づけられるに至ったのではないだろうか。あるいは本来の為奈山は、公田を除外した二つの領域として公田の設定以降において再編されたのかもしれない。

(附) 為奈河・木津河

杣山そのものではないが、関連からここに掲げる。為奈河（川）は前項の為奈山の四至にも登場するが、改めて立項された上で領掌の対象は「河等」と記されている。本文では「有馬郡・能勢国の北方の深山の」源流から、武庫川と「一つに流れ合ひて海に注ぐ」までの流域に関わる縁起を掲げていることから、杣山に不可欠の木津河として、為奈山山中の川のみではなく源流から河口までの全体を支配することを主張するために改めて立項したものであろう。

(3) 播磨国賀茂郡椅鹿山

表題部分は「播磨国賀茂郡椅鹿山領地田畠（改行）合」とあり、沖森他の前掲書では「播磨国賀茂郡の椅鹿山。領地の田畠を合せり」と訓読している。ただし田中卓前掲書の写真版によれば「領地田畠」は異筆にみえ、特に「田畠」の文字には「神代記」の文字面全体に捺されている角印の印影（田中卓によれば印文は「住吉神印」）⁽³⁾がかかっていない。これらのことから、この部分は本来、「播磨国賀茂郡椅鹿山」と表示されていたところに「田畠」が追記された可能性が考えられる。

その一方で、次行の所領名と四至の間に記される「合」の字は異筆ではないと思われる。このような「合」の表記は土地関係文書においては一般的であるが、「神代記」における所領の表示では唯一の事例である。また本文には他の所領山では「杣山河」と記されるのに対して、椅鹿山については「杣山地等」と記されている。

椅鹿山をめぐる縁起に続けて、その寄進や護持に関わった氏族として、特に「船木等本記」が掲げられている。この船木氏については、「御封寄せ奉る初」の項にも船木・黒田・辟田の各村において封戸を寄進していたことが記されている。写真版によれば同項におけるこれら3カ村の記載は、直前に記された「明石郡の封」に続けて1字下げで記されており、あたかもその内訳を示すようにもみえる。しかしながら「明石郡の封は元より寄せ進めり」とあり、その由緒がこの一行の記述で完結するとみなせること。船木村は現・小野市（旧賀茂郡・加東郡）、黒田村は「播磨國風土記」（以下、「風土記」）の託賀郡に黒田里、現・西脇市に黒田庄町が所在すること（辟田村は比定不能）、さらには寄進に関わった船木氏が椅鹿山の由緒と深い関わりをもち、かつ現・小野市船木町に遺称地名を存することなどからみて、これら3カ村の御封は播磨国椅鹿山の範囲に位置した可能性が高いと考える。このように考えるならば、上述の「杣山地等」という表記や「田畠」の追記は、椅鹿山が純然たる「山河」ではなく、その領域内に特定の氏族と深く関わった封戸（人民と付属地）を含み込んだ所領であったことと関わるのではなかろうか。

この椅鹿山の四至は前掲の摂津国内の杣山等とは異なり、地名を列举した詳細な表示が

なされている。同様の事例は、住吉大神が石川錦織許呂志に預けたとされる兄山から二上山にいたる「山河」をめぐる「本記」にもみられる。このような特徴をもつ椅鹿山の四至については、章を改めて検討をおこなう。

2 椅鹿山の四至と領域

「神代記」に記された椅鹿山の四至は次の通りである。また末尾には（ ）で後述する遺称地名から推定される地名の配列方向を示す。

- 東限 阿知万西岑・心坂・油位・比介坂・阿井大路・布久呂山（北→南）
南限 奈波・加佐・小童寺・五山大道・「布久呂山登」跡※1（西→東）
西限 猪子坂・牛屋坂・辛国太平利・須須保利道・多可・木庭・乎布埼（南→北？）
北限 阿知万西岑・堀越・栗造・瀧河・栗作※2・子奈「位」※3（東→西）

・※1 「 」は異筆。写真版による限り「布久呂布」4字は確認困難。田中卓の釈文による。

・※2 田中卓の釈文による。沖森ほかの釈文は「栗作」。写真版では「栗」に見える。

・※3 「位」異筆

これらの四至に関連して、三田市大川瀬に所在する住吉神社には、椅鹿山の所領に関わると考えられ、文永2年(1265)の年記を有する「住吉神領袖山四至并造替諸役差定書」と称される文書⁽⁴⁾が伝来している（以下「差定書」）。この「差定書」には摂津・播磨・丹波3カ国にまたがる多数の地名が貢納物とともに記されており、「神代記」の四至にみえる地名とも共通するものが少なくない。そこで「神代記」と「差定書」そして「風土記」、さらには現存地名との比定関係を、図1に整理した(81頁参照)。

これらの他、「風土記」には賀茂郡椅鹿山という神領名に関して、言うまでもなく賀茂郡の名がみえるほか、同郡の端鹿里の項では「楨・檜・杉生う」という植生の特徴が述べられている。また同郡河内里の項では、同地での苗代田に草を刈敷かない習慣の起源を住吉大神の巡回説話をもって説明している。ちなみに端鹿里は現・加東市内の椅鹿谷が、河内里については加西市河内町がそれぞれ遺称地名である。そこでこれら椅鹿山に関わる地名のうち遺称地名から位置の比定が可能なものの、「差定書」にみえる莊園名⁽⁵⁾その他の古代・中世史料上にみえる関連地名、および『兵庫県神社誌』⁽⁶⁾に基づき、昭和戦前期において摂津国有馬、丹波国多紀・氷上、そして播磨国加東・加西・美囊各郡に所在した「住吉神社」及び住吉三神（表筒之男・中筒之男・底筒之男）のうち2神以上を祭神とする神社の位置をあわせて図2に示した(82頁参照)。

前掲の図からは、椅鹿山の東境と北境は遺称地名からその全体像がほぼ復元できる。西境については遺称地名の候補は少なくないものの特定の困難な事例が目立ち、幅をもたさざるを得ないが、概ね加古川本流に沿った南北線に復元できよう。南境については播磨国内であるにも関わらず、現存する風土記では美囊郡内の記述が抄出状態であることもあって地名の情報が少なく比定が困難であるが、東端にあたる三田市の内神川流域から、唯一の遺称地名である三木市加佐を結ぶことにより、概ね美囊川に沿った線が復元できる。これらのことから、「神代記」にみえる賀茂郡椅鹿山は、近代における住吉神社の分布範囲とほぼ重なる形で、東から南へ武庫川・美囊川、北から西へ篠山川・加古川でそれぞれ囲まれた山塊の範囲として推定することができよう⁽⁷⁾。

3 四至表示にみる神領杣山と地域住民

先にも見た通り、「神代記」において畿内およびその周辺に設定されている神領としての杣山には、簡略な四至の表示がなされる所領（城辺山、為奈山）と、詳細な地名の列挙で四至を表示する所領（兄山から二上山にいたる「山河」と椅鹿山。ほかに中間的な表示ともみえる膽駒山がある）とに区分することができる。

言うまでもなく四至の表示は、周囲の他領との境界を明示することで自己の所領の範囲を特定し、その支配（権）を明示・主張するためになされるものである。したがってその表示のあり方は、境界表示の必要度とそれに対応する精度との相関関係として表れ、かつその精度は、それを維持するための素材となる現地における情報（地名、ランドマークの名称等）の密度と、さらにはそれらの内から領主が得ることができた知識の量によって規定されることになる。すなわちそもそも現地においてある地物を特定・分別する必要がなければ地名等は生成されないであろうし、また領主において（隣接他領との競合が発生していないなど）表示の精度を必要としない状況であれば、もとよりおおざっぱな四至表示でこと足りりとするであろう。しかし逆に詳細に表示することを意図しても、それを実現するに足る情報量が知識として得られなければやはり相応の精度の表示とならざるを得ない。

以上のように考えるならば、椅鹿山に代表される四至表示のあり方は、領主である住吉社が、地名をできるだけ列挙することで境界を点から線に近づけることにより表示の精度を高める必要があり、かつそれを可能とするような地名等の掲出が可能であったことを示している。そしてそれらのうち少なくとも東境や北境の地名の多くは、およそ 1200 年余りを経た現代にまで連綿と現地で受け継がれているのである。このことはこれらの地名の継続性や安定性を示すものであり、当該地域が「神代記」が作成された時点から現代に至るまで、地域住民が日々の営みと常に関わり合い続けた生活圏であったことをも示している。

それとは逆に、為奈山に代表されるような四至の記載様式は、境界を点あるいはその連続としての線として具体的にとらえることの必要性がなかったか、それを行うための地名などの地点情報が乏しかった、あるいはその両方であったかのいずれかに相当するであろう。その場合、数少ない指標として公田が少なからず掲げられていることは、住吉社領の杣山は「その近辺の領域において公田を含まない範囲」という消去法的で消極的な規定がなされた領域であり。また特に地名等を掲げなくとも（何郡の）公田というのみで、少なくとも国制的関係においては、境界が特定できたことを示唆していると思われる。しかしそこに地域住民の姿や生活を感じ取ることは困難である。

前述の通り、四至を詳細に表示する必要があった椅鹿山は、為奈山等とは異なり、その領域が公民たる地域住民（百姓）の生活圏と重なり合う位置にあった所領であると考えられる。「神代記」の説くところによれば、椅鹿山はその護持にかかわった船木氏の遠祖である神田田命がその所領を神功皇后の代に住吉大神に寄進して以来造宮料として支配され、さらに乙丑年⁽⁸⁾12 月 5 日に船木氏が（播磨）宰頭伎田臣麻・助道守臣壹夫、御目代大伴沃田連麻呂等を率て「大神の御跡を尋ね」て寄進したものという。しかしその後、「公民等」が「神山の木を切り取り、山地を歩み穢」したために住吉大神の怒りに触れ、神火よって杣山は焼き滅ぼされた。これに驚いた「公家」は「人民等、爾より以後は、大神の

杣山地等を歩み穢し切り犯すべからず」と宣詔し、「重ねて、大神の旧跡の如く、大神の道歩を尋ね、四至の堺を定めて」改めて寄進・成立した所領である。

この説話によれば、神話的な神田田命による寄進説話のみでは杣山の成立は完結できず、播磨国宰頭らの関与による「大神の御跡を尋ね」る、すなわち四至の確認という手続きを経て成立した所領であること。そして「公民等」が「神山の木を切り取り、山地を歩」むという表現から、まさに椅鹿山が地域住民の日常的な用益地でもあり、彼らの生活圏と重なり合っていたこと。そしてそれら「公民」と位置づけられた地域住民を杣山から排除するためには、改めて「公家」による「宣詔」と再度「大神の道歩を尋ね、四至の堺を定め」るという手続きを必要としたこと。そしてこのような経過が、「神代」から「神代記」が選進された時点までの間にあったことを示しているのである。

椅鹿山の縁起ともいべきこの説話との関連で注目されるのは、「風土記」賀茂郡の項にみえる前掲の二つの説話である。まず端鹿里の項に記される「楨・檜・杉生う」という植生上の特徴は、同里には二次林もしくは人工林としての楨・檜・杉⁽⁹⁾が卓越していたことから、端鹿（椅鹿）の山が人為的に用材林として管理されていた様子を景観的にうかがわせる。また河内里において、地域住民が苗代に刈敷を行わない理由を住吉大神の巡回説話で説明していることは、河内里が前掲の図に示される通り椅鹿山の領域内に比定されることからみて、里山での草木の採取に対する住吉社の何らかの規制の存在を想起させる。「風土記」では住吉神領杣山の存在には直接触れられていないが、地域の景観や住民の生活・生業に杣山の存在が影響を及ぼしていたことをこれらの説話から間接的にうかがうことができる⁽¹⁰⁾。

おわりに

前章までの検討を通じて、「神代記」に記された「神領」杣山の四至記載の様式上の差異は、社領の杣山が「公地公民」の制度に包摂された地域住民の生活圏との関係において、その関わりが希薄な奥山（あるいは原生林ともいるべき岳）に位置する場合と、生活圏と重複する里山⁽¹¹⁾に相当する場合との差異を一定反映したものではないかと考えるものである。

また椅鹿山をめぐる説話は、前代以来の土豪的氏族による占取と、神話的な寄進の説話によって組み立てられた、聖性を帯びた「神領」としての（形而上の）山野独占の主張が、地域住民の生活・生業の必要性という現実の力の前では無力であったことを示している。そこに両者をいわば調停する役割を帶びて國の「宰」⁽¹²⁾あるいは「公家」と表現される国政的権力が登場し、神領はその支配原理のなかに包摂され、保護されることによってようやくその支配が維持される（と考えられる）に至ったのである。

以上、「住吉大社神代記」に記載されたいくつかの「神領」杣山の四至記載を素材に、当該期における山の支配のあり方について考えてきた。古代の山野支配⁽¹³⁾については、「律令国家は、神聖な墓山・寺山・神山をのぞいて山林原野の占拠は特定の経済目的に限定し、それ以外については住人の用益を認めようとした」との見解がなされている⁽¹⁴⁾。この見解によるならば住吉社が占定しようとした杣山は、それが神領でありかつ「造宮料」という「特定の経済目的」をもつ所領であったという両面において、本来的に律令国家が占定を容認する領域であったことになる。

しかしながら現実には、運搬の便と良質な用材の確保との両立をはかるなどを主眼とした、朝廷およびそれに連なる寺社による榎山の大規模な占定と、その周辺で生活する地域住民による山野の用益の拡大との間に生じる矛盾は、いずれ顕在化せざるを得ない。「神代記」にみえる播磨国賀茂郡椅鹿山をめぐる説話は、大規模な用材確保を必要とした住吉社による、神話的な由緒（氏文）を紐帶とした豪族船木氏を介した榎山占定が、律令に基づく国制の初期において早くも支配の維持が困難となり、国制を介した占定・支配へと転化してゆく過程を示していると考えられる⁽¹⁵⁾。

このような古代における山の占定をめぐる矛盾の拡大は、やはり大規模な用材を必要とした宮都の造営主体でもある朝廷が担う国制そのものの課題でもあることは言うまでもない。それ故に国制的には、「公地公民」の制度が事実上視野に入れていなかった山野の支配秩序を構築する必要にせまられる⁽¹⁶⁾とともに、寺社においてはそのような国制的な権力あるいは権威に連なることにより、一定の規制の下ではあるが、少なくとも制度的には山野の占定が実現可能となるのである。

古代における山野の占定の実現に関しては、宗教的聖地としての属性を重視する見解が示されている⁽¹⁷⁾。しかしながら賀茂郡椅鹿山の説話をみると、その占定を正当化するために住吉社と船木氏が語った当初の神話的な縁起は、結果的に地域住民には受け入れられてはいない。地域住民の内面から生じたものではなく、外部から持ち込まれた住吉大神の聖性は、地域住民に対して少なくとも山野の用益をあきらめさせる程には畏敬の念を引き起こさせることはなかったのであろう。つまり地域住民に対して主張される神仏の聖地としての属性は、その聖性が地域住民のもとで内面化されない限り、そのままでは山野占定の根拠としては機能し得ないのである。

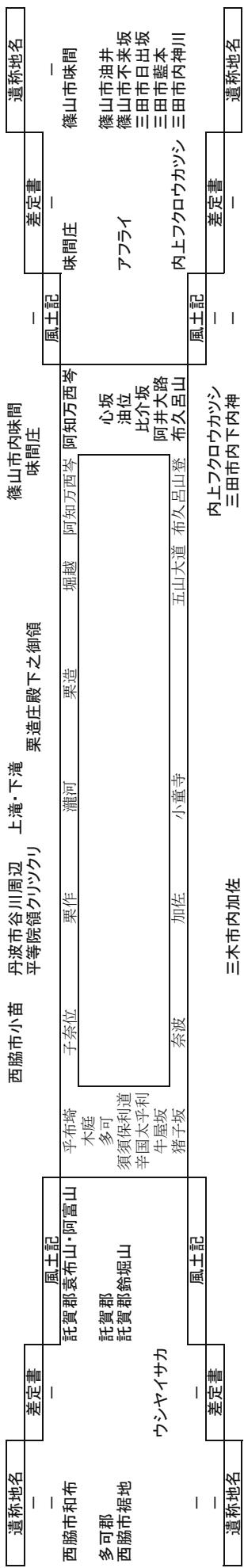
したがって一旦は国制に連なり、その規制の下での所領支配をめざして「神代記」という実質的な縁起資財帳を撰進した住吉社ではあるが、さらに榎山の支配を強固なものとする為には、自らが主張する大神の聖性を地域住民に内面化させる過程を必要としたのである。先の図2に示した通り(82頁参照)、かつての住吉社領椅鹿山の範囲に包摵される村落には、いわゆる氏神・鎮守として、地域住民の手によって現代に至るまで祭祀されてきた多数の住吉社の存在を見る事ができる。これら現代まで遺された多数の在地住吉社は、「寺社権門」の一角としての立場を得た住吉社本社が、さらに榎山ないしはその系譜に連なる所領の支配を貫徹するために、その神威を地域住民に内面化させるための苦闘の跡を示す遺跡なのもある。

注

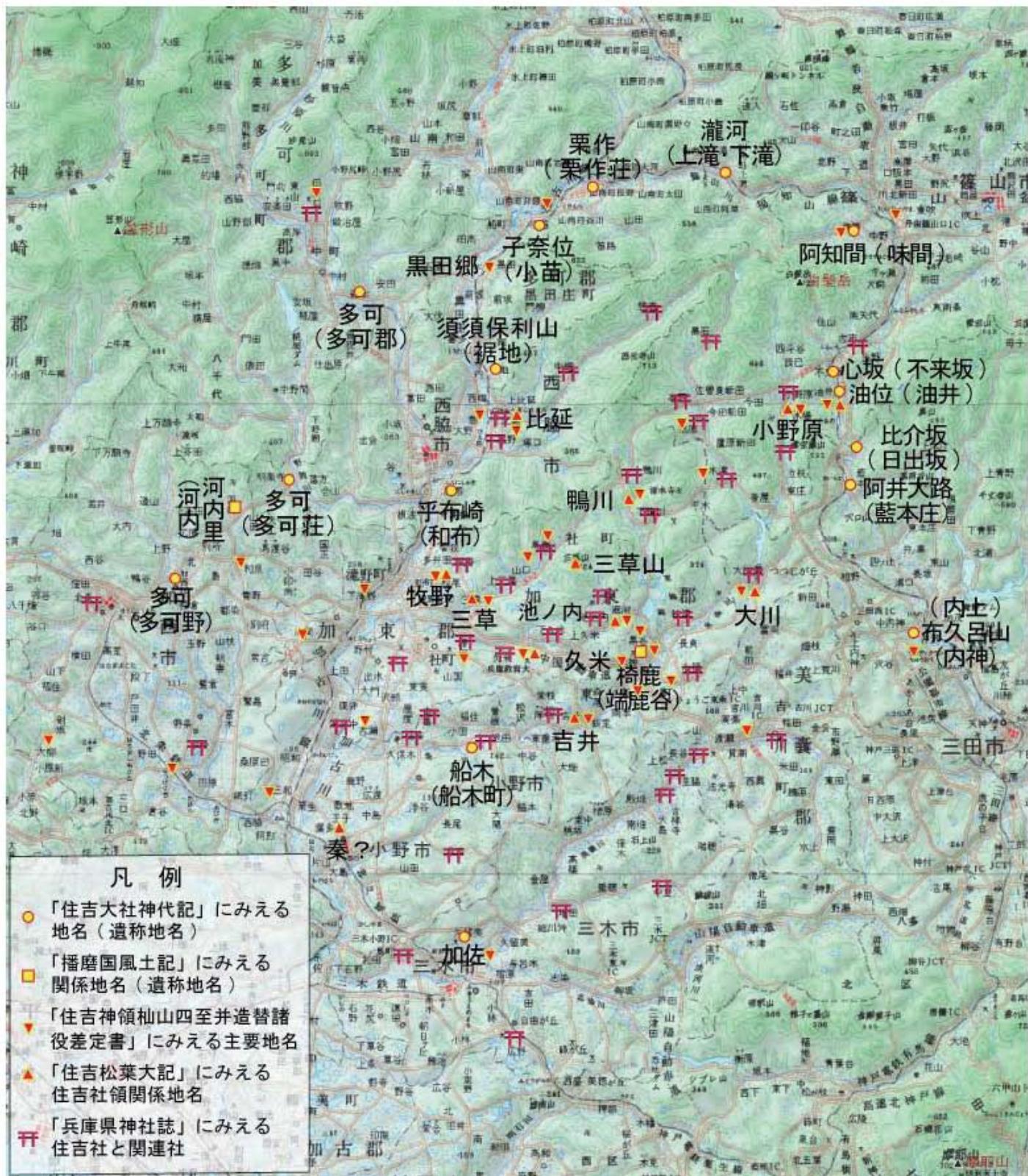
- (1) 田中卓「再考・住吉大社神代記」(『住吉大社神代記の研究』同氏著作集7所収。以下特記以外の氏の見解は同著作集に所収)。
- (2) 御子代や羽束のほかにも「神代記」には雄伴、玉野、住吉といった「国」が登場する。これらの「国」は、実質的に郡の異称とも考えられるが、同じ縁起の文脈の中で別の郡名と併記される場合もあり、その実態については別に検討が必要と考える。このうち羽束については、拙稿「有馬温泉と羽束の月－非文書史料からみた古代・中世の摂津国有馬郡－」(『市史研究さんだ』第13号)などを参照されたい。
- (3) 田中卓注(1)前掲論文。

- (4) 三田市指定有形文化財。『三田市史』第3巻中世編年史料104号。
- (5) 近世に編さんされた住吉社に関する総合的な縁起ともいべき「住吉松葉大記」の「神領ノ部」の丹波国・播磨国の各項にも共通する地名がいくつかみえる。加地宏江ほか編「住吉松葉大記」(下)参照。
- (6) 兵庫県神職会編『兵庫県神社誌』上・中巻(昭和13年・同15年刊)。
- (7) 椅鹿山の範囲については、田中卓氏が詳細な検討が加えられている(「再考・住吉大社神代記」および住吉大社社務所刊『すみのえ』227号所収「播磨国九万八千余町の神領」)。同氏は「神代記」および注(4)前掲史料にみえる「九万八千余町」という面積の表示を前提に遺称地名の比定をおこわれている。
- (8) 田中卓氏は天智4年(665)の可能性を掲げながらも未詳とする(「訓解・住吉大社神代記」)。
- (9) 旧賀茂郡域の森林における自然植生は、コジイやカナメモチに代表される照葉樹林が基本であり、スギやヒノキの群落は人工林とされる(『加西市史』第3巻)。
- (10) 「風土記」に住吉神領としての椅鹿山の存在は直接には記されない。このことは神領袖山という領域が「郡郷名」という地名をもって国政制的に把握した行政区画を基準として国司に「言上」させた「史籍」(引用文は「続日本紀」和銅6年5月甲子条)としての「風土記」の所管外であったことを示しているのではないだろうか。
- (11) 村落生活と岳・奥山・里山という領域区分との関係については、宮家準「共同体の伝承とコスモロジー」(『体系仏教と日本人』9所収)を参照
- (12) この縁起にみえる宰の頭・助・目代について、田中卓氏は国守の四等官のうちに相当すると解されている(「訓解・住吉大社神代記」)。本稿でもとりあえず令制国司またはその前身と解しておく。なお律令制下における山林の統制は国司の担当であるとの西山良平氏の指摘がある。同氏「山林原野の支配と開発」(『山人の生業』日本の古代10所収)
- (13) 「所有権は人と物との関係の側面において現われる人間と人間との関係」であり、特に前近代は「物的支配が物の利用価値のみに対しているような経済的社会的体制」という所有権法の考え方(川島武宜『所有権法の理論』)からすれば、山・林・原野はそれぞれに「人と物との関係」やその「利用価値」が異なるのであり、それ故に所有のあり方については地種ごとの考察が必要であろう。
- (14) 西山良平注(12)前掲論文
- (15) 古代の所領については令制以前からの連續性の追究の必要性が指摘されている。石上英一「弘福寺文書の基礎的考察」(『古代荘園史料の基礎的研究』上所収)など
- (16) 西山良平注(12)前掲論文や柳沢奈々「律令国家の山野支配と家産—「林」を手がかりとして」(『ヒストリア』235、2012年12月)によれば、山野の支配に関しては延暦期に国政上の画期があったとされる。柳沢論文ではこの画期において「王貴族層の家産を国家規制のもとに再編することを目指した政策が次々に打ち出され」「王貴族層の家産所領は明確に規制の対象」とされる。
- (17) 古代における山野支配が(宗教的)聖地としての主張から実現されることについては、西山良平注(12)前掲論文のほか、森田喜久男「古代王権の山野河海支配」(三宅和朗編『古代の暮らしと祈り』環境の日本史2所収)でも触れられている。注(16)で引用し

た指摘も含め、地域住民（の生活）の視点からの検討も必要と考える。



▲図1 椅鹿山の四至をめぐる地名



▲図2 椅鹿山をめぐる遺称地名と住吉社の分布

第3部

『播磨国風土記』註論（揖保郡・讚容郡・宍粟郡・神前郡）

本研究では、『播磨国風土記』のうち、主に揖保・讚容・宍粟の西播3郡と神前郡条の関連地域を中心としたフィールドワーク、およびそれを踏まえた各条の史料校訂をおこなった。

第3部では、このうち現地入りをおこない、とくに研究成果があがった各郡の条文を選びだし、それぞれの史料校訂の結果と調査成果について記す。なお校訂にあたり参考した注釈書については、つぎのように略記した場合がある。

〔凡例〕

- ・秋本吉郎『風土記』（日本古典文学大系）：大系
- ・植垣節也『風土記』（新編日本古典文学全集）：新編
- ・井上通泰『播磨風土記新考』：新考
- ・沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『播磨国風土記』：山川

（1）『播磨国風土記』揖保郡越部里櫛坐山条

■越部里。（旧名皇子代里）。…（中略）…。櫛⁽¹⁾坐山。⁽²⁾石似櫛。故号_ニ櫛坐山。

■越部里。（旧名は皇子代里）。…（中略）…。櫛坐山。石は櫛に似る。故に櫛坐山と号く。

（1）櫛の字は、「閣」の字に「木偏」を添えた造字で、辞書類にはみえない文字。この読み方に関連して、新考は、『倭名類聚抄』で「閣」を、「多奈」と註する例を紹介している（同、198頁）。

（2）新考や大系は、「石」の字の前に脱字があるといい、「々」の字を補う。ここでは底本にしたがう。

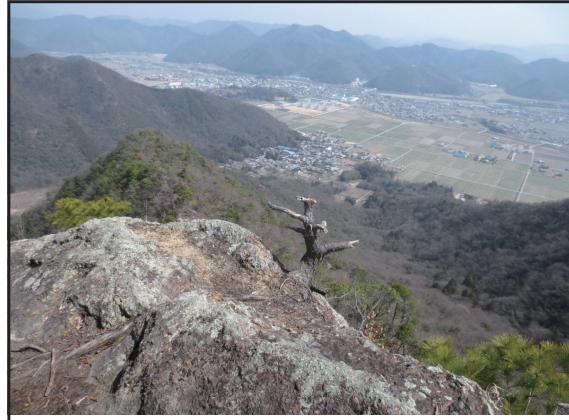
祇園嶽のいわれと雨乞いの儀式 櫛坐山について、大系では、遺称なく所在地不明とする。しかし地元では、たつの市の亀山連峰の最北部の祇園嶽（標高 340m）に比定するのが有力である。『播磨新宮町史 史料編 I』では、祇園嶽のいわれについて、「その山頂には巨岩がそびえ、江戸時代の絵図をみると、そこには祇園社がまつられていたことがわかる。ここから祇園嶽の名がおこり、地元の人々にも『祇園さん』と親しまれている」（同、39頁）と紹介する。そしてこの付近に「水布祢」や「水布祢谷」の地名や字名が残ること、また昭和初期まで、山頂で「雨乞い」儀式がおこなわれていたことなどにより、この巨岩をともなう祇園嶽が、地元住民の祈雨・止雨信仰の山であったことを指摘している。

祭祀対象としての山 もちろんこうした習俗が、古代の風土記の頃まで遡るかどうかは不明である。しかし一見して「楼閣」のような巨岩の山頂の光景は、麓の人々から、稻作の神の宿る所として信仰の対象となっていたことは間違いかろう（次頁の写真参照）。

山名に含まれる「櫛」＝「たな」については、「棚機女」伝説から知られるように、古代において、神聖なものと考えられていた痕跡がある。風土記には何も書かれないが、櫛坐山が地元住民の祭祀対象として崇められていた可能性は高いであろう。（坂江 渉）



▲東側からみた祇園嶽（真ん中のピーク）



▲祇園嶽の頂上から北東方向を見る



▲たつの市越部古道散策マップ（平成 20 年改訂版、たつの市教育委員会他刊）

(2) 『播磨国風土記』揖保郡上岡里殿岡条

■上岡里（本林田里）。土中下。⁽¹⁾菅生山辺。故曰菅生。一云、品太天皇巡行之時、闢^レ井此岡。水甚清寒。於^レ是、勅曰由^レ水清寒^レ、吾意宗々我々志。故曰宗我富⁽²⁾。殿岡。造^レ殿此岡^レ。故曰殿岡^レ。々生^レ柏。

■上岡里（本は林田里なり）。土は中の下。菅、山の辺に生ふ。故に菅生と曰ふ。。一云ふ、品太天皇、巡り行しましし時に、井をこの岡に闢りたまひしに、水甚清く寒かりき。是に、勅曰りたまひしく、「水の清く寒きに由りて、吾が意、そがそがし。」故に宗我富と曰ふ。殿岡。殿をこの岡に造るれり。故に殿岡と曰ふ。岡に柏生ふ。

(1) 諸本標目「菅生山」を補うが底本のままとした。大系は、この条の手前に載せる「神阜」の地名説話を訂して、記載位置の変更をはかる。しかし底本のままとした。写脱ないしは未精選のゆえである可能性がある。

(2) 底本は「宇」と誤る。

上岡里 比定地や説話内容の検討については、前報告書『播磨国風土記を通してみる古代地域社会の復元的研究』を参照のこと（73-74頁。神戸大学学術成果リポジトリーケルネル、<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/kaken/00056457.pdf>でみることができる）。

殿岡 神岡町寄井に所在し、林田川左岸に面した小丘陵で、南麓は神岡町入野に属し圓徳寺が所在する。付近に小字「トノコ」の地名があり、当該の丘陵を「殿岡山」とも呼んでいる。台形状の「殿岡」にふさわしい形状で里域内各地から望むことができる。

古代の遺構については判然としないが石室状とも見える遺構が3箇所ほど存在するが不明である。丘陵上には土壘、虎口、主郭部分のほか段上に整地された痕跡が認められ、丘陵北側に向かって堀切らしき痕跡も複数認められる。中世に山城として利用されたと見られる。播磨地域の中世城郭を現地調査されている木内内則氏によれば、堀切らしき痕跡は城郭として利用された堀切としては規模が小さく、水源の確保のための加工の可能性もあるという（木内内則氏が作成された縄張図を次頁に掲げた）。

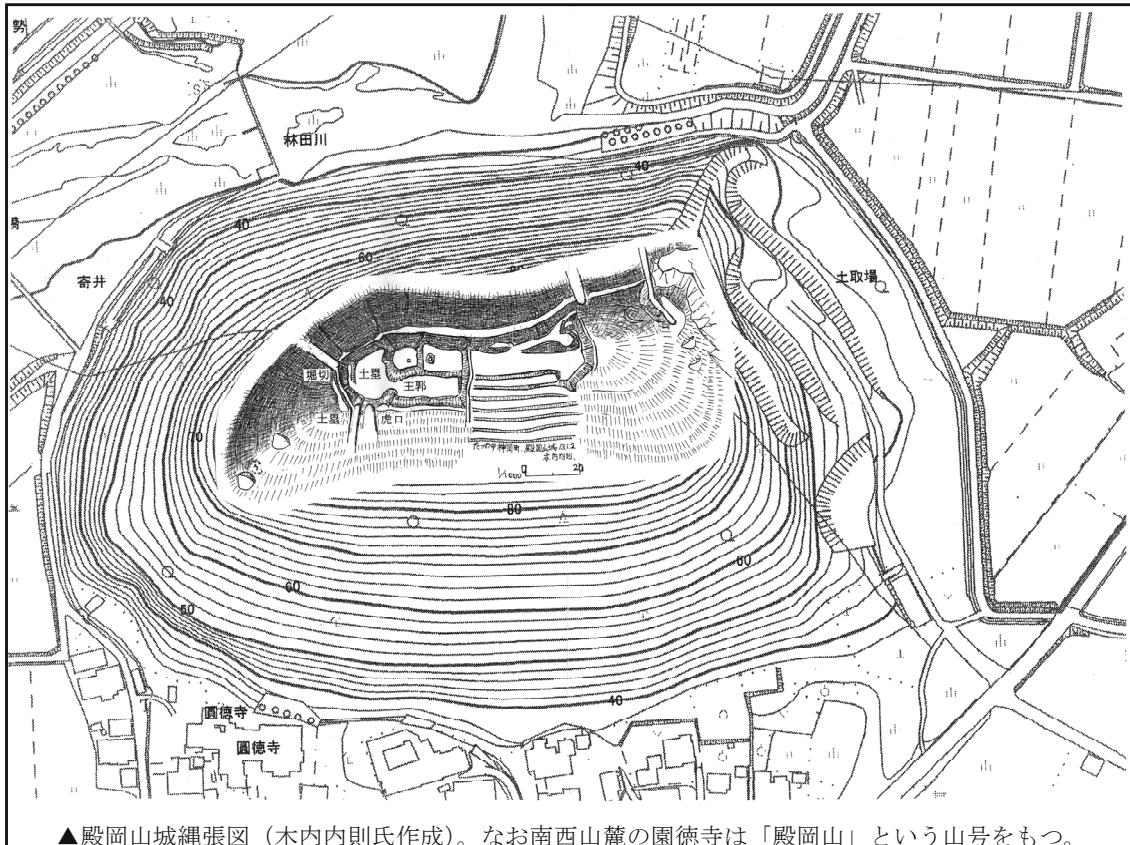
（高橋 明裕）



▲林田川上流から殿岡をのぞむ



▲殿岡山頂上付近の遺構（2013年1月）



(3) 『播磨国風土記』揖保郡林田里稻種山条

- 稲種山。大汝命・少日子根命二柱神、在於神前郡聖⁽¹⁾里生野之岑、望見此山云、彼山者、當置稻種。即遣稻種積於此山。々形亦似稻積。故号曰稻積⁽²⁾山。
- 稲種山。大汝命・根二柱の神、神前の郡の聖里生野の岑に在して、この山を望み見て云ひたまひしく、彼の山は稻種を置くべしと。即ち稻種を遺りてこの山に積みたまひき。山の形また稻積に似たり。故に号けて稻積山といふ。
 - (1) 底本は「岡」を脱。諸本は神前郡聖岡里条に従い「岡」を補うが底本に従う。
 - (2) 底本は「積」。諸本は標目が「稻種山」とあることから末尾の記事も「稻種山」であるとして「種」に訂正しているが、「稻積山」の名称が「稻種山」に通じた可能性も考えられるので、底本に従う。

稻種山 諸註とも稻種山は峰相山に比定する。風土記の記事は神前郡「聖里生野之岑」から望み見て稻種を積んだ山容だとするが、朝来郡生野から峰相山は見えない。新編は落合重信の指摘を引き、神崎郡大河内比延の日吉神社の西の山からなら七種山と明神山の間から峰相山の山容が望めるという。しかし、揖保郡の地域景観としてむしろ目立つ山容をもつのは峰相山の南西に位置するトンガリ山であろう。『播州名所巡覧図絵』には「風早峰」として見え、峰に水6斗たまる穴があいているといい、「揖保郡地誌」は峰相山の西峰を風破壊、大盤石を龜岩という窪みで水が5、6斗たまるという。

『峰相記』に峰相山上の大盤に水枯れしないくぼみがあり、香稻4本が生じたことから

稻根明神を祀ったという。『播州名所巡覧図絵』ではこの稻根のことを大市郷峰相山のふもととするので、トンガリ山の亀岩との関連もうかがえる。八幡神社（林田町奥佐見村字鈴が峰）の社記には風破壊の峰（太市）の大岩より稻三茎が生え、その峰を稻穂山、五十猛命を紀州より勧請し南東彌高松尾山に印達神社を祭るとある。

いずれにしても稻種、香稻とかかわる磐座にまつわる伝承が古代から近世にかけて奥佐味ー伊勢山ー峰相山ートンガリ山一帯に分布しているのである。中世には峰相寺の伽藍が広がった峰相山にこれらの伝承は収斂したかのようであるが、伊勢山ートンガリ山にかけての巨岩・奇岩が地域的な信仰を集めていたであろうことを十分にうかがわせる。これらの峰は因幡街道に面するとともに揖保郡と飾磨郡の境界域に位置し、神前郡へ抜けるルートでもあったことから、

風土記は神前郡からの眺望という形で記したものであろう。

(高橋 明裕)

トンガリ山 稲種山の比定地の有力候補のトンガリ山は、南側の少し離れた所からみると、まさにその名に相応しい、円錐状の尖った山である。さらに近づいて南西の山麓部からみると、頂上付近の南側には「磐座」風の巨石を確認することができる。かねてから調査・巡見したいと思っていたが、科研調査の期間中、2011年3月26日（土）に実現することができた。

午後1時頃、JR姫新線の太市駅に集合。車に分乗して峰相山登山口の駐車場（開山堂）に到着。そこからたつの市教育委員会の義則敏彦氏の案内で登山した。これに参加したのは、科研グループの坂江・古市・高橋のほか、研究協力者の田中禎昭氏（東京都墨田区立すみだ郷土文化資料館）、井上勝博氏（大阪大学外国語学部非常勤講師）、藤木透氏（佐用町教育委員会）の6名であった。

峰相山頂上付近から尾根道を南西方向に約30分程度の距離のところに、トンガリ山がある（次頁の地図参照）。標高は258m。とても見晴らしの良いピークである。付近には巨大な岩があって、祠がまつられていた。現在もこれが信仰の対象であることをうかがわせる。

また頂上付近から急峻な道を南側にやや下ったところにも巨石があった。これを亀石という。上記の高橋氏の註論で言及されている「揖保郡地誌」にみえる「亀石」である。また南西の山麓部から肉眼視できたのもこの巨岩であった。これらからみて、このトンガリ山が古くからの信仰の山であった可能性は高く、風土記の「稻種山」の比定地候補である事実も頷けるところである。

(坂江 渉)



▲左端がトンガリ山（南側から見る）



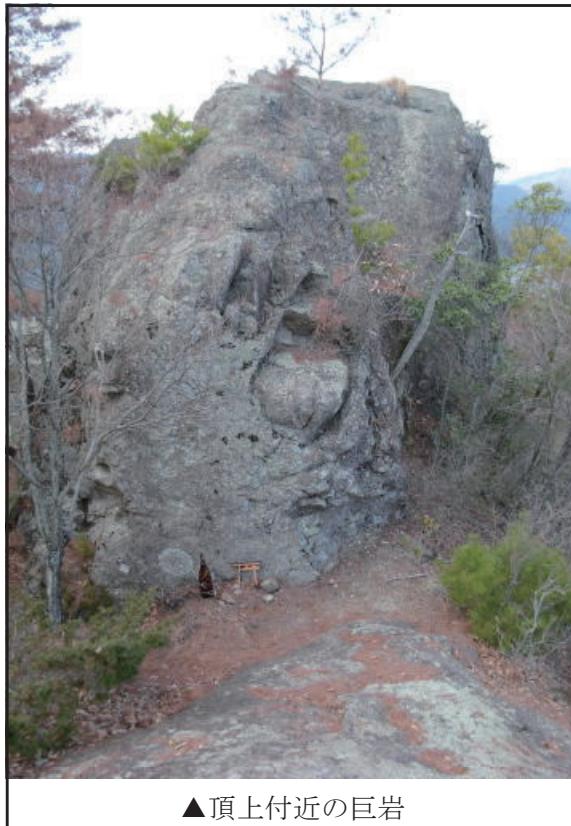
(4) 『播磨国風土記』 讀容郡邑宝里条

■ 邑宝里。(土中上)。弥麻都比古命、治レ井（1）糧、即云、吾占ニ多国一。故曰ニ大村一。治レ井処、号ニ御井村一。鍬柄川。神日子命之鍬柄令レ採ニ此山一。故、其山之川、号曰ニ鍬柄川一。室原山。屏レ風如レ室。故、曰ニ室原一。(生ニ人参・獨活・藍・漆・升麻・白朮・石灰一)。

■ 邑宝里。(土は中の上)。弥麻都比古命、井を治りは かれひ を糧をを漁す。即ち云ふ、「吾、多く國を占める」と。故に大村と曰ふ。井を治る処は、御井村と号く。鍬柄川、神日子命の鍬の柄を、此の山において採らしめる。故にその山の川を号けて、鍬柄川と曰ふ。室原山、風を屏ぐこと室の如し。故に室原と曰ふ。(人参・獨活・藍漆・升麻・白朮・石灰を生だす)。

(1) 底本では「漁」につくるが、大系にしたがい「漁」とする。

邑宝里 邑宝里の現地比定は難しい面がある。しかし『倭名類聚抄』の佐用郡「大田郷」が、その遺称地だとみる説がある。これが正しければ、現在の関連地名としては、佐用町



▲頂上付近の巨岩

内の旧上月町円光寺に大田八幡神社があり、また川を挟んだ南方の山を大山と呼ぶ。さらに「太田」という地名が、鎌倉期の史料にもみられるという（『三日月町史』第1巻、『古代地名大辞典』本編、角川書店）。そこで現在の上月町の円光寺から久崎にかけての範囲が、里の中心地だとみる考え方がでてくる（場所については次頁の地図参照）。

サトと村との関係 本条では、弥麻都比古命が、井を治り、糧を食した時、「吾は多く国を占めた」と言ったから「大村」というと記されている。ここでは「邑宝」という里の地名由来を説明しながら、最後に「故に大村といふ」と締めくくられている。つまり「邑宝」という里の地名のいわれではなく、あくまで「才ホ」という地名のいわれを、弥麻都比古という神の「言葉」に結びつけて語っているわけである。とすれば、「才ホ」という地名がもともと存在し、それが律令制下に入り、里名にも付けられたという解釈の余地もでてくる。もともとあったという「才ホ」という地名は、素直にみれば、村名に冠せられていた可能性が高いだろう。

『播磨国風土記』には、このように「里」の地名のいわれを説明する際、最終的に、「～ということで、この村の名となした」と語るケースが30例もみられる。これからみて、山尾幸久氏の通り、律令制下のサトの地名は、有力な既存の村のうち、とくに里長を出している村の名が、サト名に付されたとみることが可能ではないか（山尾『日本古代国家と土地所有』塙書房、2003年、314頁）。ここではそのような事例として、この邑宝里の地名起源説話を理解しておきたい。

弥麻都比古命について 多くの「国占め」をしたという弥麻都比古命については、本条の後の「久都野」条でも登場している。弥麻都比古命が「この山を踏めば崩れる」といったので「久都野」と称した。しかし後に改めて「宇奴」と呼ぶようになったと伝える。また周囲は山が取り囲み、真ん中に野があるとも語られている。『古事記』や『日本書紀』の神統譜にも載らない神名であるから、弥麻都比古命という神は、讚容郡の邑宝里内の小地域で信仰されていた土地神とみるべきであろう。

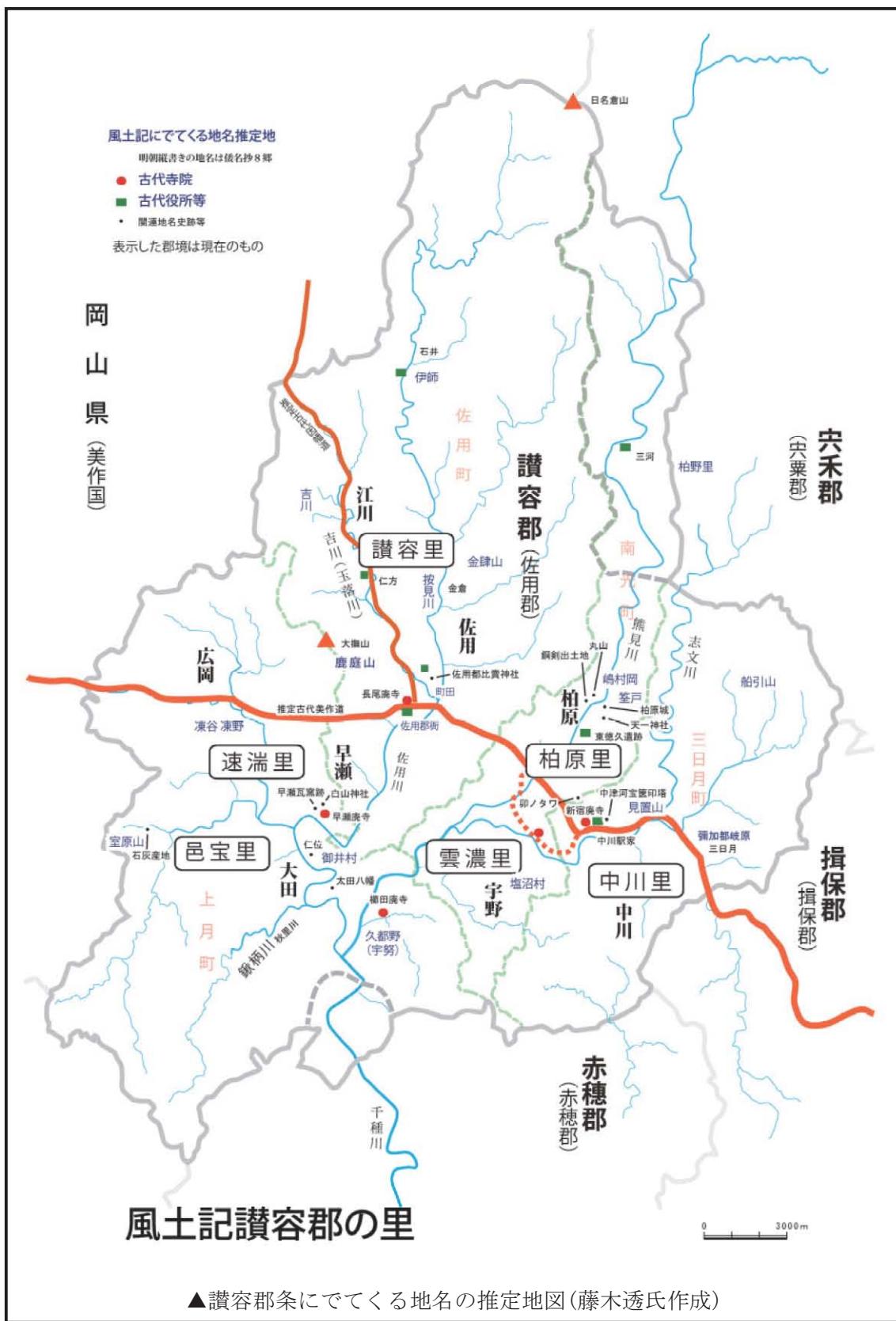
ただしこの神を、風土記の飫磨郡条の冒頭にみえる「大三間津日子命」と同一視し、孝昭天皇（ミマツヒコカエシネ命）と捉える見方がある（大系など）。しかしその蓋然性はきわめて低い。むしろ古代史料の中に、「皇孫」「天孫」の言葉があるように、弥麻都比古命の「弥麻」は、「孫」をさすのではなかろうか。つまり某神の「孫の彦神（男神）」というのがその神名の意味である。

『延喜式』の神名帳によると、阿波国名方郡に「御間都比古神社」という式内社があり、これも同種の神名だと思われる。とすれば播磨国での「弥麻都比古命」が何神の孫神であるかが問題になる。「御子神」「妻神」「妹神」などの記載が多い「伊和大神」の孫神であると推定できる可能性があるが、詳細は今後の課題にしたい。

（坂江 渉）

室原山 室原山は、大系や新編など、何れの風土記校注本にも、遺称地は明らかにされていない。このため室原山の比定地は明らかでなく、小字名にも比定されるような地名を探し出すことはできない。しかし、人参以下の産物の一つからその比定地を求めることが可能であり、それは最後に書かれた石灰である。これは『上月町史』（1988年）に紹介され、室原山の比定地が西大畠であることが指摘されている。

西大畠周辺は上月層と呼ばれる粘板岩と塩基性火碎岩類を主として砂岩、シルト岩のほ



▲讃容郡条にてくる地名の推定地図(藤木透氏作成)

かチャート、石灰岩を伴う海洋性堆積物で石炭紀からペルム紀の化石を含んでいる。上月層は、現在では舞鶴帯と丹波帯の間に挟まれた超丹波帯に含まれると考えられている。問題の石灰岩は上月層中にレンズ状に含まれているとされるが量的に多くなく、佐用町内ではこの西大畠に見られるものが唯一規模の大きいものといえる。また石炭紀後期(約3億1千万年前)のサンゴやフズリナの化石を含むものとして、県内でもここだけと言われている。

石灰岩の採掘 この石灰岩の採掘について『上月町史』では、『西庄村誌』の記事を引いて、文化2年(1805)から採掘されて、現今の採掘者等が書かれていることを紹介している。西庄村は、明治22年、西大畠村を含む10ヶ村が合併して成立したもので、昭和30年には幕山村と合併して上月町に、さらに昭和33年に久崎町と合併して平成17年まで続いた上月町が誕生している。

なお、『西庄村誌』は未刊行の稿本であり、編纂年や編纂経緯も不明であるが、大正末年に『佐用郡誌』が刊行されており、それに先立つものではないかと推測される。

さて、この採掘場跡の坑道は埋められているが、現在も坑口に石灰岩の岩体を見ることができる。採掘場は4ヵ所あるといい、近代以降にも採掘がされた石灰岩は消石灰、生石灰として加工出荷され、現在も窯(炉)跡を確認することができる。とはいっても、この石灰岩の採掘が広く知られていたわけではなく、鉱業としては小規模なものであったであろう。



▲石灰岩の採掘坑跡



▲石灰加工窯(炉)跡

西大畠は岡山県と接し、西は万ノ山と呼ばれる峠で遮られ、東を除いて周囲を山に囲まれた地形である。風土記に「風をふせぐこと室のごとし」と表現された地形にも叶うものである。

また、上記のように超丹波帯には石灰岩も含まれるもの、佐用郡内でこのように採掘が行われるほど産出する場所は他になく、場所も近世には美作道の街道沿いとなるほど目に付きやすい場所である。

古代においても容易に発見され、採掘しやすい環境にあったであろう。室原は文献調査だけでは判ることのない現地の情報、踏査があつてはじめて場所比定ができた一例といえる。

(藤木透)

(5) 『播磨国風土記』 讀容郡柏原里条

- 柏原里。⁽¹⁾ 由_ニ柏多生_ニ。号為_ニ柏原_ニ。筌戸。大神、從_ニ出雲国_ニ來時、以_ニ⁽²⁾嶋村岡_ニ為吳床、坐而、筌置_ニ於此川_ニ。故号_ニ筌戸_ニ也。不_レ入_レ魚而入_レ鹿。此取作_レ膾、食不_レ入_レ口而落_ニ於地_ニ。去_ニ此處_ニ遷_レ他。
- 柏原里 柏多に生ふるに由りて、号けて柏原と為す。筌戸。大神、出雲国より來ましし時、嶋村の岡を以ちて吳床と為て、坐して、筌を此の川に置きたまひき。故、筌戸と号く。魚入らずして、鹿入りき。此を取りて膾に作り、食したまふに、口に入らずして地に落ちき。故、此處を去りて他に遷りたまひ

- (1) 土品の注記を欠く。
(2) 山川は、「島」を作る。

柏原里 柏の植生が里名の理由となったとする。『播磨国風土記』には柏の植生を記す里が3箇所あり、揖保郡上岡里、宍粟郡柏野里と当里である。うち2里は柏を里名に冠している。播磨国と柏との関わりについては揖保郡上岡里殿岡条の註論を参照。当里と宍粟郡柏野里について注目されるのはともに柏の植生を記すとともに両里が郡界をはさんで接していると想定できることである。

宍粟郡柏野里条には土間村と敷草村が挙げられ、敷草村は「鐵くろがねを生す」と注記される。敷草村は製鉄遺跡群で知られる日名倉山の東麓であり、千種川流域の現・宍粟市千種町一帯に比定され、志文川流域の土間村（現在の宍粟市山崎町土方）方面にも製鉄遺跡の分布が広がる可能性が指摘されている（『兵庫県生産遺跡調査報告第1冊 製鉄遺跡I（佐用郡）』1992年）。

実際に志文川と千種川に挟まれた西下野遺跡からは奈良時代の炉壁、鉄滓が発見されている。後述する東徳佐遺跡を含む讀容郡柏原里は西下野付近で宍粟郡柏野里と領域を接していたと考えられる。両里とも千種川の上流下流にあり、柏の植生と製鉄遺跡を有する点で共通しているのである。讀容郡は水系としては千種川流域、宍粟郡は揖保川上流域と見なすことができるが、にも拘わらず千種川と志文川の上流域は宍粟郡となっている。讀容郡柏原里と接する宍粟郡柏野里がともに「柏…によりて」里名としており、柏の植生と鉄生産という地域的共通性にも拘わらず一方が宍粟郡に編入されていることの背景を考える必要があろう。

1つの推測として、「宍粟評小□□／山部 赤皮□□」（『藤原宮木簡2』548頁）に見られるように、「粒評（揖保評）」と並んで宍粟評の形成が比較的早かったと見られることが挙げられる。讀容郡からの生産物の貢納は「讀用郡驛里鐵十連」（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報3』、大官大寺跡出土木簡）によれば美作道に位置する中川駅家を介して行われた例を知ることができるが、この史料は郡制の段階である。

宍粟郡は『風土記』宍粟郡冒頭条には、「難波長柄豊前天皇の世」に揖保郡（揖保評）から分割されたと記されている。宍粟評木簡の存在と「山部」の人名表記が姓氏としての成熟度合いから判断して早熟的であることから、貢納体制の初期から揖保川上流域・千種川上流域の生産物の貢納が揖保川水系を利用したものであった可能性があるのではなかろうか。

ちなみに近世の「千種鉄」は宍粟郡山崎経由で揖保川ルートを利用した出荷されたとい

う。鉄生産及び山林資源の管理に関与する山部集団の存在が前掲木簡史料以外にも宍禾郡に顕著であることも、千種川上流域が宍禾郡とされた背景として考えられよう。

鳴村の岡 『日本地名辞書』をはじめ諸注釈書は鳴村の遺称地候補として西徳久・東徳久より千種川の下流で志文川との合流地点にあたる大字「中島」を挙げる。しかし、巨人神である「大神」が腰掛け（「呉床」）として筌を仕掛けたところ、筌に入ったのは魚ではなく鹿であったというこの説話は、川だったはずの場所が陸に変じていたと解釈できる。西徳久・東徳久地区の集落が立地する河岸段丘は山間部における河川の蛇行により形成されたものである。鳴村の開村伝承ともいいう巨人神の国作りによる地名起源伝承が河川の蛇行を表す地域景観にもとづいている可能性は大いにありうることではないだろうか。

そこで注目されるのは千種川右岸の西徳久地区の高下に所在する通称「丸山」という小丘陵である。これは山間部の河川の蛇行が進み、首の部分で切断されて旧流路と新流路の間に取り残されてできた環流丘陵と呼ばれる地形である。筌を仕掛けるのにふさわしい河川沿いの丘陵が流路から離れてしまったわけであるから、魚が捕れずに鹿が入っていたという説話に登場する「鳴村の岡」としてこの環流丘陵の「丸山」がふさわしいとは言えないであろうか。還流丘陵の「丸山」の存在については、佐用町教育委員会の藤木透氏のご教示を受けた。



▲環流丘陵の丸山

筌戸 篦は魚を捕るための竹などでできた用具であるが、『出雲国風土記』嶋根郡朝酌促戸の渡条に記述される筌が有名である。それによれば、宍道湖と中海の間の狭隘な水路である朝酌促戸に筌を仕掛け大小の魚を捕り、周辺は家々が賑わい市がたったという。柏原里に項目立てられる筌戸は千種川の古名として掲出されているのではなく、千種川の狭隘な河岸段丘に集落が立地する現在の西徳久・東徳久地区を表した呼称ではないだろうか。東徳久遺跡からは弥生時代から奈良・平安期の集落と墓域、製鉄用の木炭製造の炭窯群が検出されており、千種川流域の讚容郡と宍禾郡に広がる製鉄遺跡の一つであり、近くには鍛冶神・天目一箇神を祀る天一神社がある。集落や鍛冶生産関連の施設が集まるが狭隘部である当地域を「筌戸」と呼称し、讚容郡柏原里の中心地域として項目立てたように見受けられる。『風土記』宍禾郡比治里条は「川音村」と表記するが河川狭隘部を「川戸」（現在の地名表記）とする例がある。

（高橋 明裕）

（6）『播磨国風土記』宍禾郡安師里条

■安師里。（本名、酒加里。）土中上。大神、瀧_レ於此処_レ。故曰_レ須加_レ。後⁽¹⁾所_ミ以号_ミ山守里_レ然者、山部三馬、任為_ミ里長_レ。故曰_レ山守_レ。今改_レ名為_ミ安師_レ者、⁽²⁾因_ミ安師川_レ為_レ名。其川者、因_ミ安師比壳神_レ為_レ名。伊和大神、將娶謗之。爾時、此神固辭不_レ聽。於_レ是、大神大瞋、以_レ石⁽³⁾塞_ミ川源_レ、流_ミ下於三形之方_レ。故此川少_レ水。此村之山、生_ミ梔_・粉_・黒葛等_レ。住_ミ狼_・羆_レ。

■安師里。（本の名は、酒加の里なり。）土は中の上。大神、此處に渕しましき。故、須加と曰ふ。後に、山守里と号くる所以は、然るは、山部三馬、任されて里長と為りき。故、山守と曰ふ。今名を改めて安師と為すは、安師川に因りて名と為す。その川は、安師比売の神に因りて名と為す。伊和大神、娶誂せむとしましき。爾時、この神固く辞びて聽さず。ここに、大神、大く瞋り、石以て川の源を塞ぎ、三形の方に流し下しましき。故、この川に水少し。この村の山に、樅・粉・黒葛等生ふ。狼・羆住めり。

- (1) 新考、大系は「所以」の位置を動かし「所_二以然_一者」と讀んでいるが、底本のままとした。
- (2) 底本は「安因」とするが誤写と見て正す。
- (3) 底本は「寒」に誤るので、諸本にならい正した。

安師里の比定地と領域 安師里の遺称地は現在の姫路市安富町安志であり、林田川の上流域に位置する。安志里は旧名を酒加里であったと伝え、これは宍粟市山崎町に須賀沢の地名が残るので、山崎町の中心地域をも含むことになるが、こちらは揖保川流域である。林田川と揖保川が現在合流している地点は河口近くであり、酒加里=安志里は峠を越えた別水系の地域が同一里に編成された例となる。須賀沢と安志を結ぶのが安志峠であり、ここを現在の中国自動車道が通っており、前近代においてもこの峠筋は交通の要衝であった。現在の安志姫神社は林田川に合流する三森川の谷筋にあり、安志に近いが林田川の左岸に位置している。安志地区の古代の遺跡分布は、安志遺跡をはじめ縄文・弥生から中世にかけて存続する集落遺跡が安志の林田川右岸、安志峠寄りに集中している。安師比売を祀っていた社地は現在とは異なっている可能性があろう。

現在の宍粟市山崎町山崎一帯も遺跡分布が濃厚であるところから、旧名酒加里と呼ばれたように揖保川流域の山崎一帯がかつて里の中心だったのではないだろうか。

里名はさらに山守里と改称され、里長が「山部三馬」が任じられたからであるという。製鉄にかかわると考えられる山部集団は風土記によれば揖保川のやや下流域の比治里に里長「山部比治」が、「鉄を生す」



▲現在の安志姫神社

と記される柏野里・敷草村は千種川上流の千種が比定地だが、柏野里土間村は千種川支流の志文川と山崎で揖保川に合流する菅野川にまたがっていたようで、柏野里は山崎の北西から千種方面に広がっていたようである（高家里も山崎地区の北西方に所在したとみられる）。木簡資料に、「宍粟評□□／山部 赤皮」（藤原宮跡大極殿院北方出土）、「播磨国宍粟郡山守里／山部加之ツ支」（平城宮第2次大極殿西郭西南隅宮出土）、「播磨国宍粟郡／柏野郷山部人足米五斗」（平城宮左京二坊坊間大路西側溝出土）とあるように、山部集団は揖保川流域から千種川流域の宍粟郡西北域に分布していた。「山守里」と称された里域の中心も揖保川流域の山崎の辺りにあったであろう。それが文字通り安師川の名によって、さらには安師比売神の神名によって安師里と改称されたというのである。当該里は揖

保川流域と林田川流域にまたがって里域をもちながら、里を構成する須賀沢地区、山崎地区、安志地区の比重の変化により里名と里域も変動したのではないだろうか。

要因の一つは里長の出身地区の変化であった可能性がある。さらに地域的祭祀のあり方も里のあり方に影響したことであろう。里名のもととなった安師川の女神・安師比売神への祭祀が深くかかわっていたと見ることができよう。安師比売神とはどのような神であろうか。

川を塞いだ石と女神 安師とは『延喜式』神名帳の大和国城上郡条に穴師坐兵主神社があり、兵主神社がいくつかあるなかで、相嘗祭、名神祭に預かるのは城上郡の当社だけであり、単に穴師神社ともされた。安師・穴師とは「あなじ」、つまり西北から吹く悪い風を指し、その害を防ぐ風神としての神格を有したものと考えられる。

『新抄格勅符抄』所引大同元年牒には神封 52 戸のうち大和よりも多い 39 戸が播磨国にあつたことを伝える。『播磨国風土記』には宍禾郡当条に安師里が見えるほか飫磨郡にも安師里が見え、「倭の穴无の神の神戸」として仕えまつるが故に里名となったとされており、大和国の大師神社の神戸が播磨に存在したことが裏づけられる。39 戸に相当する神戸は、飫磨郡だけでなく宍禾郡にも存在したことであろう。穴師神社の神戸が播磨国に多く存在した理由は西北の風を防ぐ神であるところから大和から見て西北に位置することが挙げられる。播磨国内でも西北に位置する宍禾郡の安師神が重んじられたことが十分に考えられる。



▲水尾橋付近の川床の巨石



▲水尾橋近くの水尾神社の磐座

宍禾郡の安師神は川の女神として登場している。川の神が女神であることはほかにも例があり、『播磨国風土記』には男神と女神の河川争奪の伝承も存在する（揖保郡出水里条）。出水里の伝承は男神・女神が河川の流路を変えたと伝えており、当条とも類似する。安師比売が司る安師川（林田川）の流れを伊和大神が「三形の方」、つまり揖保川の上流部へと水源を奪ったとされる。林田川と揖保川支流の岡城川・染河内川との分水嶺は雪彦山付近の山系であり、揖保川本流と岡城川・染河内川の合流点近くに現在の伊和神社がある。

伊和遺跡の存在など伊和大神への信仰の中心地は伊和神社が所在する一宮町伊和と考えてよからうから、伝承では伊和大神は自ら司る水系に水源を奪ったことになる。まさに分水嶺付近に位置するのが安師里の「石以て川の源を塞」いだ場所であり、ここに比定されるのが安志姫神社よりも林田川を遡上した安富町関の水尾橋付近である。河床は巨石で覆われ、右岸辺りには水尾神社の磐座が存在する。山上の水尾神社は中世にさかのぼり、古

代から信仰の対象であった可能性が高い。この磐座的な景観、河床のあり様が風土記の「石以て川の源を塞ぎ」という神々による河川争奪の伝承を生み出したのではないだろうか。それはまた播磨国の西北に位置したところから安師神（女神）がこの地に祀られ、安師里は林田川水系と揖保川水系を峠で結ぶ領域として設定された可能性も指摘できよう。

（高橋 明裕）

（7）『播磨国風土記』神前郡条（冒頭）

- 神前郡。右、所_ニ以号_ニ神前_ニ者、伊和大神之子、建石敷命⁽¹⁾、山使村⁽²⁾在_ニ於神前山⁽³⁾。乃、因_ニ神在_ニ為_レ名。故、曰_ニ神前郡_ニ。
- 神前郡。右、神前と号くる所以は、伊和大神の子、建石敷命、山使村の神前山にあり。乃ち、神あることに因りて名となす。故に、神前郡と曰ふ。
- (1) 大系は「建石敷命」について、「伊和氏の支族が奉じた神」と指摘し、託賀郡法太里条にみえる「建石命」と同神とみる。
- (2) 大系は「山使村」を「山崎村」の誤りとするが、底本にしたがう。新編は、原文「山使村」の存在は、文脈上やや不自然とし、傍書説、「山崎村」「山前村」などと訂する説、「神前山」の上へ移す説などについて紹介する。
- (3) 高岡里条にもう一度出るが、同条底本は「前神山」と記す。

「かむさき」という郡名 本条は『播磨国風土記』神前郡条の冒頭にあたる。郡名の由来を記している。この郡名表記については、史料によって、「神崎」「神埼」とも書かれることがあり、すでに7世紀末の出土資料に登場している。藤原京跡木簡には、「(表) 神前評川辺里(裏) 三宅人荒人俵」などとみえている。当時の郡域はかなり広く、北は現在の朝来市生野町あたりから、南は現在の姫路市砥堀あたりまであった。

神前（神崎）という地名は、諸国にみられる。近江国と肥前国には「神崎郡」が、常陸国久慈郡・周防国吉敷郡・伊予国伊予郡・豊後国大分郡などには「神崎郷（里）」があつた。また『出雲国風土記』島根郡には、「加賀神崎」という岬があつたと書かれる。それぞれの読み方について、たとえば『倭名類 聚抄』には、「加无佐木」「加牟左支」などと記されているから、本郡の場合も、「かむさき」と呼ばれていたと思われる。

郡名のいわれと神前山の所在地 この「神前」の地名のいわれについて、本条には、伊和大神の子の建石敷命^{たけいわしきのみこと}が、山使村の神前山に鎮座することによると記されている。「神前山」があるという山使村の所在地については、後出の高岡里条によれば、おそらく同里内にあつたと考えられる。高岡里の領域は、江戸時代の字名の地名考証などから、現在の福崎町北西部（市川右岸）から姫路市香寺町の北部地域（久畑・中村・北恒屋・南恒屋あたり）に及んでいたと考えられる（『香寺町史 村の記憶』資料編、2005年、20頁）。したがって「山使村」および「神前山」は、このあたりのどこかにあつたと推定される。

その比定地について、現在もっとも有力な説は、新考で示された井上通泰説である。井上は、吉田東悟の『大日本地名辞書』による「鶴居村大字神前の神前山」説を否定し、福崎町の大字「山崎山」説を唱えて、つぎのように記す。

土人の今も神崎山といふは、福崎町大字山崎の山にて、一名を山崎山又千束山といふ。さて其山の端に、郷社二之宮神社あり。俗に山崎明神といひ、国内神社記にも鎮守山

崎明神とあり。播但線鉄道福崎驛の北に見ゆる森是なり。これぞ建石敷命の御座ならむ。建石敷命の建は、健の略字なり（新考、384頁。適宜句読点を付した）。

このように井上通泰は、地元で「山崎山」「千束山」と呼ばれる山が、風土記の神前山であると説く。そして南麓にある二之宮神社（山崎明神とも）が、その祭場であったと指摘している。

また戦後、鎌谷木三次氏も、江戸時代の史料に「山崎村」がみえることを根拠にして同様の見解を説き、つぎのように述べた。

山崎は、古成層からなる神崎山（三二三・七米、比高約二二〇米）を背景にして、その南麓の洪積層台地が神崎川右岸の沖積低地に向つて挺出した比高約五米の附近を占地してをり、南東には神崎川中流の広大な神崎平野が一望の裡に展望される佳境にあり、播磨国内鎮守大小明神社記（播磨国内神名帳）神崎郡十二社中の「鎮守山崎明神」に比定される山崎神社は、上記神崎山の南麓に鎮座してゐる。随つて、山崎（山前・山埼—突出した山の端の意）の地名は、このやうな自然地形から名を負つたものと考へられる。

（鎌谷『風土記を中心とする播磨国郷土誌の研究 神前郡の部』松本多喜雄氏による
贋写印刷本、1969年より。ただしこ子息の鎌谷博善氏により、2008年、復刻版が刊行された。引用部分は復刻版の2頁）

このように郡名の由来になった「神前山」については、福崎町内の山崎山ないしは千束山とみるのが有力視され、その南麓に古代の「山使村」があったと推定される。この山には、前述の二之宮神社境内の東側の尾根筋を登り口にして登ることができる。山上からはとても眺めがよく、旧神前郡の南側の平野部の「国見」にも適したところである。山上のあちこちには、かつて信仰の対象となったとも考えられる巨石群らしきものが存在している。

これに関連して、『福崎町史』第1巻では、「山頂には、虎か熊が蟠踞しているような形の大岩があつて、建石敷命も元来はこの巨岩を依代として降臨する神であったことがわかる」（同、173頁）と書かれている。2010年2月、筆者はこの山に登った。しかしここにいわれる大岩を確認することができなかつた。今後、地元の方々の協力を得て、より詳細な調査が必要になるだろう。



▲ 山崎山の山中の巨石群（2012年松下正和氏撮影）

神前と「荒ぶる神」伝承 ところで風土記には、もともとこの神前山にいたという建石敷命が「伊和大神」の「子」であると記される以外、どのような神格であったかは書かれていらない。しかし注目されるのは、古代の史料では、「神前（神崎）」という地名に関わる神は、人の通交を妨害する「荒ぶる神」と語られる神話が多い点である。

たとえば『播磨国風土記』賀古郡粟粟里の舟引原条では、「昔、神前村に荒ぶる神あり

て、毎に行く人の舟を半ば留めた」ので、往来の船はここに来て船を引き上げて行くのが常であったという。また『肥前国風土記』の神崎郡条に、神崎郡の「荒ぶる神」はたくさんの往来者を殺害したと記される。さらに『出雲国風土記』島根郡の加賀神崎条では、この岬の窟^{いわや}近くを船で通る時、船人は石を投げ、声を轟かして通過する。そうしないと神が現れて突風を起こし、船を転覆させてしまうからだと語られている。

一般に海や川などの水辺、内陸部の往来路などに向けて、山や長い尾根の先端が突出するような地形（＝崎・岬）の近辺は、水の流れが速く複雑であったり、尾根上や谷筋から吹きつける風が激しかったりするところが多い。そこを通ったり、近づこうとする人間にあって怖ろしい、危険な箇所であったと考えられる。そのような場所における自然や地形環境の怖ろしさそのものが、各地の「神前（神崎）」の地における、荒ぶる神の話の形成につながったのであろう。

交通の難所、要衝としての神前山付近 これを踏まえて現在の福崎町内の山崎山付近の自然地形をみると、このあたりは東西の丘陵部が市川に向かって張りだし、南北方向に走る交通路の幅がちょうど狭まる所である。あたかも神前郡の北側と南側の地を遮るような構造となっている。とくに北側から現在の山崎山（千束山）をながめると、それがあたかも「塞ぎ石」のような感を与える山容となっている。

地元での聞き取り調査によると、この山崎地区は、さまざまな方向の谷風が強く吹きつける場所で、とくに冬場は相当なものになるという。こうしてみると古代の他国にあった「神前」（神崎）の地と同じく、当地にも、荒ぶる神の話が作り語られる素地は十分あるといえるだろう。

また、この付近の古い交通路については、少なくとも江戸時代、市川東岸を通る「但馬街道（生野街道）」とは別に、西岸の川沿いにも「たじま道」とも呼ばれる南北間道路が一本通っていたらしい。福崎町立神崎郡歴史民俗資料館の調査によると、この旧道は、ちょうど問題とすべき風土記の「神前山」の東側の狭いすそ野、山崎地区の「千束」付近を南北に抜けて行くルートをとる。調査報告書には、この千束には、「明暦三年（一六五七）の郡内で最も古い法界万靈塔があり、石塔の前に、南北の道路が堰溝沿いに現在も残って」と記されている（同『神崎の道～辻の出会いと道しるべ～』福崎町教育委員会、2007年、7頁）。

「センゾク」の地元伝承と柳田国男 この「センゾク」の地名については、福崎町出身の民俗学者、柳田国男が、つぎのような興味深い伝承を紹介している。

播州でも、辻川の少し北にあたる山崎というあたり、市川の流れに山裾の崖がせまるところが、洗足とよばれていた。今は千束と書いている。暗夜などにあの崖の下の川つぶちに沿った狭い道を歩いていると、崖の上のの方から大きな足が出て、通る人の頭越しに川の水で足を洗うという話が伝わっており、それで洗足というのだと、土地の人はいっている。

（柳田「センゾクという所」〈同『故郷七十年（新装版）』神戸新聞総合出版センター、2010年〉333頁。初出は1959年）。

柳田はこの伝えを巨人伝承の一種として捉え、さらには古代人の葬地に関する信仰との関連性も指摘している。しかし残念ながら『播磨国風土記』の説話との関わりについては言及していない。ところが「大きな足」が出てきて人を脅かしたという崖側の山というの



▲千束よりやや北付近から南側をみる(左は市川、右は山崎山)

は、前述のように、ちょうど風土記の「建石敷命」が鎮座するという「神前山」にあたる。

柳田が紹介した少し怖ろしげな巨人伝承が、つい最近まで伝えられて来た根底の一つには、もともとこの付近の独特的な自然地形のあり方にもとづいて形成された、「建石敷命」の「荒ぶる神」伝承が存在していたとは考えられないか。

『播磨国風土記』には書かれないと、古代の高岡里の山使村の人たちの間では、交通路の難所近くの神前山に鎮座して、その麓を行き交う人々に襲いかかる「建石敷命」の怖ろしい神の話が、村の祭りの時などに語り継がれていたと推定しておきたい。それがやがて形をかえ、「センゾク」（洗足）の巨人伝承につながっていったのではなかろうか。

おそらく古代のこの地域の人たちは、村祭りに際して、この恐ろしい神の「怒り」や「荒々しさ」を鎮め祭ろうとするとともに、それを繰り返すことを通じて、この荒ぶる神が自分たちの村を守護してくれることを期待していたと考えられる。一方この付近の道を通ろうとする人たちも、「建石敷命」の神に対して、交通難所の無事の通過と旅の安全を祈願する臨時の祭りをしていたのであろう。

つまり古代の神前山の麓の祭場では（たぶん複数あったと思われる）、地元住民たちの定期的な日常祭祀とともに、旅人たちによる臨時の神祭りもおこなわれていたと推定される。人の往来が頻繁な道筋の祭場や神社では、祭りのあり方が単純ではなく、重層的な構造になっていたことに注意すべきであろう。

伊和大神の「御子神」系譜 なお風土記には、この神前山にいたという建石敷命が、伊和大神の「子」と記されている。この伊和大神は、宍粟郡の御方里伊和村（現在の宍粟市一宮町付近）に本拠をおく伊和君氏らが奉斎したと考えられる播磨固有のローカル神である。記紀神話では一切その神名は登場しない。しかし『播磨国風土記』には関連する神話の断片が合わせて 26 例みられる。

そのうち神自らが各地を巡回して「国作り」「国占め」「合戦」「求婚」等をおこなう話が 17 例、各地で大神の「子」「妻」「妹」などとされる神の説話が 9 例にのぼる。これを郡別にみると、宍粟・揖保・讚容郡のほか、鯛磨・神前・託賀の計 6 郡にも及ぶ。その信仰圏が西播地域のみならず、中播・北播地域にまで広がっていることがわかる。まさに播磨最高の土地神といえるだろう。



宍粟市一宮町嶋田大谷付近からみた伊和神社の社叢（盆地の右上。2010 年撮影）

風土記によると建石敷命は、このような勢力をもつ伊和大神と「親子関係」にあるという。もちろんこれは事実を語るのではなく、ある時期になって、擬制的に語り出された伝承の一つとみるべきであろう。宍粟郡の伊和大神と神前郡の建石敷命は、本来それぞれの土地で祭られていた、別々の独立神格であったはずである。

ところがある時期、このような伝承ができた背景には、伊和大神との「血縁上」のつながりを強調することにより、それを奉斎する勢力と、服属・同盟関係に入ろうとする地元集団の思惑があったと思われる。神前郡の高岡里付近においてどのような氏族が居住し、それが伊和君氏らとどのような同盟関係をもっていたかについて、今のところ不明である。今後、新たな史、資料の発見に期待して、さらなる分析に挑みたいと思う。（坂江 渉）

(8) 『播磨国風土記』神前郡高岡里条

- 高岡里。(神前山。奈具佐山)。土中々。右、云_二高岡_一者、此里有_二高岡_一。故、号_二高岡_一。
- 高岡里。神前山。奈具佐山。土は中の中なり。右、高岡と云ふは、此の里に高岡有り。故、高岡と号す。

『風土記』の空間認識 『風土記』は古代の地方行政組織である国・郡・里ごとに項目立てを行って記述されている。こうした点から、中央から派遣された国司を中心に編纂された『風土記』は国郡里制の枠組みに依った中央からの視点で地方を記述した地誌であるといわれる。里ごとに挙げられた各項目の地名などはその里に所在したと考えられるところから、里には領域が定められていたことがうかがえる。

ただし、同一里内に挙げられていても距離的に離れているなど、同一里の領域内に所在したことと考えにくい記述例も部分的には存在している。領域以外の理由によって同一里に項目立てられている可能性もありうるが、それは『風土記』の記述がもつてゐる独自の空間認識、政治空間の表現であることが考えられる。このように考えると、『風土記』高岡里条の項目として神前山、奈具佐山、高岡の3項目が挙げられていることは、古代の高岡里がどのような地域と捉えられていたのかを探るヒントになるであろう。

神前山と奈具佐山の位置 神前山は『播磨国風土記』神前郡条の冒頭に、伊和大神の子・建石敷命がここに鎮座した場所として記述されている。これは現在の福崎町山崎にある神崎山に相違ないであろう。麓には二之宮神社が所在し、神崎山を遙拝する位置にある。神崎山の山頂近くに神体山信仰の対象となる磐座がありはしないかと登って調べてみたが、確認はできていない。

しかし、神崎山が市川と挟まれた狭隘部に臨む場所に所在し、その狭隘部には柳田国男がいう小字「千束」が存在すること、また後背に坂戸山が有る点からもこの地が神前郡内の市川筋の南北交通の要衝であり、神崎山に鎮座する建石敷命はその交通を支配する神として崇められていたのであろう。この神は神前郡の地名起源ともなり、郡冒頭に登場するのにふさわしい神であると理解できる。その神前山が領域的には高岡里に所在することは、神前郡の空間認識上に占める高岡里の位置を推し量ることができよう。

奈具佐山は現在の七種山である。七種山に発する七種川は高岡を通って市川に合流するが、付近を通る県道福田田口線は福田の旧集落近くを通って福崎、西田原の辻川へと福崎町の中心部分へ至る。福崎・辻川は北条へ至る東西交通と市川筋の南北交通の結節点となっている。

高岡里と「高岡」の山容 『播磨国風土記』高岡里条の記事内容としては、神前郡の他の粳岡里や多駄里などの記事内容と異なり、神々などが登場するような豊かな説話的なものが記載されていない。高岡里の領域ないし政治空間に神前山、奈具佐山が所在することを伝えるのみで、神前山の地名起源説話は神前郡の冒頭に委ねられている。地名起源を語るのは「此の里に高き岡有」るゆえ、里名が高岡里となったと語るのみである。説話性の乏しい記事であるが、むしろ高岡里そのものを理解するうえではこの高岡に注目すべきであろう。

高岡は福崎町高岡に所在する標高225メートルの山丘にほかならない。市川右岸及び七

種川が市川と合流する手前の流域から西を望むと、「高岡」の円錐状の秀麗な山容を見ることができる。高岡里のシンボルと見えなされた山丘と考えることができる。高岡を望みみることができる一帯が高岡里の中心部分、里を成立させた開発地であった可能性が高い。

七種川と市川が合流する地帯は歴史時代において河川の旧流路が入り乱れ、氾濫原が広がっていたが、福田、福崎、辻川などの前近代から続く集落及び街道は最低位の段丘面に立地している。これを福崎面という。七種川の上流の谷底平野は下流に至ると侵食作用によって上流側の谷底平野を削りこんで数段にわたる段丘地形を形成している。七種川では板坂新田付近からそうした段丘地形が発達し、この福崎面は典型的な河岸段丘地形を発達させる市川沿いの低位段丘へと連続する。福田付近は七種川と市川右岸の低位段丘である福崎面上に発達した地域であり、七種川をはさんだ対岸の神谷付近にも福崎面が広がっている(『福崎町史 第3巻 資料編i』1990年、福崎町)。



▲七種川流域から望む高岡

この地から七種川上流方向に向かうと秀麗な姿を見せるのが高岡なのである。福崎面上に広がる高岡里が福崎・辻川から北条へ至る東西交通と市川筋の南北交通の結節点に位置しているという空間認識、そしてこの地の地域景観のシンボル的な存在としての高岡の山容はまさに『風土記』高岡里条の記述を裏づけるものと解釈することができるであろう。

段丘面の開発と市川の氾濫原 古墳時代と奈良時代の福崎町域の集落遺跡は八千種地区に五か所ほど集中して見つかっているほかに東田原、西田原地区からも遺構が出ているが、これらは西田原地区の薬師山の裾野など福崎面よりも上位の段丘面や扇状地にあたる。町域内の古墳時代後期の古墳群も丘陵の裾野など同様の立地である。

奈良時代から平安時代の掘立柱建物跡と金銅帶金具が出土したことで注目される矢口遺跡は七種川を溯った高位段丘面に位置している。里を構成した古墳時代から奈良時代にかけての中心的な集落の立地は中下位段丘面や山地裾野の扇状地であったと見られるが、一方で古瓦が出土し奈良時代の寺院跡である福田無量寺跡は福田地区の旧集落に位置し、低位段丘の福崎面上に立地する。『風土記』高岡里条が示すように、奈良時代を前後するころ市川・七種川の氾濫原よりやや高位の低位段丘である、福崎面の開発・耕地化が進みつつあった可能性がある。

一方、市川と七種川の氾濫原の土地利用はどうであったろうか。それについて参考になる史料が『日本三代実録』元慶6年(882)12月21日条の勅である。山城、大和、美農、播磨、備前各國の禁獵区に関する再度・新規の禁制が出されている。播磨では賀古郡、印

南郡、賀茂郡の野や河原とともに、神崎郡では「北河添野」と「前河原」の地が挙げられている。両所の神前郡内における所在地は不詳だが、同勅によれば播磨国で挙げられているのは加古川下流部の「賀古郡野」と「印南野」を除けば、賀茂郡の「宮来河原」「尔可支河原」と神崎郡のそれであり、賀茂郡や神崎郡のような山間を河川が谷地形を形成している地域では、禁獵区とされたのは「河原」と称されるような河川氾濫原とみるべきであろう。

『風土記』は川辺郡の勢賀などにも狩猟にまつわる伝承を載せているが、市川支流岡部川の上瀬加・下瀬加地区はかなり狭い谷筋であるので、禁獵区としての「河原」の名称にふさわしくないであろう。

北河添野・前河原の候補地としては市川の氾濫原の「野」「河原」を考えるべきである。そこで候補地としたいのが、福崎町福崎から、

福崎新、西治、高橋、南田原、姫路市船津の一帯の市川沿岸の氾濫原地帯である。福崎にはちょうど七種川が屈曲している辺りに小字名「野添」があり、西治側にも「北野添」「下野添」がある。船津町の北辺にも市川沿いに「上野添」「下野添」の小字名が存在している。「添」の地名語源は不詳だが、この一帯に「添」の地名で呼ばれた氾濫原の野があったのではないか。さらに西治と福崎新にかけての市川右岸に「下河原」「東河原」の小字名がある。河川沿いに小字名「河原」があることは全く特別なことではないが、福崎町内の市川沿いで小字名「河原」があるのはこの付近だけである。このことの有意味性を認めたいと思う。

以上の点から『日本三代実録』元慶 6 年 (882) 12 月 21 日条に禁獵区としてみえる北河添野と前河原の候補地を七種川と市川の合流点下流の氾濫原としたい。さらに下流の香寺町犬飼の地名が獵犬や土地管理のための部民犬養・犬飼と関わるものとすると、これも禁獵区の証左といえるかもしれない。

神前郡の中心、高岡里 犬養・犬飼地名に関しては、王権のミヤケと関わるという先行研究が存在するが、禁獵区にしてもミヤケにしても王権と密接である点で共通していよう。その論点は深めることはここでは割愛するが、神前郡の中心地としての高岡里にふさわしいといえよう。古代の高岡里は市川と七種川の合流点に位置し、南北交通、東西交通の要衝として神前郡の重要な位置を占めた。当地の開発は福崎面と呼ばれる低位段丘上の開発によって里として発展していった。そのなだらかな段丘から望まれる「高岡」は文字通り高岡里のシンボルであった。市川氾濫原の低地は粗放的な土地利用として禁獵区とされた可能性がある。中央の王権とも密接に関わりをもちながら市川流域を開発することによつてこの地の歴史を刻んできたのである。

(高橋 明裕)



▲福崎面段丘上に立地する福田地区

(9) 『播磨国風土記』神前郡多駄里条（冒頭部～邑日野）

■多駄里（邑日野・八千軍野・糠岡） 土中下 所以号多駄者 品太天皇 巡行之時 大御伴人 佐伯部等始祖 阿我乃古 申欲請此土 爾時 天皇勅云 直請哉 故曰多駄 所以云邑日野者 阿遲須伎高日古尼命神 在於新次社 造神宮於此野之時 意保和知苑廻為院 故名邑日野

■多駄里（邑日野・八千軍野・糠岡） 土は中の下なり。多駄と号くる所以は、品太の天皇、巡り行でましし時、大御伴人、佐伯部等が始祖、阿我乃古、此の土を欲請ひ申しき。その時、天皇、勅りたまひしく、「直に請ひつるかも」とのりたまひき。故、多駄といふ。邑日野といふ所以は、阿遲須伎高日古尼命の神、新次の社に在して、神宮を此の野に造りましし時、意保和知を苑り廻して院と為したまひき、故、邑日野と名づく。

西光寺野と『風土記』の邑日野 『風土記』の時代、神前郡多駄里には、「邑日野」^{ヲホワチノ} という野があった。ここに「阿遲須伎高日古尼」という神が「神宮」を造り、周りに「意保和知」という茅（チ＝カヤ）を刈り取って編んだ「院」を廻らせた。そこで、この野を「オホワチ野」と名づけた。『風土記』は、邑日野の由来をこう説く。

多駄里の遺称地は、姫路市山田町多田。邑日野の他、『風土記』があげる多駄里の地名に、「八千軍野」と「糠岡」がある。八千軍野は福崎町八千草、糠岡は姫路市船津町八幡の糠塚が、それぞれ名残りの地。おおよそこうした広がりを持つ地域で、八千軍野一八千種あたりの野とは異なる「野」が、邑日野である。

そこで、「西光寺野」が思い浮かぶ。西光寺野は、福崎町田原から姫路市豊富町にかけて南北に延びる台地で、市川と平田川との間に形成された広大な河岸段丘。その段層は、七段から八段にもなる。このように大規模で典型的な段丘は、播磨では加古川東岸を除いてはみられない際立った地形である。多田も、この段丘上の地だ。

理由は示さないが、吉田東伍の『大日本地名辞書』は、西光寺野を『風土記』の邑日野とみなしている。福崎町出身の国文学学者、井上通泰も、吉田の考えを受け継いだ。多駄里の遺称地・多田も西光寺野にあるのだし、その存在感からも、この野を多駄里の邑日野とみるのは自然ではある。西光寺野は、やはり邑日野なのか。

古代の「新次神社」はどこに？ 「新次社」のアジスキタカヒコネの神が邑日野に「神宮」を造った、と『風土記』はいう。『延喜式』神名帳にある神前郡「新次神社」が、この「神宮」であろう。『延喜式』は、10世紀初めに朝廷が編さんした、法制度や儀式の施行細則書。その神名帳一神社リストに載る「延喜式内社」は、朝廷との関わりも深く格式は高い。新次神社は、神前郡では2社しかない延喜式内社の1つである。新次神社はどこにあるのか。それが、邑日野の在りかの手がかりとなる。

現在の「新次神社」は、姫路市豊富町御蔭にある。しかし、この神社は、江戸時代には「葛城權現社」と呼ばれていた。その頃、本来の新次神社は、すでにわからなくなっていたようだ。御蔭の葛城權現社が古代以来の新次神社とみなされるようになるのは、明治に入った頃で、姫路藩が定めた。土地の古老たちが、この神社を新次神社として言い伝えていたらしい。祭神の「葛城大神」が、古代の新次神社の祭神アジスキタカヒコネの異名であるのも、根拠となつたのだろう。たしかに成り立つ話ではあるが、この神社が多駄里ではなく蔭山里の故地の御蔭に立つことが、腑に落ちない。

この点で、そもそも山田村にあった神を分け移したのが今の新次神社である、という古者の話が伝わるのは見逃せない。そこで、旧山田村の近辺に目を移すと、姫路市船津町の瑞岡神社が、アジスキタカヒコネを祀っている。瑞岡神社ができたのは、江戸末期。近くの山田村西多田にあった小さな祠を移したのが始まりという。現在、旧神前郡の内でアジスキタカヒコネ（「葛城大神」）を祀るのは、瑞岡神社と新次神社の他には見当たらない。

辻つまは合う。古代の新次神社は、多田にあった。それが、（言い伝えによれば）中世に廃れていく中、祭神を分け祀って、旧葛城権現社—今の新次神社となった。かつて西多田の名もない祠に鎮座し、今は瑞岡神社に祀られるアジスキタカヒコネの神は、古代の新次神社の痕跡である…。おおよそ、そういうことだろう。

邑日野と「茅」と西光寺野 茅で神宮の垣が造られたから邑日野という、と『風土記』は語る。野に生い茂る茅が、印象的だったのだろう。この「茅」も、邑日野と西光寺野とを結びつける。

福崎町に伝わる民話に、「おなつ狐」がある。女狐が人に化け、悪さをするというものだ。狐のすみかは、西光寺野である。西光寺野が本格的に開墾されるのは大正からで、それまでは一面のススキ野であったという。

ススキは「尾花」ともいう。穂を、狐の尾に見立てたのである。正岡子規の句に、「祭見に狐も尾花かざし来よ」とあり、与謝蕪村にも、「狐火の燃えつくばかり枯尾花」の句がある。ススキと狐とは、文学的な連想によって結びついていた。「おなつ狐」も、西光寺野に奥深く広がるススキ野の光景が搔き立てた、人々の想像力の産物なのであろう。

ススキは、すなわち「茅」である。西光寺野のススキの群生は、アジスキタカヒコネが茅を刈り取った、古代の邑日野の風景に繋がる。

邑日野の遺称地と西光寺野 こうして、吉田東伍や井上通泰がいうように、『風土記』の邑日野を西光寺野とみて誤りはないようだ。が、その痕跡らしき地名は、多駄里の遺称地・多田の近辺をはじめ、神前郡には見あたらない。そこで、多田から南東へ6キロメートルほど、『風土記』の賀毛郡にあたる、加西市「両月町」^{わち}が気になる。前身の「月村」は、東と西の2つの村に分かれていたが、後に合わさった。それで「両月村」となったが、訓みは「ワチ村」で、これが現在の地名に受け継がれた。

井上通泰も、新考の中で、両月と邑日野とを結びつけている。井上は、古代の邑日野は現在の山田町あたりを中心とする曲尺（L）のような形の広野で、西光寺野がそのタテの部分にあたり、両月をヨコの部分の右（東）端と考えた。邑日野は2つの郡にわたる広大な野で、両月はその名残りとみたのである。

河川をはじめ、1つの地形や地名が複数の郡をまたぐことはある。しかし、多田から両月にかけての地形を、1つの「野」というのは難しい。郡境は、南北から丘陵が迫る長細い回廊状の平地になっている。この回廊状の地形が、西光寺野と両月周辺の「野」とを分け、その上で両者を繋いでいるといった方がよさそうだ。

「ワチ」と「輪地」と「月」 そもそも「ワチ」とは、猪・鹿などの野獸を防ぐため堀や垣を廻らした耕地や集落と、その周囲の垣などを指す言葉らしい。つまりは、「輪地」である。『廣辞苑』も、「わち」を「輪地」とし、「イノシシなどの害を防ぐための田畠の外囲い」と解説している。邑日野の「オホワチ」も、大きな「ワチ」ということだろう。

『風土記』の説話は、垣の素材となった茅と、その垣で囲まれた「神宮」の景観（およ

び垣そのもの）としての「ワチ」とを掛けたものとよめる。『風土記』の揖保郡の「家内谷」は、周りに垣を廻らしたような地形の谷を、家の景観にたとえている。邑日野もこの類で、野を「輪地」に見立て、その形成を神の仕業としたのだろう。

「ワチ」の地名は各地にあり、これらも「輪地」状の地形からきた名が多いようだ。両月のように、「月」の字をあてる例もみられる。「輪地」が、往々にして三日月状になるかららしい（「月の輪熊」の「月の輪」も、三日月である）。

両月あたりの地形も、下里川と丘陵とに挟まれた、見事な三日月型。一方、市川と平田川とに挟まれて南北に湾曲しながら延びる西光寺野も、いかにも「輪地」の景観である。あるいは、多田あたりの段丘面をはじめ、上位の段丘に茂る芽の群生によって垣のように長細く縁どられた、いくつもの西光寺野段丘面を総称してオホワチノと呼んだものか。説話の内容からは、それがよりふさわしいかもしれない。

邑日野と両月付近とは、隣り合せの「ワチ」なのだろう。「オホワチ野」は、その内の「大きなワチ」を指したものでもあろうか。一案として示しておきたい。

多田地域に集中する前方後円墳 多田あたりには、古代の豪族の墓も多い。とりわけ、大和の王権との結びつきを示す「前方後円墳」が集中する。6世紀中頃の前方後円墳「諏訪の岩穴古墳」（全長約40メートル）は、多田の「諏訪神社」として祀られている。そこから東へ約500メートル、多田と北山田の境の小丘上には5世紀の「清盛塚古墳」（全長約46メートル）、その300メートルほど東には、6世紀中頃の「御大師山古墳」（全長約28メートル）がある。さらに、御大師山古墳の北西800メートル、諏訪の岩穴古墳からは北東800メートル、福崎町との境の小高い山にも、「東多田1号墳」がある。

ほぼ半径500メートルの圏内に、4つの前方後円墳が集まっている。今のところ、旧神前郡の前方後円墳は、これ以外には2つほどしか知られていない。他に、未確認のものや、破壊された前方後円墳もあるかもしれない。が、これほどの際立った集中は圧倒的である。

諏訪の岩穴古墳の北西200メートルには、7世紀後半の古代寺院「多田廃寺」も存在した。寺院もまた、王権との結びつきを示す。延喜式内社の新次神社が立地するにも、ふさわしい土地柄ではある。最近では、多田廃寺は9世紀頃の創建ともみられている。が、いずれにせよ、古代の多田は、王権を背景にした豪族が、その権勢を見せつけてきた地であったことは明らかだ。この地の名が行政単位としての里全体の名称となつたことにも合点がいくのだが、こうした地域性は、多駄里の里名由来说話にも表れている。

『風土記』の説話からみた多駄里と王権 「品太天皇」（応神天皇）が巡行して来た時、従者の「阿我乃古」^{アガノコ}が、土地を賜りたいと天皇に願い出た。その時、天皇は、「^{ただ}直に請ひつるかも」（人も介さず直々に願い出したことよ）と応えた。そこで阿我乃古が賜った地は「タダ」と呼ばれ、それが里名となつたと『風土記』が説く、多駄里の名の由来である。

『風土記』では、阿我乃古は「佐伯部」たちの「始祖」である。一方、『風土記』と同じ頃に朝廷が編さんした歴史書『日本書記』では、彼は「佐伯直」として現れる。佐伯部とは、王権の管掌の下で各地に配され、軍事等に従事した人々。佐伯直は、佐伯部を統率した現地の豪族。佐伯部の始祖、という表現は少々気になる。が、阿我乃古は行幸の従者で、天皇から土地の領有を許されているし、『日本書紀』でも天皇側近の親衛隊のように描かれている。彼は、王権と強く結びついた播磨の豪族「佐伯直」だったのだろう。

播磨の豪族が巡行につき従い、土地の領有を王権から直々に承認・保証されている。土地の豪族と王権との親密な結びつきを表すやりとりが、里名の由来となっているのだが、これは、多田に前方後円墳や古代寺院・延喜式内社等が集中することと対応する。

『風土記』は、神前郡聖岡里の名の由来となった聖岡について、大汝（オホナムチ）と小比古尼（スクナヒコネ）という神々の営みによって名付けられたと説く。ところが続けて、応神天皇の事績を聖岡の名の由来とする異説を載せる。また、聖岡里の「生野」は、「荒ぶる神」がそこで人々を害するため「死野」と呼ばれていたのを、応神天皇が改名している。これらは、その土地に古くからあった名付けの上に、王権との結びつきを重んじた新たな由来が、改名をもともないながら重なっていったものとみえる。そして多駄里の名を説く話では、古来の名付けはもはや痕跡を止めない。説話にも明らかな王権の強い影響力が、その背景にあるのだろう。

一方、播磨諸郡の名について『風土記』をみると、南東五郡（飾磨・賀毛・加古・印南・美囊）は天皇の事績に基づき、その他の五郡（託賀・神前・揖保・宍禾・讚容）は地域の神や巨人に由来する。おそらく大和との遠近もあって、王権との結びつきが、播磨でも東南寄りの地域では比較的に早くから強まり、北西の地域では遅れ気味に弱含みで進んだことを示すものだろう。北西5郡の一つである神前郡の名も、播磨の神「建石敷命」が鎮座するという「神前山」からとられている。そんな神前郡の中で、多駄里は、王権の力が目立って強く及んだ地域であるといえる。

おわりにかえて 多駄里についての『風土記』の記述のうち、冒頭部と呂日野を中心に考えてみた。十分に取り上げられなかった「糠岡」と「八千軍野」についても、本文の内容をどう発展させるかという視点から、少し触れておこう。

糠岡と八千軍野にまつわる説話は、ともに「伊和大神」と「天日梓命」の2つの神の争いがテーマである。伊和大神は、揖保川流域を本拠とし広く播磨に信仰を伸ばしていった地域色の強い神で、神前郡の名の由来となった建石敷命も、伊和大神の子とされている。ちなみに、『風土記』の中で伊和大神が活躍するのは、郡名の由来を王権に求めない北西5郡とほぼ重なるのも、傾向としてはうなづける。一方の天日梓命は朝鮮半島の新羅からやって来た神とされ、渡来系の人々や王権との関わりが深い。この2神の闘いは、伊和大神の本拠である揖保郡・宍禾郡の記述にもみえ、結局、天日梓命は但馬に退いて出石神社に祀られる（実際、出石神社の祭神は天日梓命である）。

この神々の闘いは、どんな歴史的事実を物語るのだろうか。また、本文で取り上げた呂日野の説話も、神々の世界のことであった。新次神社の祭神アジスキタカヒコネは、「葛城大神」とも呼ばれるように、大和の葛城を本拠とする神である。が、一方でこの神は、出雲や九州の宗像とも縁が深い。伊和大神も出雲とは関わり深いが、それも背景にあってのことかどうか、『風土記』では、アジスキタカヒコネは伊和大神の子ということになっているようだ。さらに、『風土記』の託賀郡条には、この神の痕跡を示す説話がのこる。一筋縄ではいかないこの神が表すものは何か。

一方、多駄里の名の由来说話は、土地の豪族と天皇とのやりとりという人の世界の物語であり、神々の話より新しい歴史の層に含まれるといえる。この新旧2つの層の物語が重なると、どんな構図がみえてくるのだろうか。興味は、いよいよ尽きない。

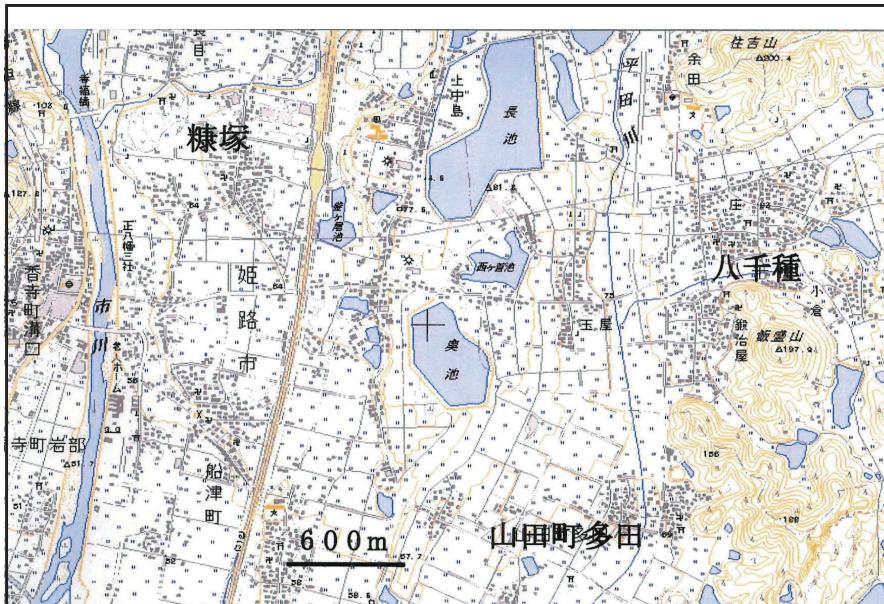
（井上 勝博）

(10) 『播磨国風土記』神前郡多駄里八千軍野条

- 多駄里。(邑曰野・八千軍野・粳岡)。土中下。…(中略)…。所_ニ以云_ニ八千軍_ニ者、天日梓命軍在_ニ八千_ニ。故曰_ニ八千軍野_ニ。
- 多駄里。(邑曰野・八千軍野・粳岡)。土は中の下。…(中略)…。八千軍と云ふ所以は、天日梓の命の軍、八千あり。故に八千軍野と曰ふ。

古代における野 『播磨国風土記』の神前郡条には、郡名のほか、6つの里の名、そのものにあった「村」「山」「川」「野」などの地名が、合わせて20例みえている。もっとも多い地名は「山」や「丘」などの丘陵で9例。ついで川が4例、そして「野」が4例という順になっている。八千軍野という野は、神前郡内に4つあったと伝えられる「野」の1つである。

現在、この「野」という言葉は、「野原」などという言葉もあるように、「原」とほぼ同義で用いられることが多い。しかし「野」と「原」は、もともとは明確に異なる地形をさす用語だったらしい。地名景観の研究成果によると、古い時代の「野」は、カタカナの「ノ」という表記のように、山麓の傾斜地や山の裾野付近を示す語として使われていたという（柳田国男『地名の研究』1936年、樋口忠彦『日本の景観』筑摩書房、1993年。初出は1981年）。つまり古代の「野」は、必ずしも平坦な場所を意味せず、むしろ山裾のかなり見通しのきく所、見晴らしの良い景観であったといえる。たとえば、『播磨国風土記』の賀毛郡穂積里の小目野条では、品太天皇（応神天皇）が巡行して、「小目野」に宿した時、ここで「四方を望み覧た」と記されている。「野」と書かれる土地が、支配者の「国見」にも適した所であったことをうかがわせる記述である。



▲福崎町八千種の周辺地図（国土地理院地図を加工）

古代の野をこのように理解した上で、「八千軍野」の比定地についていようと、現在も「やちさく」の地名がのこる、福崎町八千種付近をさすとみるのが通説である。新考では、「今八千種村あり。近世まで此附近を八千種庄と称せしに拠りて明治十年に命名せしなり」（同、405頁）と記されている。当地は、住吉山と飯盛山（春日山）に挟まれる、やや狭

小の地であるが、東側の高所から西側に向かって、なだらかな傾斜地の景観がつづく所である（地図参照）。現在はたくさんの民家が建って、わかりづらくなっているが、古代の野に相応しい土地といえそうである。

「八千軍野」と「八千軍村」 風土記では、この「やちくさ」の地名のいわれについて、わざわざ但馬国^{たじまのくに}の出石郡に鎮座する「天日梓^{あめのひば}命^{このみこと}」の軍勢の数の多さに結びつけて説明している。のこと自体、とても興味深く、重要な研究課題といえる。ただ「やちくさ」の「八千」は、多数をあらわす「聖数」であり、「非常にたくさんの草が生える野」というのが、本来の意味だったとも推定されている（神崎勝『講座「播磨国風土記」第二十五回』NPO 法人妙見山麓遺跡調査会刊、2010 年。なお鎌谷木三次氏は、八千の「ヤチ」を、「谷間の湿地」の「ヤチ」の意から出たと理解する（鎌谷前掲書、72 頁）。

ところが、当時の「八千軍野」は、傾斜地に単なる草原が広がるだけの土地ではなかつたようである。考古学的にみると、かなりの数の人々、——とくに須恵器^{すえき}を作る工人集団^{こうじん}等が住んでいた痕跡がある。現在の八千種の小倉地区には、須恵器の窯跡遺構の「福井谷遺跡」があり、また飯盛山（春日山）の古墳からは「鷦尾棺」（=寺院の屋根の棟の両端にのせる鷦尾^{しづかん}を棺^{ひつぎ}に転用したもの）が見つかっている（福崎町立神崎郡歴史民俗資料館編『播磨国風土記～いにしえの福崎地名探訪～』福崎町教育委員会、2012 年）

さらに時代が降って中世の 14 世紀代の史料には、「蔭山庄内八千草村」と出てくる（正和 5 年（1316）7 月 27 日一音院領目録『九条家文書』）。またそれを遡る永仁 5 年（1297）8 月の「御所大番役定書案」には、蔭山庄の村として 7 つあり、「山田村」「砥堀村」「多田村」「にしのむら」「下村」「中村」とともに、「八千草村」があると記されている（なお江戸時代の史料には、「八千種庄」という記述がでてくる（鎌谷前掲書、72 頁）。

これらからみて、風土記の時代の「八千軍」にも、「八千軍村」という村があった可能性は高いのではなかろうか。『播磨国風土記』全体をながめてみると、固有の地名をもつた村が、トータル 30 例以上登場する。しかしそれ以外の「野」「川」「丘」などの自然地名に冠せられる地名の中にも、事実上、村名としても使われている事例が少くないのかも知れない。今後、さらなる研究を深めていきたいと考える。

旧村（大字）単位の聞き取り調査 なお福崎町内の風土記の故地については、これまで科研調査と並行しつつ、福崎町教育委員会とも連携して、区長や郷土史研究者など、何人かの方々のご協力を得て、聞き取り調査を始めている。とくに現在の八千種においては、2012 年度に、江戸時代に存在した 4 つの村のうち、「庄村」と「鍛治屋村」に相当する地区的聞き取り調査を実施した。地区内の生業・ため池・水利・信仰・寺院・講・祭り・年中行事・慣習・遊び・人の行き来など、生活に密着する身近な歴史情報を得ることができている（坂江渉・井上勝博・高橋明裕・松下正和「『播磨国風土記』神前郡条の研究②」『神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター平成 24 年度活動報告書 共同研究「辻川界隈の地域歴史遺産掘り起こし及び三木家住宅の活用基本構想作成』神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、2013 年）。

これらを活用して、今後さらに風土記研究を深めるつもりである。なるべく早いうちに「余田村」「小倉村」など、残りの旧村地区の聞き取り調査をおこないたい。

（坂江 渉）

第4部

調査報告

本研究では、『播磨国風土記』とは別に、播磨古代史に関連すると思われる遺物や交通路（とくに播磨・摂津間）に関する現地調査も何度かおこなった。ここでは遺物調査報告の結果について記す。

神戸市神出窯跡群Ⅲ「神出鴨谷2号窯」出土のヘラ書き文字資料のある須恵器調査報告

2012年3月5日

坂江渉・古市晃

①調査の経緯

2012年2月1日、サンケイ新聞の加古川駐在の出雲記者より、ヘラ書きの文字資料についての調査コメントが欲しいとの依頼が坂江宛に入る（和田萃氏の推薦）。それを受け共同研究者の古市晃と坂江渉が相談し、現在、兵庫県立考古博物館の「ひょうごの遺跡vol.4」企画展にて展示中の同資料調査をおこなうことを決定。同館の社会教育推進専門員の岡崎正雄氏に電話して、調査訪問の件を打診。2012年2月7日に調査を実施した。

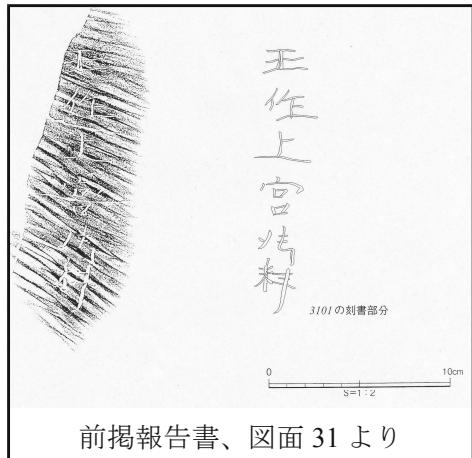
②調査日

2012年2月7日午後4時～6時頃まで、岡崎氏と調査担当された森内秀造氏の案内で、まず企画展で展示されている鴨谷2号窯出土の須恵器資料（甕体部肩。報告番号3101、10世紀以降）を見学。その後、地階の学芸員室に案内され、そのほかの関連資料（3201、8301、8401、8402）も調査見学。仮写真撮影もおこなう。



③関連する調査報告書

兵庫県考古博物館編『兵庫県文化財調査報告第407冊 神出窯跡群Ⅲ』(2011年2月、兵庫県教育委員会)。同書の70頁の載る釈文一覧によると、報告番号3101の資料について、「王作上宮御料」と解析。



前掲報告書、図面31より

第7表 刻書一覧

出土窯	報告番号	記載内容	器種・位置
鴨谷2号窯 灰原	3101	王作上宮御料	甕体部肩
鴨谷2号窯 SD01	3201	[王カ] □	甕体部破片
鴨谷3号窯 灰原	8301	□料	甕体部破片
鴨谷3号窯 表土	8401	□屋□	甕体部破片
鴨谷3号窯 灰原	8402	[田カ] □殿御料	甕体部破片

前掲報告書、71頁より

(以上、坂江渉)

④調査所見

今回の調査では、一〇世紀半ばから後半の操業とされる神出鴨谷三号窯、一一世紀前後の操業とされる同二号窯から出土した須恵器刻書を実見した。三号窯からは、「□料」「□殿御料」(以上灰原出土)、「□屋□」(表土から出土)の三点、二号窯からは「王作上宮御料」(灰原出土)、「□」(SD ○一出土)の二点が出土している。いずれも甕の体部に、焼成前に刻書されたものである。以上五点のすべてについて実見できた。

釈文については、いずれも報告書に呈示された案に異論はない。書風については、奈良時代の書に比べるとやや和様化した傾向が看取でき、考古資料としての年代観と矛盾するものではない。

これらの刻書で、要素のもっとも豊富な「王作上宮御料」について、報告書では「上」を「タテマツル」と読む案を提示する一方で、「上宮」と一つに読んで、「王作」を上宮にかかる修飾語と解して、「王作上宮」という固有名詞とし、「いずれかの皇胤の御殿」と指すとする案を妥当としている。

刻書を読み下す場合、冒頭は「王の作れる」とするのが妥当であろうから、全体としては「王の作れる上宮の御料なり」または「王の作り^{たてまつ}上^{れる}宮の御料なり」と読むことになる。このように、文体は漢文ではなく和文表記に従ったものであり、かつ某宮への貢納を意味することになるから、確定はし難いものの、敬意表現として後者を探るのが順当と考えておく。いずれにしても、王氏は製作管理者を指し、その王氏が某宮に貢納した製品とする考えるのが妥当であろう。仮に上宮と解した場合には、一一世紀頃に上宮と呼ばれていた王族集団を確定する必要があるが、現在のところ検討し得ていない。また「王」は「玉」の略字体として用いられる場合もあるので、「玉作の上れる宮の御料なり」と読めないわけではない。この場合も、玉作が製作管理者としての玉造氏の某人を指すことになる。なお「御料」とは、刻書された須恵器を含む、窯での生産物全体を指した語と解する。

但し当該期の窯の性格については、考古学を中心にさらなる検討が必要であろうし、そ

れにともなって刻書の意義も異なってくる可能性があるのは当然である。小文はあくまで現段階における一試案であることをお断りしておきたい。

なお、調査に際しては、兵庫県立考古博物館の岡崎正雄氏、森内秀造氏の御高配を賜った。記して謝意を表したい。
(以上、吉市晃)

2010(平成 22)年度～ 2012(平成 24) 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) 研究成果報告書
播磨国風土記の現地調査研究を踏まえた古代地域社会像の提示と方法論の構築
(課題番号 22520669)

2013 (平成 25) 年 3 月 31 日発行

編集・発行

坂江 渉 (研究代表者)

〒 657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター

電話 078-803-5566 (Fax 兼)

E-mail FZT03024@nifty.com (坂江 PC)
